

ところのその國際政治的協同體の現實性を看過することがあつてはならない。私は我國の政論人・新聞人・政局擔當者の、此の點に關する識見と聰明を前提として、以下、昭和十五年ますます尖鋭化されたところの我が戰時經濟難の三つの方面殊に經濟統制部面への打開的暗示を略述したいと思ふ次第なのである。

二 戰時經濟難の三つの現はれ

さて、此の大規模の機械化戰消耗戰を、昭和六年頃の我國産業情勢及び産業編成をもつて戦ひ抜き得ざりしことと言ふまでもあるまい。即ち滿洲事變勃發當年の我國工場生産總額五十二億圓から、昭和十二年の其れが早くも百六十五億圓へと三倍大したからこそ、現存の戰果と耐戰力とを確保しえたのである。更には斯かる生産總額中の主要部分が、會つての輕工業中心から重工業中心へと轉換されたからこそ、此の成績をあげたのである。(もちろん之は軍需充實といふの觀點のみからいふ)。即ち斯かる増産の主因たりしものは金屬工業・機械工業・化學工業の所産の數倍大といふ事實であり、そしてその裏には紡織工業のそれの如き僅かに二倍加したにすぎないものが隠れてゐるのである。かやうの時局産業と平和産業との發達の間に示された比重の顛倒が、爾來いまにいたつて、一段と而して益ます激化してゐることは明かである。

この種の經濟編成替を齎らした第一の現はれは周知の通り、謂はゆる生産力擴充である。抑も生産力擴充は此の場合、直接又は密接に軍需に關係するものを意味するのであり、其れの進行する裏面には輸出産業及び内需産

業の生産力は當然停頓したか又は減少さへもしたのである。しかしして之を數量的に企畫したものは物動計畫に外ならないが、此の計企を實踐せしめたところの法律的根據は之を時間的に示せば左の三者又は四者である。曰く、爲替管理法・輸出入品等臨時措置法・資金調整法そして國家總動員法。ところが此の種の生産力擴充の對象は必然的に擴大再生産的ではないものであり、隨つてその擴充は輸出産業と内需産業の生産力不擴充を伴ふのみではなく、實に此の軍需生産力擴充に従ふ何百萬人の生活必需品は別に之を稼得せねばならぬものである。

右の情勢の結果として當然に發生せる第二の現はれは物資の不足であるが、此の供給減の問題を實踐的に處理するため、物の配給上及び適正價格の決定上に、廣汎なる國家干渉を必要とし國權的統制を緊要となし來つたのである。この企業及び物資に對する國家管理の強化が何らかの社會的國家的のイデオロギイから出發したものでなく、現實の生活事實の要求から生じたものであることは言ふまでもないだらう。生産上の不足と配給上の不圓滑とのみからでも、物價は騰貴へと傾向するものであるが、その上に、國家公信用の創造し諸企業活動の拍車して通貨預金等に現はれるところの總購買力の激増が併發するならば、此の騰勢は一層煽揚されざるを得ない。かくて縦へ未だ企業の經理ないし利潤率への統制はさし加へられないし、——これも近き將來當然に施行されるものである——生産・配給・資金の流れ・價格上の統制は漸次強化され來つたことであるが、實に之らの統制の中樞として十四年央ば物價統制大綱が發令された譯である。が歐洲開戰を迎へ海外物價高及び圓爲替低落の影響をうけて、在來の公定價格が維持され得ず、又右の大綱による生産費中心の適正物價が設定され得ざるに

たるや、應急策として九・一八物價停止令、及び地代給料賃金停止令の強行を見たことは周知の通りである。しかし問題は、その後にある。即ち低物價政策強行の途上において、米不足・マッチ不足・石炭不足・電力不足等が発生し、例外としての米の價格引上げや石炭の増産補助金獎勵金制度や電力調整令の實施等々が行はれるとともに、非統制物資の騰貴及び統制物資の闇相場が横行するに至つた。かくて、より妥當なる適正價格の決定並びに何らかの新型統制の急施を要請するに至つたのである。此の場合の急務は、安定的低物價政策を如何にして増産政策に一致せしめるかにある。

凡そ諸般の原料費・賃金・利潤・物價等は相關聯するものであるが、或る見方にたてば各物資の價格または個別物價なるものは、各々独自の運動法則によつて影響されるものとも考ふるを得る。が其れと併んで、現に見るがごとく大概の物價が全般として又水準として騰貴し來つた場合、斯かる物價水準の騰貴に向つて總じて責任あるものは、通貨的原因又は爲替的原因と看られねばならぬであらう。しかるに事變下の爲替低落は少くも公然には二割程度を超えないのであるから、現存物價水準の暴騰因は遂に、巨大の公債支辨的財政の操作に伏するものと看られねばならぬ。即ち爲替インフレと爲されるよりも寧ろ赤字財政インフレーションと言はねばならぬのである。そして赤字的膨脹歳出は何時かは、租稅的歳入増をもつて整理されねばならぬものである。まことに此の戦時に際して、一方かく物價水準騰貴の原因を續行しながら他方物價の安定的抑制を強行せねばならぬと云ふ二律背反の、遠因の中心たるものこそは遂に、此の巨大の公債的國費支辨、及び之を裏付ける蓄積資本の重要

部分の生産力擴充への流れに外ならぬのである。だから、少くも公債の大累積に對しては、又産業貸出に向つては、早晚財政金融上ドラスチックの調整が課題化され實現されねばならない筈である。之が現經濟難の第三の現はれである。

三 三つの現はれへの對策に関する小見

これら三つの經濟難の現はれ又はその影響は、それが晚かれ早かれ是正されずしては謂はゆる國民生活安定なる標語も畢竟するに口頭禪に終はる外がなく、随つて何びともが關心せねばならぬところであるが、然し戦時及び國際政治不安といふ所與の情勢に思ひ合せるならば、之が處理にはおのづから緩急の差がある筈である。

即ち先づ我國の當面する客觀的政治情態の持續するかぎりには生産力擴充の計畫を遷延するを得ず、次いで我國經濟發達の現段階及び富裕階級の租稅意識においては、現時の英國財政のごとくに公債的戰費の大部分をば早急に所得稅増徴に切替ふることを得ず、随つて此の財政整理の業は勢ひ徐々にしか進められないことであらう。

だから、之らの二對策の方向については、左の小見を覺え書くにとどめるであらう。先づ、生産力擴充をして眞に有力且つ持久的ならしめるがためには、輸入能力を涵養せねばならず、この輸入力を生長せしめるには輸出力を増大せしめねばならぬ。この意味において、重工業の生産力の一部を割き其の産出する機械器具みづからを成るべく多く第三國に輸出すること恰も今日のドイツ對ソヴェトのごとくに努めねばならぬ。また事變前の輸入

數量に準ずる程の棉花羊毛を分散買付け、之が製品を南米・南洋・南阿等に輸出せねばならぬのである。次いで、財政整理については今現に議會で審議されつつある分類所得稅綜合所得稅中心の、彈性的増稅立法といへども、ただ整理の第一歩たるにすぎぬものなることを覺悟せねばならぬ。まことに昭和十五年末までの事變費公債の累増總額を約百六十億圓と押へるならば、此の彈性的増稅總額は明年度豫定の八億圓から、可なり速かに二倍大せしめられることを豫期すべきものと思ふ。そして斯かる高率累進稅を甘受することこそが、結局、大方の企業の利潤率の統制といふドラコニアンの統制を回避し得る所以となることであらう。

さて、差し迫つて、問題解決の最緊急さが要請される局面こそは、第二なる實體經濟面上の統制の、より效果的なる新形態の實踐といふことに外ならない。では其處には何の新工夫なり新構想があるか。

四 我國の官治統制と英國の自治統制

かやうにして漸く、標題自體の解明にと入ることとなつた。思ふに昭和十四年に入つて國家的經濟統制の成果が豫期のごとくに進展されえず、謂はゆる經濟統制を繞りての官民對立及び國民生活不安の激成の中心的原因をば偏に國權的經濟統制の強行に求めるものが少なからざりしことは事實である。

それは明かに行過ぎでもあり、實は三箇年來の物資の調達及び輸入上の無理の累積してゐたところに、英獨再開戦に伴ふ諸國の輸出入的經濟の混亂が発生したため、非彈性的統制の容器の中に經濟の此の動態を盛り入れ

得なくなつたことが、主要の原因であるだらう。そして其處に、官僚的統制が國民生活から遊離するに至つたのである。ともかく、斯かる經濟統制的行政の權威信頼の失墜が米價引上げ問題を機縁として阿部内閣を倒したとともに、米内閣が國民協力的なる經濟統制を強調して成立したことは眞實である。

國民協力的經濟統制とは洵に好き標語である。問題は、ただ、如何にして有效適正なる國民的協力を得るかにある。如何にして、生産配給上の同一産業部門内の各企業間に、又産業と消費大衆との間に、公正なる統制關係を設定し之を増産的に運用し得るかにある。しかるに支那事變の處理のほかは一に國內經濟統制の完遂を使命として立つた管の新内閣は、議會質疑應答から窺はれるかぎりには物動計畫を祕密恐らくは曖昧のうちに放置して居り、又最も緊急を要する適正物價改訂を放任して居るやに見えるのである。では、現存の中央物價委員會及び物價局の機構をもつて、近き將來、此の須要される増産・圓滑の配給・適正物價の公定を完遂し得るであらうか。この點、甚だ心もとなきを得ないのである。

若し在來の機構の改訂が現實の日程化してゐるならば、其れに多少の短所があるにしろ、英國流の「下から綜合して協力し進める」といふ各産業部門統制官の制度が、一つの参考とはならぬであらうか。それは、各重要産業部門から代表的に簡拔された首席統制官を中心に運用される自治統制に據れるものであるが、此の統制官制下においては、直接軍需資材の騰貴ありしことを除いては生活必需品は殆ど騰貴を示してゐないのである。それは、佛蘭西における統制の成果を遙かに凌ぎ、寧ろ峻嚴無比のドイツにおける官治統制下の生活必需品の價格の安定

にも類するものがある。即ち先づ戦時英國は、その經濟關係省として、在來の商工院、海外貿易省 Board of Trade; Department of Overseas Trade 等の外に、新たに軍需供給省、食料省、經濟作戰省 Ministry of Supply; Ministry of Food; Ministry of Economic Warfare 等々を設けてゐる。しかし之らの新省の主要部には、民間各生産配給團體からの代表者を主席統制官 Head controller に任命し、各専門的知識を傾けて統制大綱を發想し實行せしめるとともに、各省行政首腦者は獨自の大局觀から裁量して其れらの創案を調整し監督するのである。

之らの主席統制官には各産業別ごとに、當該産業の最上級團體を代表し公正に代辯し得る練達者を任命してゐることであるが、「倫敦エコノミスト」の發表によれば、彼れらは當該産業のカルテルの首腦者又は最大産業會社の常任重役であるがやうである。いま其の業態別を見れば、軍需供給省に屬するものは、鐵鋼・非鐵金屬・アルミその他の輕金屬・棉花・羊毛・麻・亞麻・化學肥料・酒精・皮革・木材及びバルブ・紙・綿糸・生糸・人絹・次いで食料省に所屬するものは、小麥及び粉・雜穀類・飼料・バター・チーズ・茶・珈琲・ミルク・肉類・ベエコン及びハム・乾果實・砂糖・鶏卵・馬鈴薯・油脂。そして、これに電力・石炭産業等の代表者を見ない譯は、其れらが夙に公共企業として既に國家管理の形態を充たしてゐるからに外ならない。

さて之らの各産業別統制官は、相當數の當業精通者を補助者として謂はゆる各産業自治統制を完うせしめてゐる。抑も斯く各産業別の下・中・上級團體を縦に貫ぬいて、各産業の自治統制を完遂せしめるといふことは、最

近數年間ひき續き統一黨的の政府が經濟國策としてゐたところを擴大し強化したものに過ぎなく、再開戦に方りて之に法律的地位を確認したものに外ならない。その異るところは、今や戦時經濟行政體制として各産業部門各一人の主席統制者に全統制責任を負はしめ、國家行政機關は唯かれらの發想決定に向つて參與し之を行政上に調整監督することにある。實に鐵鋼統制官たるダンカン卿のときは、國內の鐵礦は勿論とし、米・加・濠・印からの又瑞典・佛蘭西からの輸入鐵礦を、製鐵鋼し配給しすることについて全權を賦與されてゐるのである。

又この統制型は、前大戰時の其れを概ね襲ふものとも言はれ得る。そして彼れ此れあひ異るところは、前大戰時には、同じく代表的な産業人を統制者とはしたが一産業部門の代表者をして意識的に他種の産業部門への統制官たらしめたに反して、今や各産業代表者を當該産業に向つての統制官たらしめたことにある。即ち今次のは、各重要業態の統制練達者をそのまゝ、その業態の主席統制官たらしめたものである。高能率化のためである。

五 英國的自治統制への三つの批判

斯かる産業上の自治的統制の方式は、軍需供給省、食料省、航空機製作省等の統制行政とあひ俟つて、高度の能率を示現してゐるが如くである。その安定物價政策が、縦へ戦費三分の一増稅收・三分の二公債公募金の主義に支援されてゐるとはいへ、生活必需品の價格安定にむかつては全面的に効果を發揮してゐることが、之を明徴にする。しかし之には、少くも左の三つの批判がさし向けられてゐることを看過してはなるまい。

その一は、一の統制産業部門の内部關係に生ずる不衡平である。即ち選ばれたる統制官は、平時ならば競争的地位にある他會社の有する技術的經營的機密を公然と知悉し得るといふことである。その二は、産業と消費大衆との關係に生ずる不衡平である。もちろん主席統制官たるものは偏に國家的利益に奉仕するを思念するのに相違はないが、資源確保計畫・生産割當計畫・配給計畫・適正價格設定その他に方りては自からの所屬した企業の利潤増大意欲に時に誘惑されることを免れないといふことである。その三は、その二の動機とあひ通することであるが、戦後の經營難を寧ろ輕視して設備擴張と増産とに行き過ぎるだらうといふ點である。

右は「エコノミスト」の指摘したところであるが、私見をもつてすれば、之らは閑却し得るか、又は克服し得るものであるやうに思はれる。(註三)その一に對しては、戦後の重要産業部門は好むと好まざるとに拘らず集中的體制に傾向し、爲めに特殊機密の價值なるものを削減せしめるであらうといふ點があげられる。その二に對しては、獨立不羈の國家行政權力が介入して之を抑制し得るのみでなく、現代戦時經濟政策の歸趨は必ずや利潤率の段階的制限であるだらうし、然らば、少くも株式會社の利潤追求欲なるものが必ずしも無限たることを想定しなくて宜ろしからう、とも言ひ得るのである。——現實の問題としては之はユウトピアであるかも知れぬが。——

その三が、若し能率の低い劣弱企業をも無理無態に操作し増産せしめることとなり、斯かる限界生産者にも採算を得しめんとする結果として、價格の騰貴を招くのみでなく、更に戦後の反動的禍害を悪化せしめるだらうといふことを意味するものならば、その對策は別箇に考へられるのではなからうか。即ち能ふかぎり、平準價格ブ

ウル制を實行し、または國庫からの補助金獎勵金の制度を實施して社會一般に課せられる筈の高物價を解消せしめることが、之に外ならない。とまれ、この如きは戦時緊急需要を前にしては、一の必然惡と看ても差支へがなからう。(註四)

六 この英國統制型の導入についての三つの警戒的註文

このやうにして、私はイギリス流の自治統制・官僚統制の綜合といふこの形態をもつて、總じては一方的なる官治統制に優越するものと考へる。その利用は、今からでも遅くはない。東亞新秩序の完遂には必ずや長年月の經濟統制の新時代と新段階とが常に要請されるからである。

ただし、之を我國經濟統制の行政機構に導入するといふ段になると、少くも左の三つの考慮を、肝腎とするこ

とであらう。

その一は、統制の發想のためには各當業界の最高權威者の助言と指導を確保する機構を創るとともに、之が調整と決定に至つては、囚はれざる且つ不斷に業態の理解に精進するやうの官僚によらしめることが寧ろ適正であるといふことである。それは自主獨立の保障のためである。

その二は、かやうな自治統制の實施に伴ふ戦後の結末をして、希くば米國流の又は第三帝國ドイツ以前の封建的なる強制カルテルへの温床たらしめること勿れ、といふことである。斯かるカルテルは反社會的反厚生的たる

ことを、結局において免かれ得ないからである。

しかし第三は、若し各産業部門の首席統制官が納得するならば、退任後その當該産業の最高責任者の椅子に復歸することを、少くも一年ほど遠慮してもらふといふことである。それは、米國の聯邦準備銀行總裁なり聯邦準備制度理事などが退職後兩年ほどは銀行業務から離れる制度を、良心的であり且つ正義に添ふものと考ふるが故である。之を道義的に強ふる以上は、國家は須らく公共的名譽で報ゆるべきものであらう。序ながら、その逆の事、即ち我が經濟關係省の首脳部が戦時又は戦後しばらく、會つての主務行政圏内の民間事業の重役に選任されないことが、同様に良心的であり合目的である旨を、附言したい。これは、近時の我國官僚界の常套に向つて反省を促したる一事なのではあるまいか。

(註一) 阿部・米内内閣交替には戦線は正さに然うであつたのだが、同年夏第二次近衛内閣成立直前には對佛戦線は既に警備戦線に足りるに至つたのであるが、翌十六年のドイツ春季攻勢に方してはドイツは實に五戦線 (five fronts) に當つてゐたのである。それで既に、過多戦線たることが憂へられてゐたのである。

しかるに同十六年六月二十一日獨ソ開戦となるや、ドイツはポオランドからと芬蘭からと大軍を入れてゐるので、同國は正さに六戦線に當つてゐるものと解し得られるであらう。之に對應する英吉利は三面作戦、そして米國は三面作戦の外には出てゐないか又は出でないであらう。之れ一つには、ドイツ培養圏の散在性と、英國培養圏の集中性と規定するところであらう。

(註二) The Economist, London, Dec. 30, 1939.

(註三) その規範者は Sir A. Duncanson, Chairman, British Iron and Steel Federation, Do.: Oct., 9, 1939.

(註四) 追書き一つ。この章の書かれたのは、皇紀二千六百年紀元節の翌日である。爾來一年有半の後に我國に實施されるに至つた各重要産業統制團體即ち各統制會が面接するだらうところの、増産上、配給上、價格形成上の問題は、かくして、會つて英國の主席統制官の制度の下に要請されてゐるものに略ぼ同じいのである。統制會の機構ないし主宰者の選任方法もまた略ぼ同じいやうである。例へば前掲のダンカン卿は差し詰め、我が平生臥三耶氏に當るのではなからうか。これ、彼れ此れを参照し採長捨短の必要ありと思はれる所以である。

第十一章 新體制と金融新體制とへの展望

一 國際政治情勢と日本

第二次歐洲戰一周年のその後にドイツの展開せる成果は巨大であり、實に同國新舊の經濟相およびワアゲマン等の發表してゐる歐大陸廣域經濟圏の事案が必ずしも夢物語に終らざるべきことを思はしめる。だが此の謂はゆる電撃作戰の成果を他人事とみてゐる間に、その同じ情勢の激變は我が東亞新秩序の大業を複雑化し重大化せしめつつあるのである。東は東・西は西として、彼此の關聯を輕視しえざるに至つてゐる。

例へば、一つは、事實上の英米一體化は、曾つての日米通商條約廢棄から米國重要資材の對日輸出禁止へと、また對樞軸國的には完全なる英米軍事同盟へと發展してゐることである。二つは、しかるとき我國としては當然それからの資源確保に轉向せざるを得ないところの蘭印が、近くは英米的干涉を、また遠くしては當來すべきドイツ筋の要請來をすら顧慮し、明明確なる對日態度をとらぬかの構へを示してゐることである。

(追記。この文は日獨伊同盟の事を想定し得ず其の發表の前に執筆したものであるが、此の情況は今も變りがなからう。)

英米一體化が斯くも明確化し來れるかぎり、又蘭印の向背が想定しえないかぎり、英國のは勿論とし米國の對日政策は廻つて夙に支那事變そのものの規定せるところであるから、いまその轉換を望むことは全然の無用であり無効であることを知らねばならぬ。かかる國際政治情勢のもとに吾々の期待しうるところは、蘭印からの所要資材の供給をば、純粹通商關係ないし投資關係のうち確保するといふことであらう。

これだけは是非ともに確保して以つて東亞新秩序を完遂し、國防國家の體制を充實せねばならぬのである。

二 經濟新體制への展望

いづれにせよ、我國のいま當面してゐる時局は内外ともに深刻にして重大である。この危局にあたりて支那事變處理の上に、又國際政治情勢即應の上に、もし有效適切なる手を打ちうるの情景が生じたならば、結果された我が政治力は迅雷的にそれに對處し、總國民は一億一家の心でこれを支持せねばならぬ。ただ、これを實現するがためには、論争のための黨派的なるものがあつてはならぬとともに、部分社會的利益に反するの理由で抗争するものがあつてはならぬのである。民主的・黨派的・多數決的論争の存在しうるのは、國際政治上に紛争がなく、また國の生産力に餘剰の存する時・場合にかぎる。

かくして在來の政治體制が止揚されて新政治體制に綜合される機運は、すでに成熟してゐたのである。ただ、それには、黨派的政治勢力の解消されるのみでは不十分であり、實に軍官民一致して大政を翼賛する政治力の結

成を要し、又あらかじめ下意上達のみ、そして鍊成された上意下達の國民的組織の大成を要請するのである。しかも獨逸ナチス體制のごとき機構と運用精神とはよらず、飽くまで日本的性格と地盤の上に之を構成し實踐しすめねばならぬのである。すでにかく、部分社會的利益の主張の介入を許さざる新政治體制をば、下から盛れあがる意思を上部で精醇化し、改めて過く下達し指導するの方式で運用せんとする以上、政治を支持するところの經濟の全地盤が彼れに呼應すべきことは當然である。即ち各産業部門は、生産の質的量的向上發展を目標とし、公益優先を志向するところの適切な新體制を自發し、決定し、そして運営すべきことは當然の理である。

このゆゑに、新體制の狙ふところは、在來の官僚統制の行きすぎの止揚とも看られうる。この上ともの生産力擴充と公益優先とを高調するけれども、其れによりて、個人的創意發想を壓殺することなく、又質的量的生産向上に合目的なる個人的又は協同體的競争を窒息せしめることなく、却つて眞實の個人と個性の働く「場」を餘裕十分に剩ましおくことを理念とするものである。またこの故に、それは、例へば英國の戰時經濟統制の中核をなす各業態別の首席コントロオラの仕組に類するとも考へられうる。かれにありて軍需や食料や航空機製作の諸省を設けたるや、これら三省の含む生産配給の部門をおの十數個に別ち、あらかじめ各部門に存立してゐた強制カルテル的の施設を利用して、各部門の首席統制官には當該部門における實際界の最高の權威者練達者を擧げ、以つて適切有力に諸統制を完うし得てゐるのである。

とまれ近衛公が新政治體制を提唱したるや、經濟機構においても各業態別の代表團體は求められずして自發的

に改組し經濟新體制案を構想し來りつつある。しかしして商工會議所のごとき地域的總括團體のそれを措き、諸業態別統制團體の考案を總攬するならば、重點主義を取り入れてのカルテル的色彩を織込めるものが多分に存するかに見えるのである。そして事實上、かかる強制カルテルの公益的優先的機構に落ちつくものであらう。

三 金融新體制への展望

かく新政治體制への反響が諸經濟團體および其の他の各生活方面に高調され來るとき、最も遅れて其れへの即應案らしいもの(全國金融協議會を指す)の成立を見せたものが、ここでの對象、金融業態であることは周知の通りである。いま「らしいもの」といつたことは、この協議會は同業者および類似業者の研究團體または協議團體で十二業態の加盟團體を通して各事業主體を拘束すべき何らの規約を未だ含んでゐないからである。そして他日これに具體的協約内容を加へ又は法的根據を與ふるに至りて初めて、其れは新體制たりうるものである。かかる自重性を説明するものは、時局下の金融部門が一見的には他の産業部門に對して特に受動的地位に置かれてゐるゆゑもあらうし、また生産上の質的量的向上とか合理化とか規格とか價格とかいふ統制の對象面を稀薄にしか有しない故もあらうし、更にはまた縱へあつたにしろ利率などと云ふ價格については最も整然と既に統制されてゐるが故もあるだらう。が其の最大の理由は、業態の性格上そこには全同業者の網羅といふ形式が傳統的に尊ばれ、又自由主義的精神が一層強く殘存するためであると思はれる。迫力に乏しいゆゑんはそこにある。殊

にわが國金融業態の大宗たる普通銀行の主要職能が、米國のごとくに公債の消化者・保有者として規則的には立つてゐず、またドイツ信用銀行のごとくに重要産業部門への設備資金の供給者延いて直接的關與者たるを性格とせず、却つて英國大銀行に類して預金吸收と短期貸出との適限的出合はせに精進し來つたといふその自由主義的なる性格から由來せるものであらう。

しかるに今や狀況は全く一變してをり、諸銀行の運命は否應なしに、巨大産業と國家信用との隆替に繋がつてゐる。いな國運全般に繋がつてゐる。

そして又しかるがゆゑに、國のインフレーション又はデフレーションの制動機または推進機として重大なる責任を擔當してゐるのである。まことに「中央銀行・大藏省のみが通貨信用の造出者であり、市中銀行はその所與の通貨信用の配給者たるのみである」(コオルヤリフの所見)といふことは、もはや妥當しない。何らかの信賴喪失の契機からして預金の大規模引出が生じ、または自ら公債の大規模處分を敢行したとするならば、時局下もつとも抗爭されねばならぬところのインフレを、激成せしめずしてはやまぬのである。特記するまでもなく、最近四ヶ年間に、その預金總額を約三倍にし、その公債保有高を三倍大ならしめたといふ情勢は殆ど、公債支辨的國家非常事業の性格と規模を反映したものにほかならない。(事變を劇期としての國債總額と預金總額とはほぼ雙方ともに、百億圓から三百三十億圓へと激増してゐる。(昭和十六年八月)。さらには興銀を別格とするとも大銀行の殆どは時局産業への巨大貸出を通して彼れらに直接間接に關與してをり、そして在來の狀況と違ふところは、

かかる融資によつてさへもが大銀行が當然にも産業への支配権を握つてはゐないといふ點のみにある。かくして大銀行は、國家公信用および大産業部門の經營と運命を共同に負擔してゐるわけである。

更にその上に向後、大産業建設設備への強制融資殊に共同融資が權力的に推進せられ、流動資金の融通が統制せられ、資金運用の計畫化が法制化せられ、また公債消化の比率引上げが半ば強制せられたならば、時局産業と國家信用との連繫は益ます強化されざるを得ない筈である。かくて、他の理由に出づるものではあるが、公債利率が安定的低金利化されるや銀行利率市場利率は安定低金利化せられ、さらには産業會社の全般を通じての基準配當の限度が株主總資本（拂込資本および積立金）の八分に定められんとするや銀行業の株式配當もまた同様に制限されんとすることも、かかる關聯性の存在に基づくものであらう。このゆゑに、生産力擴充の見地などから主要産業の再編成がすでに必至化してゐるのであるから、金融業もまた、生擔資金の融資など時局産業運轉資金の共同融資や公債消化力充實等々を目的として、再編成されざるを得ない道理である。それは正さしく、世界不況とナチス政權初期との間に見られた、ドイツ大銀行大成の前夕の情景に類するのである。

四 金融協議會の取上げるべき重點

かかる現段階的要請に即應するものとしては、近く成立した全國金融協議會の構成方式には、まだ遺憾の點なしとしない。たとへば加盟十二團體の有する實力の比重上の著差並びに受信授信業務上の根本的相違は、理論上、

これらを同列に置かしめるべきものではないからである。いま日本銀行が指揮棒を揮うて金融業團體の負ふ國家的目的を完遂せしめんとする場合、ビルプロオカパ協會や無盡協會までを網羅したことは、金融協議會の協力度を、却つて弱體化せしめるものではなからうか。紛然たる總金融業態の單なる網羅といふものからしては、金融目的上の質的・量的生産力向上は決して産まれて來ないからである。

ここでも、八方美人主義は恰好せず、却つて重點主義が妥當するのである。即ち當來するであらう一層實質的な金融業者聯盟は、その構成員をまづ須らく、日銀を中心としての正金、興銀、勸銀、朝鮮殖産、及びシンチケエト銀行、及び有力信託會社ほどに限定し、それらの間の協力關係を文字通り高度に緊密化せしめるべきものではなからうか。しばらく實力上の大小が將來の生産力金融力の大小をトするに足りるものとするならば、普通銀行預金總額および信託會社信託總額三百數十億圓中の八割強は、右述のシンチケエト團の擁有するところである。だから、これらの經營をプウル流にまで内面的に結束せしめることは即ち總金融業態實力の八割強を組織化することを意味し、生擔融資にまれ、運用資金融通にまれ、公債消化にまれ、またインフレーション防止策にまれ、新體制の目的を高度迅速に達成せしめるゆゑんとなる。だが、私見はそれにとどまらないのである。

五 地方銀行の支店網化と活力化の若干要因

進みて案するならば、この産業新體制化運動の高潮をとらへ、往年の新銀行法の眞意圖や、その後の一府縣一

行主義の運動などの成し得ざりし銀行集中を完遂し、一はもつて金融的國策協力を實現し、他はもつて地方銀行を更生せしめ活性化すべきだと、吾々は唱ふるのである。

いまや例へば、新米出廻りを前にし米の供出配給に關する府縣ブロックを打破し、之がために總産米の約半分なる三千六百萬石の内地産米を事實上の國家管理に移さんとするの秋である。それによつて、眞實には、産米縣の農業者さへもが利益をうけるのである。行詰りに悩む地方銀行の大銀行支店網化こそは、銀行資金の生産性の發展と解放とに向つて、産米の全國的ブル化と同様の効果をもたらすものと考へられるのである。

即ち、日銀、四大特殊銀行、六大銀行またはそれを含めての十大銀行は、この産業再編成の時に方り、おのおの特殊の連絡連繫を有するの場または職域において、深き計慮を施せる後、同種銀行を悉く合併することを、國策に一致する所なりと思ふ。即ち鮮・臺發券銀行の日銀への合併、大銀行爲替部の正金への合併、農工銀行の勸銀への合併、規範的證券引受會社の興銀の證券會社への合併、しかして二百數十の地方銀行の十大銀行への合併の機運は、この重大時局の秋を措いては、復たと容易に再來し難いところであらう。

これに向つては、地方銀行の重役陣の或るものからの反對を豫期せねばなるまい。しかし、それに應へては、被合併銀行の本支店は無用の競争の存しないかぎり、現存の場所にそれぞれ残されるものであり、その社員行員らは重役一部とともに、そのまま新支店に引きつがれるものであるから、そこに實質上の社會的不利益は生じ得ません。(英國の地方重役 Local directors の制を見せよ)。逆にこれによりて、資金および人事の交流は相互

極めて適正に行はれるのである。その上に、日銀が當座は採算無視の——もし缺損多きになれば政府納付金を減額するやうの法律的措置を講じうる——支店出張所を、各縣に新設するならば、資金交流上の一切の不便は除外せられうる。しかも斯くすることによりて招來される利益は絶大である。例へば資金計畫は全國を通じて速かに統合整備せられ、公債消化の分布は公平化せられ、さらに安定低金利は全國的にほぼ均一化せられ、資金の移轉は電撃化せられ、ここに地方諸産業は原價引下げを可能にされるであらう。そしてこれが反面、大銀行の蒙むることあるべき採算上の若干の損失に至つては、當來する銀行株式配當の八分制限といふ施設の中に、公平且つ合理的に解決されることであらう。

ただし自然の飛躍しないがやうに、別けても金融機構上のこの種の飛躍は一舉には生じ得まい。ただ、金融再編成の動向がこの方向を指してをり、そしてこの合理的なるものを實現せしめるがため此の重大局面の推進する轉換力を善用するの效果的なることに至つては、全く明瞭であると思ふ。

第十二章 新通貨體制と發券制改革是非

一 通貨新體制からの一改革

西歐一世紀または日本半世紀の正統派的金本位を中核とする通貨の體制を止揚して、經濟生活の發展に向つて弾力性的に奉仕するものを、若し通貨新體制と呼稱するの意味にてならば、其れは、ドイツ以外の凡ゆる産業國において、他の凡ゆる經濟新體制に先行して現實に實踐されてゐたところである。少くも形式上各國の通貨價值が一定の金量に、又その通貨總量が總金在高に囚はれて構成されてゐたところの通貨體制は、十年以前に轉換され、其れらが共に、各自國經濟産業生活の發達を助長するやうの機構に改められてゐたからである。斯かる通貨管理の一部乃至全部は、經濟統制に先んじて實行されてゐたからである。

しかるに物の經濟の量的發展を助成するにとどまらず、その質的轉換發展を裏付け之を大成せしめんとする通貨の新體制は少くも我國においては、之から、熟慮し心小膽大に構成運營されねばならぬところのものである。通貨政策上の標語を藉りるならば、現行のものがデフレからインフレへの轉換に奉仕したのに反し、當來するも

のは、物資側の計畫經濟の實行を裏付け、潜行するインフレーションを絶えずリフレションに切替へ、以つて本来ならば脆弱化するべき筈の日本經濟の進みをば通貨政策力の許すかぎり健全化するの職分を負荷するものである。ただ、それは、近日傳へられてゐるところの發券制における彈性的保證發券中心からして最高限度發券制へといふがごとき組織の變革のみで、遂行され得るものではないのである。

それを説明することが課題者の意圖であらう。ただ斯かる計畫經濟的なる通貨新體制といへども、必ずや現存體制を地盤としてのみ發足すべきものであるから、われわれは先づ現存者の特徴を瞥見するであらう。

一 正常の通貨新體制の一斑

英國スタアリング本位また近くはスタアリング弗本位を直接的の樞軸となし、各國その國情に適應せしめたところの通貨體制は周知の通り、一九三〇年前後の世界不況の壓力下に止揚された。我國の圓本位もまた然る。

その理由を一般的に言へば、正統的通貨體制は、世界的産業構造變動の齎せる世界物價の持續低落的變革に當面しては、自からを變革せしめる外に適應するの力を所有しなかつたのである。世界的なる生産上の分業・通商自由・投資自由の空氣の中でのみ生存し続け得たところの舊通貨體制は、之を與へない又は與ふる環境にはゐない米國が、世界經濟上に制覇するに及んでは窒息する外がなかつたのである。世界價格體系が下向の一方のみを進むならば、産業には餘剰を剩さず債務は加重するのみであるから、生活は持續され得ない筈である。このとき

各國の自給的産業構造化の方を改め得るやうの世界情勢が存立してゐないならば、生産面に對應するところの貨幣面の側で、自からを減價し又は平價を切下げ、そしてその手段として金から解放される外に方策がない。英國スタアリングが四割餘を減價し、我が圓價も結局七割餘を減價するとともに、實體經濟の側において或ひは電力大開發或ひは重工業擴充或ひは軍擴等を營み進めたところの理由は其處にあつたのである。又世界各通貨變革への命令者たりし米國自からといへども、同じ重壓のもとに、弗價值を四割餘を切下げ更に約一割の切下げ餘地を剩すとともに、大規模の國家公共事業計畫を營み進めたのである。

二 正常の通貨新體制の中核的政策

通貨舊體制崩壞の根本的原因は、各通貨が其れぞれ代表せるかに見えた一定の金量をもつて世界物價機構に入り込んだといふ事實にある。この故に各國の通貨はゴルヂウスの金の束縛を解いて、各發展段階に適應せるがごとき物價體系を自律的統制的に再建し安定化せしめるとともに、對外爲替基準の方を彈性化することを政策としたのである。勿論これを物資側から言へば、それによつて生産力が發達せしめられるのであるから、苟くも其れが擴張再生産的なる活動に供用されるかぎり、通貨並びに物資の間には段階的に均衡を維持させて行ける筈である。しかして其の政策の主目標は、爲替基準堅持の方は寧ろ第二義に配すると共に、自國生活に適應せる物價系列を擁護し、雇傭情勢・景氣情勢等を維持することを第一義としたのである。

この故に、謂はゆる準戦時體制段階に入れるに遙かに先んじて、通貨體制の一礎石たる日銀の保證發券限度を一億圓臺から直ちに十億圓へと擴張し、又資金側からの生産原價を低下せしめるべく銀行利率を無前の低位に引下げ安定せしめたのである。更には全米國の銀行金融恐慌隨つての金本位停止が生じたとはいへ、金基礎に復することの明白なる弗の基準から管理通貨たる磅基準へと、我が圓貨は轉換した次第である。その後、英國の爲替管理に伴ひ、我が圓貨の基準を再び弗基準に戻せるとともに在英資金の主要部を米國に移せること、しかして十六年初夏我國のみを除ける樞軸關係國の在米資金の凍結をみたることは、いまや周知の通りである。

かくの如くにして實體經濟の面と同様に、通貨經濟の面においてもまた、國際主義から別れて益々國家主義とならざるを得ない。では、その中核的なる通貨金融政策は何であつたか。

それは對内的には、安定的低金利政策が遂行され、公債低利借替及び低利公債支辨政策が推進され、米國流の比例準備に據れるものたる又英國流の嚴格なる保證發券制限に據れるものたるを問はず發券政策が一般的に彈性化され、又金融統制こそは強化されたけれども支拂準備比率は寧ろ彈性を擴充されたことである。

また對外的には、爲替基準は減價又は平價切下げのうへで安定化され、此の安定を比較的維持せしめるがため弱者は爲替管理を又強者は爲替平衡資金を実施したのであるが、總じて多數國は歐羅巴的なる金爲替本位を實行し、更に右述のごとくにして減價し切下げたるものは其の率に照應して金在高を評價替へし、又米國のごときは「一九三四年型の金本位制」を実施せるとともに、金そのものを國有化したのである。斯かる通貨政策の寛大

化とともに、注目されるべきことは、各國通貨體制上では國內的意味を喪へるかに外見された金在高が、米國の經濟的資源的債權的優越とその金買入れ政策と歐洲政治不安との故に、絶えず對米現送されたといふ事實に外ならない。また資産凍結下において、第三國決済用としての金在高が愛護されたといふ事實に外ならない。

我國戦時段階の以前における通貨新體制及び政策方向といへども國情の應ふるかぎり、斯かる大勢的政策を實行したのである。物資側の増産及び活動増強によりて通貨側の擴張と均衡を喪失せしめざるが如くに配慮を施しつつも、統制インフレを進められることは周知の通りである。まことに通貨の行政面と操作面に向つて、國權と行政力との、斯くも強力に適用されたことは、近世未曾有のところを屬したのである。

四 正常の通貨新體制の第二段階的政策

しかるに又、同じ正常の通貨新體制の第二段階型は、我國支那事變三年及び歐洲戦争一年とともに展開され來つた。

激甚なる獨英戦に備へたるか又は伴へるところの通貨新體制の詳細には、いま立入る必要がなからう。ただ短言するならば、ドイツ内部の通貨信用膨脹は占領背後地帯からの生産力と物資力の流入利用によつてのみ相殺されうべきものであるとともに、外貨獲得難は北歐ベルカン諸邦國との爲替清算協定の成功を通してのみ處理され得るものであらう。

次いで英國戰時經濟下の流通量が著増しないといふ神祕については、總じては、全米洲を含む廣汎なる海外の生産力に依存し得るといふことにあるだらう。英蘭銀行はその金在高の全部を評價替への上で政府の爲替平衡勘定に移管せしめると同時に、其れだけを同行保證發券額に添加したのみであり、銀行券流通高にいたりては依然と六億磅臺に安定してゐる。通貨情態における健全性こそは、一つには巨額の増稅收入に因り、二つには公債公募政策に因り、三つには爲替平衡勘定及び英米爲替金協定を通しての米國資金調達力に因り、四つには在外資金海外證券の動員に因り、五つには隠然たる米國クレヂットの利用してその極限としての武器貸與法の適用に因る。即ち之らの手段を通して、廣く海外の資源力生産力を十分確保し得てゐることに因るものである。

當の我國昭和十四年までの段階においては、内にインフレを潜行せしめ外に約十五億圓の金を失ひながらも、時局的物資の缺乏にはいたらず、更らに海外資源力、生産力を利用するを得、凡そは量的に生産高をさへ増大すれば足りてゐたもののやうである。ただ國內通貨インフレーションの潜在には疑ひがない。その一は年額約五十億圓の事變公債が殆ど悉く日銀引受け發行なることに因り、その二は同三十億圓を前後する重化學工業・機械工業・軍需工業等の生産力擴充の資金の主要部分が海外資材の購入に用ひられたがため金資金特別會計及び金爲替特別會計の金その他の金在高を對米現送し、そして其れを増發券で填補したることに因れるものだらう。これらの總勘定の結末こそは、公債總額・通貨總額・預金總額が、事變前期の三倍大ないし三倍半大してゐる事實に外ならない。しかるに之に對應しての民需品輸出品の生産高は事變前期に比較して一割増し精々にとどまり、更ら

に内外の情勢を映して低爲替による輸出振勵は停頓氣味にあつたのである。

但し之らの犠牲により、重化學工業力軍需生産力に就いて、我國が米獨英ソに次ぐの大産業國たり得たることは言をまたない。と同時に、十五年下期以降、この生産設備への資料たる海外供給が漸く窮屈となつて來たのである。かくて吾々は謬つても、通貨的潜在インフレから物資インフレへと發展せしめることがあつてはならなかつたのである。

五 新體制に即應する通貨新體制の必然

即ち茲に十五年初秋、我國の外交國策轉換とともに、又は歐米からの資材供給を期待し得ざらしめたところの歐洲戰局の擴大深刻化とともに、我が經濟は全面的なる新體制の實施を必然化せしめられることとなり、茲に其れに即應すべき通貨新體制もまた第三段階に入らんとしてゐるかに見られるのである。

これが必然は、例へば屑鐵鋼を輸入して鋼材の量的増産を實現すれば足るとした段階から、石炭から石油を、又鐵礦石から鐵鋼を、質的に大量生産せねばならぬことになつたことである。斯かる生産上の質量的増産及び國際政治上一段の緊張は、次いで財政膨脹に拍車をかけざるを得ず、第三には戒愼するとも尙ほ銀行券一層の増發に備へざるを得ざらしめてゐる。昭和十六年度の一般豫算及び特別會計の純計が百二十億圓を既に凌駕せんとし、又十五年末の發券額が五十億圓の新記録を呈せんとするが如きは之である。(平均は四十億圓以内)。

この危機に方り、通貨インフレーションを防止するための通貨新體制としては、インフレ惹起の根源を改修し、又金融機關總體を緊密に組織化し統制せねばならぬのであり、單に發券制度上の機構改修しかも其の一部の改修のみにとどめてはならぬ筈である。ただ近時、この制度改修の事が、當局によつてさへ暗示されてゐるから、今は其れのみを中心とした所見を點綴するにとどめるであらう。

周知の通り、我國現行の彈性的保證發券制限の制下においては、前後三回の増額を経て現在の限度二十二億圓となつてゐる。それに金準備——實は單なる金在高——五億圓が加はるから、限度内の發券額は二十七億圓となる。ところが近時の月平均發券高は三十七億圓を示してゐるから、約十億圓の限外發券が常習化してゐる譯である。しかも、日銀引受け公債が一〇〇%賣却され得ないか、日銀へのその買戻し請求が増加するか、又は經濟界の通貨實需が増大するならば、限外發券は其れだけ、増大するの道理である。發券銀行の立場から言へば、限外發券の全部に向つて假に年三分の租税が課せられたとするも、日銀からの貸出の最低利率は約三分三厘であるから、納付金の點を措くならば、日銀の収益性は限外發券によつて毫も損がされない譯である。だから斯制においては決してインフレ防止の力は出て來ない。その上、限外發券と聯想される兌換制なるものは、約三年以來、完全に有名無實化してゐるのであるから、管理通貨制を徹底せしめんとする趣旨から考ふるならば、其れ自體に理論性の存するかぎり、此の際、最高發券限度の制に移ることに、本質的には異議のなかるべき筈であらう。だが眞實には、必ずしも然うではないのである。現下通貨新問題の中心は、他の何ものよりも、如何にして我

國が無統制インフレーションに陥るを防止すべきにある。しかし如何に限外發券が常態化して經濟界警報としての使命を失つたにしろ、初めから餘りに高い最高發券限度を設け其處までの發券を正常化し規則化しておくことに比較しては、一層多く發券裁量上の一指針となりうるのではなからうか。又前大戰直後フランス發券制が米國制の影響を受けて比例發券制に改められたまでの實驗に徴するならば、最高發券限度制それ自體は、インフレを刺戟する心理的性格を有したものではなからうか。又現に如何なる一流國も、この制度を実施してゐるものがないといふ事實は、何らか再吟味を要請する理由とはならぬであらうか。

しかし、管理通貨制を必然とし最良の制度なりとする見地から、之を一貫せしめんとするならば、最高發券限度制の實施は論理と實踐との必然となるものではあるが、其れを論理的ならしめるがためには、少くも左の數點を有機的に融合し實施せねばならぬものだ、と私は考へる。即ち、(イ)兌換制を全く廢止し、(ロ)客觀的に最も妥當なる最高發券の限度を法定するか又はその法制上の授權によつて大藏大臣毎年之を命令し、(ハ)年末等に此の制限を超え得べき限度を規制し、(ニ)通貨信用機構運營の全體系に向つての統制の仕組みは、別に、日本銀行が中心となりて全金融機關を組織化し統制するの施設を營み、(ホ)そして之らの理論的歸結として日銀の金在高は舉げて悉く國有化し、之を金爲替安定資金特別會計の運營をとほして圓の對外價値を維持する局面のみに利用し、以つて管理通貨制下の「金」の特殊的役割に充用することが、之である。

尙この外、最高發券限度の制下においては、果して何處まで發券特權から轉來せる利益なるかを計算するこ

とが、現行制の以上に困難である。だから、佛蘭西銀行の國有化は、他の制度のもとに且つ他の理由のもとに行はれたものではあるが、他日或ひは日銀の國有化が、日程にのぼる少くも一つのモメントとなるのではなからうかを、一言しておかねばなるまい。

六 發券制改修案への更にもとの批判

しかるに近時傳へられる言説に察すると、兌換制をそのままとし、日銀制をそのままにし、金在高の歸屬と役割をそのままにし、金融統制の仕組みをそのままにし、ただ發券制の技術的局面的みを最高發券限度制へと改めんとするかのやうに理解されるのである。果して然うならば、縦へその制度に理論的政策的長所の存するにもしろ、「質量とも生産力を増強せしめる」ことを期するところの新體制の社會的必然に即應するの措置としては、凡そ意味のない改修となるであらう。何故となれば、質量的生産力發展の前提たる通貨インフレーション防止といふ基本的の目的を、其れは缺いてゐるからである。

さやうのことならば、發券制の根本は現行の通りとし、これまでの三回の限度擴張をもつて十分ならずとすれば其れを改めるとともに、進みて日本最高の通貨管理者たる日本銀行の當局は、大藏省初めの政府當局と協力し、先づ以つて限外發券を常習化し過激化せしめてゐる根源力の、せめて一部分なりとを實質的に除去すべく、精進すべき管ではなからうか。組織や機構それ自體から生命的なる政策力は湧き出るものではないのである。約二十

年前フランスで失敗したところの制度を、現實に採用實施せんとする以上は、效果的なる論據が「別に」示されねばならないと思はれる。

そして斯制に關聯して考慮に値ひする一つの論點は、管理通貨制の精神の一貫性を目的としての金の措置をば論理的に改めることに外ならぬであらう。しかるに合理的なる金の措置の如きは實は、如何なる發券制度の下においても實行され得るところである。例へば其れは、英國の保證發券制下においても、米國の比例準備發券制下におけると同様に、國有化され政府所有化され、爲替平衡勘定の一項目として、又リフレション目的の退職資産として、金の本來の任務そのものに就業せしめられてゐるのである。

七 實質的なるインフレ對策の斷想

かかる機構いぢり組織いぢりにも遙かに増して、緊切なる問題は、例へば左の二つ三つの通貨信用統制の一般の方策を考慮し、之を抗インフレーションの目的と角度とからして現實に營み進めることにあると思ふ。

曰く、(イ) 公債支辨の公共事業の規模と範圍とを經濟國力に鑑みて統制することに協力し、以つて通貨信用量を下向的に管理する。(ロ) 斯かる公債を成るべく日銀引受とせず直接的に公募し、以つて民間總購買力を吸収する。(ハ) 企業の高率利潤の獲得を統制するが如くに行政部と協力する。(ニ) 過超利潤分を寧ろ嚴格なるまでに公債で保有せしめることとする。(ホ) 綜合的計畫經濟の進捗に伴ひ、進みて利潤の形成過程を統制し、

標準生産費に添加されて價格を形成するところの適正利率を規正することとする、等々。

之には、さらに、國家課稅權の振勵といふことが、附加されるべきものであらう。

もちろん、主としては斯かる金融統制的經濟統制的措置のみで、事功を收め得ることは困難であらう。物資側からの抗インフレ策は、民需財を増産して通貨インフレに對抗すること、及び輸出財を増産して擴張再生産的資材の輸入力を増強することが、眞つ先きに考へられるべきであらう。まことに若し東亞共榮圏の建設を經濟的に遂行せんと欲するならば、當面比較的に必要な少き縮小生産的資料の一部を割いてすらも共榮圏内向け建設財を増産輸出し、之に代へて擴張再生産的資材を獲得することを、緊要不可缺の措置なりと考へるのである。

第十三章 日銀發券制改革とインフレエ ション防止策

一 保證限度擴張か最高發券限度制か

戰爭經濟の後段階においては、外來の資材供給が豊饒に保障されないかぎり、インフレエションと縮小再生産過程との潜行は殆ど不可避的である。この動向に抗爭し、之らの發現を防止せんとする對内外政策力こそが、通貨新體制・金融新體制をふくむところの經濟新體制の力であり、また東亞共榮圏の力でもあるのである。

舊臘再び、その前年の末ごろと同様に尨大なる限外發券の持續の展望されるに伴うて、發券制度改革の議が大藏省當局の間に見られた。ところで、前記のごとき觀點に立つ私は他の機會において、少くも當分は、保證發券限度の擴張にとどめて發券制上の質的改革には及ばず、寧ろ銀行系統・金融系統の統合整備を企畫實現し、之をとおして能ふかぎり銀行券流通高を節減することの適當なる所以を論じたのである。その理由の主要點は、凡そ左のごときものであつた。——通貨的立法中ただ單り發券準備の一端のみを切り離して改訂することの合理的に

あらざることを、發券改革が緊急を要しようとも其れは必ずやインフレ防止に寄與すべきものたること、現行の彈性的保證準備制から最高發券限度制へと質的に轉換することは既成事實たるインフレエションを法制的に是認するだけにとどまつて本質的には殆ど意味のないこと、新制度にも限外發券を併はせ認めるやうのことともなるならば、又は之を避けんとして最高限度を餘りに高く規定するならば、其れは却つてインフレを促進するだらうこと、我が國貨が既に純然たる管理通貨であり又通貨信用擴充への經濟的財政的基調が不變であるかぎりには發券制改正は理論上當然ではあるが、論理上それは、貨幣法・兌換銀行券條例・日本銀行條例の綜合的改正として取上げられるべきこと、しかし其れまでは彈性的限度の引上げ及び日銀金在高の政府勘定への移管を施すことによりて同じ目的を達成しうることを、日銀金在高の移管の形式は既設の金資金又は金爲替の特別會計に移すを可とすること、等々が、之であつたのである。

要するに、右の論證は、例へば英蘭銀行における保證發券限度の擴張と併べての金在高の爲替平衡勘定への移管形式をもつてしたリフレエション的戰時經濟の遂行や、米國聯邦準備制度における比例準備制上の彈性化と併べての金在高の政府移管をもつてしたリフレ的戰時經濟の態勢などから示唆されたものではない。況んや、舊フランス銀行の最高發券限度の制度下における持続的なる限度擴張の記録、更にポアンカレが之を比例準備に改革したるや最高限度制下にはぐくまれた過大膨脹のフラン貨が大幅の平價切下げに結末した事實などを聯想し、其れから暗示されたものでは決してない。それは、飽くまで、我國戰時經濟の特殊相に顧み、殊に日銀引受け公債

支辨的財政形態の論理的發展相に鑑み、通貨制度力は微少であるにしろ、尙ほ其れから増産及びインフレ防止に迫るがために合目的だとするところの現實的なる政策觀から、論證したものに外ならぬのである。

しかるに、我が通貨當局は、戰時經濟第五年を展望して、限外發行の常態化をば既成事實たることから制度化することを、寧ろ信賴インフレの防止に有效なりとする認識に立たれたものであらう。とまれ最近の新聞は、前年度の最高額その他の指標を基準とする最高發券限度制を、立法化することに内定した旨を傳へてゐる(朝日—東京、十六年一月十日號)。この上は、一面私の曩に展開した論據には誤りなきことを信じながらも、他面この當來せんとする新體制の運用に向つての希望または所懐を、インフレ防止の私案とともに敘述することが、戰時金融國策に協力する論態であると思はれるのである。

二 現段階的通貨新體制の主目標はインフレの防止

通貨インフレ信用インフレの防止を、通貨政策上、何故に斯くまで緊要と看るのか。一言に掩へば、新體制の主目標が増産又は生産高の増大を推進することには勿論であるが、現實の情勢としては少くも暫く、物資供給の稀少性と戦はねばならぬことは明瞭である。このとき徒らに通貨供給量のみを豐饒に注入しても、それに對應する財の生産と流通なくしては金融は緩まず、資金疏通は圓滑に行はれず、却つてインフレを濃度化し増産を委縮させるのである。まことに通貨が實體經濟のヴェエルに外ならぬことを、現段階ほどに明徴し實證したこと

は稀觀のところである。

我國戰時經濟の本體及び油たるものは、世界戰的成熟化を舞臺裏で負荷しながら、東亞共榮圈の建設を目指す消耗戰を舞臺表で動かすに堪ふるものであらねばならぬ。この本體の目的が質量とも増産を志す綜合的計畫經濟の完遂にあることは勿論であるが、その計畫經濟を故障なく推進する油こそは増産及びインフレーション防止に奉仕すべき通貨管理に外ならない。物資と通貨は表裏一體をなす。通貨の面のみを重視して物資の面を看過するの不可なる事は言ふまでもない。が其れと同時に、物資供給についての希望的流れのみを重視して通貨適正の流れを輕視するならば、漸次に悪化するインフレを許容しつつ増産を妨げるのみでなく、遂に收拾すべからざる混亂を、戰後經營——殊に大陸の經濟建設——にのこす。抑も戰時經濟の内在するインフレーションといふ矛盾を克服し、更らにはインフレ的恐怖感に伴ふ大衆の反國家經濟的行動を豫防し、實踐妥協的に物資と通貨とを均衡せしめゆくところにこそ、現段階における經濟計畫と通貨管理との使命がある。通貨管理者の握る制働機は、緩める方向にのみ操作されるべきではなく、常に生産され配給され生産の可能視される財の流れと睨み合はせて適限的に操作されねばならないものである。

當來する我が經濟新體制の運用は一瞥しただけにても、必發するであらう内外二つの矛盾を克服して營み進められねばならぬ。その内なるものは、擴充された生産財產業部門からの出來高の主要部分が軍需材の形をとつて大量に消耗され又は消耗にむかつて貯藏され、以つて再生産過程から脱落する。だから、想定される廣域經濟圈

からの資材補給の充實するまでは、凡そ縮少再生産過程を辿ることが不可避だといふ事實である。いまや消費財及び民需財及び輸出財は勿論とし——之らの生産指數は事變前の其れに比較して僅かに四%増にすぎない——當面の生産財・軍需財の生産についても少くも暫くは、停頓の必至といふ底流れが存在してゐる。この底流れに抗争して、尙も、新體制にいふところの綜合的計畫經濟の實踐に訴へて適限的の増産に精進し、安定的低物價を維持することが、我が國防經濟に課されたる無上命令なのである。思ふに斯かる増産及び安定物價を實現せしめる主役割は、種々の價格統制令や臨時資金調整法や銀行等資金運用令や會社經理統制令や宅地建物等價格統制令やその他經濟新體制確立要綱に基づくであらう諸法令等々の働きの任ずるところである。しかし通貨新體制・通貨新政策もまた、通貨インフレの抑制を通して右の諸施設と協調協力せねばならぬことは言ふまでもない。

次いで外なるものは、我が輸入重要産業資材の八割をさへ超えてゐた英米資源への依存の、清算を善後すべき過程中に生ずる矛盾に關するものである。周知の通り、英國は十五年十月央ば實施の輸出統制令により、又米國は初秋以來強化しすめたる軍需資材の輸出許可制によりて、事實上廣汎なる對日禁輸を施してゐる。すると斯かる措置から生ずるだらう時局産業資材上の缺陷を補填すべく、吾々は強く、國內資源動員や滿支資源開發や更らには對南方共榮圈流通協定等に訴へなければならぬ。が例へば對蘭印求償制及び爲替清算協定の現情勢に即して考ふるかぎり、性質上尨大な輸入確保を欲する近き將來の貿易關係に顧みては完き出合ひ又は決濟は之を期待し得ず、その收支尻の決濟には相當額のドル殘高又は金在高を準備して掛らねばならないであらう。米國の物資

は未だ全禁輸されてゐる譯ではなく、例へば棉花や低きオクタン價の石油等は買付け得るのである。此の故に、事實上唯一の有効の基準たる弗爲替を軽々しく動かすべきではなく、斯かる爲替關係の一點から考ふるもインフレションの發展を戒慎せねばならない。なほ附言したいことは、通貨インフレ又はインフレ恐怖感が、貯蓄心を萎縮せしめ、進みて反國策的の換物運動などを刺戟することを戒めねばならぬといふことである。

かやうにして我國軍事費調達的主要手段が日銀引受け公債にある以上、この公債の消化を高率化するによりて銀行券過發を防止することは、戦時經濟過程上に發出する矛盾の克服の要諦であることを銘記せねばならぬ。尤も、我國の慣行する巨額公債の日銀引受の仕方の下においては勿論とし、英米のごとく公債公募を原則とし之が消化されるまでの短期間だけ政府が諸市中銀行から借入れるやうの場合にありてすら、多少の相違こそはあれ、通貨信用膨脹を抑制するを得ないものはある。すでに斯かる戦時經濟財政の特性の嚴として存する其の上に、更に中央銀行發券制の上から、苟くも公債消化への努力を緩めしめるがごとき形勢ないし措置を採ることは避けべきであらう。即ち引受け公債續發といふ基調には何らの變化がなく、隨つて戦時情態の繼續するかぎり相當の増發券は不可避であるとするならば、ただ保證發券限度を彈性的に擴張し進めればよろしい譯であり、敢て、一段の増發券を誘導するがやうの最高發券限度制に推移する必要はない筈である。

又、金準備と保證準備との別を廢し、日銀金在高を政府勘定に移管するを望ましいとするならば、斯かる事が如何なる發券制の下においても可能であることは再言するまでもない。即ち今や既に、管理通貨が普及し、一國

の爲替基準維持策が國家行政の對象となり、爲替平衡勘定又は爲替管理が當然國家行政で營まれてゐるのであるから、中央銀行の金在高なるものは、また當然に政府に移管されるべき筋合にあるものである。ただ其れが發券制度の如何には關はりなく可能である所以は、英蘭銀行の屈伸保證制限のもとに金在高の殆どが爲替平衡勘定に移管されてゐるがやうに、米國聯邦準備の比例準備の制度下においては同様に二百億弗餘といふ龐大金在高が政府所有に移されてゐることからも、明かであらう。しかる場合においては、兌換といふ規定は當然に廢棄されるべきであるが、然し英米獨などの孰れの銀行券にありても兌換などは法律上また事實上認められてゐないのであるから、實際上それには何らの實質上の問題がありえないであらう。

三 保證限度の擴張必至直前の改革

私が近時、問題としたところは、前節の末段で觸れたがごとき形式論ではない。それは、國防經濟最大の要請たるインフレ對策として、比例準備制のごときは問題外であるとし、屈伸制限または最高發券限度制の孰れが、比較的に適正有效であるかと云ふにあつたのである。そして若し通貨管理當局がその支配するブレエキを漫然と傳統的に操作するならば、後者への推進にはインフレ誘發の虞り多き旨を論定したのである。

しかし周知の通り、大なる骰子は既に、最高發券限度制の方に投げられたに等しい。

然る上は、當來の新制度の具ふる明るい局面を見、管理當局の肚に立入りて新制の有する正當理由を検出し、

兼ねて自家の所懐を披かねばならぬと思ふ。すると、明るい面を見ることは可能である。蓋し、その上は、日銀券は爾後名實とも管理通貨となり、日銀當局は、一面いつそう重大なる自由裁量の責任を荷ひながらも、他面戦時經濟が現實に要求する通貨管理政策を自主的に營み進めうることになるからである。ここでの眞目標を短言するならば、必然には打寄せ打寄せ來たる執拗なるインフレの怒濤に對處し、所與の廣汎なる通貨管理權を適正に行使してインフレーションをリフレクションに切替へ進むことに外ならない。いま斯かる正當理由を示しつつ、管理當局の正しい政策觀を展開するためには、如何なる論證の順序をたどるべきであらうか。先づ第一に、如何なる情況のもとに半世紀の發券制しかも昭和七年以來とみに彈性化されてゐる屈伸制限制が退場して最高發券限度制の登場を迎へんとするのかを尋ね、然る後ち第二に、新制度を合目的に運用すべき通貨管理當局の裁量の構へは如何にあるべきかを考ふるのがよろしいと思ふ。

抑も現制の質を保存しつつ保證限度の量を擴張することの案を不可としたことは、その有する理論上の缺陷や政策運用上の難點等の存在するが故ではない。それは單に、第一に、準戰段階以後三度目の變更を保證限度に加へて現制を續行することが餘りに強い彌縫性を露呈すること、そして第二に、假りに現存限度に十三億を増して三十五億に擴張し、金在高五億を併せるによりて、十五年平均發券高を超える程の發券能力を與へたにしろ、季末の限外發券は勿論として平常ですら時に數億の限外發券を示すこととなり、昨年と同様そこに信賴インフレ感を搖ぶるの虞りがあるといふことにある。又第三に、金在高の論理的な處理を營むがためにも、在來の正貨準備

と保證準備の區分を撤廢して一般準備制を採用するのがよいといふ理由も示されてゐる。だが此の第三の理由は、前述のごとくに、政府勘定への金在高の移管は、如何なる制度下においてでも可能なのであるから、理由とは全くなり得ないものであると思ふ。

ところで既に斯く日銀券を純粹管理通貨たらしめる政策觀及び金本位の止揚といふ現實世界の客觀的情勢から考ふれば、正面から金準備に關聯するところの比例準備制が、初めから問題とはなりえない事は言ふを俟たぬであらう。この精神で鹽梅するところの施設も亦、問題とはなり得ないであらう。即ち曾つての山崎覺次郎博士の私案やケインズ氏の提案たりしところの最高發券限度制に加味するに比例準備制をもつてするといふ事は、いま發券限度五十億と假定するならば比例は一割といふ低率となる譯であるから、事實上、現實的問題の埒外にあるのである。とすれば、推移すべき方向は遂に、單純なる最高發券限度制の外にはないこととなる。そして通貨造出の側から迫るべきインフレへの對策としては、管理當局及び一般行政當局及び金融機關當事者の精進するところの、賢明適切な裁量に委すもの外にはないこととなるのである。

さて比例準備の考へは斯くて全然拒否されるところとして、右述の、最高限度制への改革理由そのものに對しても、左のごとき疑問は、容易に提出されるであらう。第一の、彌縫性といふことは、慎重に計慮し立法されたものであるならば、其れは却つて適正なる彈力性なり裁量性に外ならず、又かかる彌縫性は他の制度下にありても避けるを得ないといふことである。人口や生産活動や公共事業計畫や生産高や生活程度等の増進するにつれ、

發券額の漸増することは當然の事理に屬し、殊に從來これを拘束してゐた金の囚れから解かれるとともに、裁量的に保證發券限度を正々堂々と擴充し進めることは、決して彌縫の策と呼ばれるべきものではない。茲に必要なことは、實體經濟の需要度に先行し又は著しく之を超えて限度を擴張してはならぬといふ一事のみである。

これを具體的に解明するならば、昭和七年六月在來の限度一億二千萬から一舉に十億に擴張したことは實勢に先行せるの觀ありしに反し、支那事變後に行はれた二回の限度擴張に至りては適正であるとされるがごときである。前者は、縦へ我が金離脱後の通貨情勢及び滿洲事變費公債支辨に即應せる措置であつたにしろ、同年度平均發券高は事實十億臺にとどまつてゐたからであり、斯くて限度引上げの措置はインフレ促進の一素因を創れるかの觀ありしのである。之に反し、昭和十三年三月の十七億への再擴張は公債支辨的生產擴充の進展や生産活動振興や金現送及び金評價替等に照應したものであり、又十四年三月の二十二億への第三次擴張は同上現象の發展に即應したものであつて、共に、適正の措置をもつて許されうる。そして此の外に尙、相當の限外發券を示しながら、現制は今日に至つてゐるのである。もちろん斯かる經濟情勢は概ね十五年にも繼續してゐたのであるから、昨十五年春第四次の限度擴張例へば五億、又本十六年春第五次の限度擴張例へば八億をば立法化し、以つて現存限度を三十五億と規定してつたにしろ、一向に差支へがなかつた筈である。ただ孰れの場合にでも、公債の高率消化に精進するの必要なることは論ずるまでもない。しかしながら、今や斯かる政策方向を彌縫なりとして制度的に變質せしめ「彌縫」せんとするのであるから——詰り本質的には變化がないのであるから——此の推移に

は、客觀的に正當化する理由がある筈はないのである。

第二の、現制下の限外發券が、大衆心理への影響から考へて面白くないとする言説も、眞の理由となすには足りぬ。日英獨の學界實際界の夙に廣く承認してゐる通り、限外發券なるものは、之による貸出方向さへもが經濟實需に追隨する、かぎりは何らの實害を伴はず、謂はゆる危險信號たる意味は夙うに喪失してゐるのである。まことに我國現制の實施以來約半世紀間、限外發券を見ざりし年の僅かに一年なりしのみといふ事實こそが、その意味付けの薄弱さを語るものである。しかし英蘭銀行におけるエクセス・イツニュー（限外發券）に向つて特殊の意味を附加した所以は、英國が世界經濟殊に國際金融の中心であり、金本位政策及び爲替基準維持の本山たりしがためであるが、今や之れなし。況んや未曾有の大消耗戰及び戰後的建設戰をば舞臺裏で處理せねばならぬ我國の通貨體制の營みにおいて、適限的の限外發行の出現を怪しむるとき人は、恐らく皆無であらう。いな新制推移の曉においても、必要な場合には最高發行限度を超える發券の、生じ得る譯であることは、前述のごとくである。翻つて現制下の限外發券が日銀の經營自體を損傷するかといふに、又それもない。保證發券の準備たる公債が利息を齎らすの外、同行最低の割引利率約三分三厘から限外發券税三分を差引ける差は、當然に収益される譯であるからである。かやうにして、限外發券の頻發といふこともまた、新制推移に向つての正當の理由とはなり得ないものである。

四 最高發券限度制への推移理由とその立法の眞精神

しかしながらに周知のごとく、最高發券限度制を表示するところの骰子の面は、既に出てゐるのである。それが齎らす長所としては、總じて三點が示され得るであらう。その一は、金準備と保證準備の區分が廢止せられ、通貨管理當局は比較的によく規められる限度までを限りて自由に裁量發券し、以つて當來の綜合的計畫經濟の營みに奉仕し得ることである。その二は、その限度は大藏大臣毎年これを規定することになるのだから、國家總動員法や當來するだらう經濟新體制關係立法と同様に、一の包括的な授權法となり、議會の議決を経る必要がなくなるのであり、隨うて適切活潑なる金融通貨上の措置を施し得ることである。その三は、管理通貨たる圓の性質を明確化し、論理的には金在高を政府に移すとともに爲替基準行政等を政府自から擔當するの筋合ひたらしめることである。

ここでの政策の中心は、如何にして適限的の限度を規定するかにある。即ち如何に限定せられれば、一面主には公債消化を高度化せしめるによりてインフレを防止するとともに、他面産業金融を梗塞せず却つて常に能く疏通せしめ得るかにあると思ふ。この點兩三日前の朝日新聞（東京）が、「日銀最高發券高、本年四十八億か」の標題のもとに報道してゐたところを、左に引用することが、論證上に便宜であると考へられる。

『大藏省並に日銀の兩當局では、日銀發券制度を改正して最高發行限度制を採用すべく、今議會に日銀兌換券

條例の改正法律案を提出することになつたが、右法律案の通過後、大藏大臣によつて決定される本年度の最高發行額は、大體四十八億圓程度に決定されるものと見られるに至つた。即ち新制度による最高發行高の算出基準は法律の條文には掲げられず内規によつて規定されるものと見られるが、その最高發行額を決定する基準としては、前年の最高發行高と平均發行高とに依る兩方法が主として研究されてきたのであるが、後者を探る場合には最近の如く兌換發行高が可なり急調子の膨脹を現現して居る場合には、相當長期間に亘り實際の發行高が大藏大臣の決定した最高發行高を越えて發行される様なことも考へられ、現行法による恒常的な限外發行現と大差ない様な結果に陥り、制度改正の意義を喪失するので、かかる方法を止めて、前者の前年の最高發行高によるの説が有力化したものである。しかしてその場合、今年の最高發行高を如何にするかにつき、昨年末の最高發行高四十九億三千萬圓であつたのに鑑み、五十億とする案も一應考へられたが、兌換券膨脹の精神的に與へる影響を考慮し、四十八億圓が特に唱へられてきたもので、妥當な目安として大體この邊に落着するのでないかと見られて居る。さて、右に依れば、昭和十六年に向つての最高限度としては、前年の平均發券高を基準とせず、その最高發券高に極めて接近するものを採用せんとするかのやうである。質に加ふるに量の上向的變化。それは、前段において私の假想した十五年十六年に向つての保證限度擴張額を約十三億とせるものに比較しては遙かに高いのであるが、季末最高發券高の記録に近いものを探ることは恐らく過大に失するであらう。それは直ぐ後で述べるところであるが、然し、立法の動向それ自體としては寧ろ正鵠を得てゐよう。何故となれば、第一次歐洲戰末期におけ

るカンリッフ報告のごとく、又は同戦直後における英國政府紙幣の英蘭銀行券化の過程上の基準のごとく、若し前年度の平均發券高を次年度の基準たらしめたならば、當然にデフレションを強行し、戦時經濟を被ひ得るヴェエルたるを得ざらしめるからである。さればと言つて、之を前年季末日における最高發券高を殆どそのまま採用せんとするかのとき此の具體案にいたりては、インフレ對策の要請される通貨新體制の施設として果して當を得たものであるか何うか。やや過高に失せぬではなからうか。そのため、例へば延いて昭和七年春の銳角的限度擴張の様相と影響を再現せしめる虞りがないであらうか。此の際、新體制下における通貨管理當局の慎重聰明なる裁量が要請されざるを得ないのである。

顧みるに十五年秋以降の發券高隨つて限外發券高は遞増し、九月、十月、十一月央ば、十一月末と各々三十三億、三十五億、三十五億半、三十八億半を記録し、十二月末日には數字的には四十九億餘を記録したのである。しかし此の新年(十六年)の一月央ばに至るや、右は激減して四十億割れを實示せんとしてゐる。(因みに十四年末の最高は三十八億、年中平均は二十三億半)。尤も之とは別個に、當來の總豫算純計における膨脹率を往見し計慮せねばならぬ。即ち事變後のその遞増の概數を瞥見すれば、軍事費を中心に左の如きの激増を示す。曰く、十二年五十二億、十三年八十億、十四年八十八億、十五年百五億。そして十六年度のそれは百十五億を凌ぐべしと傳へられる。ところで、茲の當面の指標たる公債發行額は、右の各々の半分を超えるのである。更には又、總額上の増勢のみではなく、歐洲戦本格化後の我國經濟の自給自足的態勢化、殊に昨秋以來惡化し續けつつある資

源上經濟上の英米的包圍に伴ふ國內的増産の強行といふ事實をも、考慮に入れねばならぬ。しかも尙ほ、通貨政策の窓から眺めるかぎり、右述の最高發券限度の設線は、ややに過高の觀なきを得ないやうである。

むしろ、平常の最高限度は之を平均發券高と最高發券高との略ぼ中間に定めるとともに、季末又は決濟期に際しての發券高は之を管理當局の自由なる裁量に任ずるといふ方式が、勸奨されるべきものと考へられるのである。季末における弾力性の承認は、曾つてのドイツ中央銀行發券制の特徴であつたのであるが、事實それは決濟資金なのであるから、極めて正當であるのである。

しかし、今や嚮りて、通貨管理當局の肚裡を察してみれば、此の通貨新體制への立法精神は必ずしもインフレ防止第一主義から出發してゐるものではなからう。寧ろ生擴資金や増資拂込や社債等の圓滑消化を重視しての産業資金疏通を主眼としてゐるものではなからうか。少くも意識の底では、金融梗塞打開を第一に、そしてインフレ防止を第二に考へてゐるものではなからうか。實踐的政策眼としては、之もまた失當ではない。だが併はせ考ふるべきは、金融疏通や景氣平調などの現象は、通貨供給の潤澤から來るのではなく、眞實には増産と物資の豐饒とに裏付けられての通貨潤澤から初めて轉來するものだといふ認識である。増産なくしては、公債の高率消化の持続は一場の夢でしか在り得ない。増産を伴はない通貨供給の結末はインフレ深化でしか在り得ないのである。かやうにして長期的には通貨量は實體經濟量のヴェエルなることの理義に徹し、更に最高發券限度は文字通り「最高」の限度たることを體し、以つて通貨創造を戒慎して操作することが緊要なのである。若しそれ投機

等を常習する人々にいたりては此の際とくに私益追求觀を抑制し、斯かる通貨健在化の政策に協力せねばならぬことは、申すまでもなからう。

五 眞實にインフレ防止に迫る諸措置

繰りかへし言ふまでもなく、大局において發券總額を規定する要因は、人口動態や生産活動や生産高や所得や物價水準や一國取引の慣習傳統などの綜合態であらう。しかし財政的インフレーションを基調に具へ、更には管理通貨の制下に動くところの發券量の規制者たるものは、矢張り、發券銀行手許に残される未消化公債の大小及び發券銀行中心に編成される金融系統の組織化の粗密度であらねばならぬ。よつて、眞實にインフレ防止に寄與すべき金融關係の兩三の措置を左に添記し、以つて此の論構を整へたいと思ふ。

この意味で我國現段階においては、日本銀行引受け公債の決定的消化の高率化こそが通貨インフレ防止の秘鍵をなす。抑も公債政策とインフレ防止との關聯において當初からインフレ阻止の根本策を案すべしとならば、公債支辨總額を經濟力相當に節減するか、公債總額の殆どを公募に訴ふるか、又は近時米國の國防經濟計畫に見られるがごとくに豫算總額百七十五億弗の半分を増稅新稅で賄ふかの、その一つを敢行するの外がなからう。しかし我國の客觀的情勢に顧み、之らが可能でないとするならば、預金の増勢鈍化その他の障礙を克服し、以つて昨十五年秋に露呈された五割内外といふがごとき公債實行の鈍調を、如何にかして打開せねばならぬ筈である。

之が方策としては、先づ興銀債券や勸銀債券や殖銀債券等の發行限度を二倍すらもに擴張し、その賣出手取金の主要部を公債買入れに充當せしめることもよろしからう。次いで第二に、漫然と總市中銀行の公債保有比率を一律に引上げしめることは經營上困難であらうが、十大銀行または半億以上の預金を有する全國五十何行などを特選して、之が買入れ比率を擴大することは至難ではなからう。第三には進みて、全國の十大銀行又は五十の中銀行を母體として計畫的に銀行大合同を遂行し、その經營の合理化を通して資金原價即ち生産費を低め又は預金利率を低下せしめるにより、公債保有率を増加せしめることは可能であらう。第四には、諸市中銀行の支拂準備集中の制を立法化し、從來の慣行たる手形交換決済尻としての小額の中央銀行預け金の外に、別に右の準備比率に相當するだけの公債額を中央銀行に預託せしめることも一方策であらう。又第五には、英國銀行流に迅速現金化の可能なる流動資産の所有額を資産總額中の三分の一までに到らしめ斯かる流動資産の第一の椅子に公債を据ふるの工夫は、必ずしも不可能ではなからう。斯かる支拂準備比率の法定及び集中、並びに一定比率の流動資産の保有の強制には、更らに重要な通貨管理的副産物が隨伴することを見落してはならぬ。即ち、一度び斯かる機構が成立するならば、此の基調の上に、中央銀行が有效適切なる貸出政策と公開市場政策を營み、以つて市場統制を完うし得ること、之れである。

第六は、會社經理統制ないし當來の經濟新體制の法令の適用から派生するものである。先づインフレ防止の一翼としては、中央銀行が進みて、高率利潤の獲得及び消費を調整するに就いて行政部に協力することが擧げら

れる。第七には、新體制の精神に沿ふ經營即ち能率化合理化等によりて擧げ得たる超過的利益額の一要部を、優待的なる公債保有たらしめることである。即ち他日、適正生産費が指定せられ之に適正利益率を加へたものが價格たらしめられるごとき段階が、實現するならば、優秀單位企業の收得する一段と大なる利益額は凡そ能率化・合理化・大規模化の成果を表はすものであらう。しかして之が主要部の、一定期間の積立ないし社内留保には、公債を充用せしめることとするのである。終りの第八としては、廣義金融統制としての累進課税の振動と實現が擧示されるであらう。その他等々。

思ふに之らには、實行上の難易と緩急又は效果の参差さはあらう。が相俟つて大成するところの資金計畫化を通してインフレ防止に寄與するものと考へられる。まことに如何なる發券制度の改革にまれ、尨大なる引受け公債支辨を基調に有する戦時經濟からして一撃にして、インフレーション行進力を阻止し得る魔力は生じえない。通貨金融の當局當事者及び國民の悉くの協力の上的みに、此の力は結集し大成して來るのである。

第十四章 金融新體制の將來圖の一構想

一 新資本主義的計畫經濟の必然

經濟新體制の輪廓は成つた。引續き金融新體制の見取圖も公表されるであらう。

が當來する金融新體制の具體的要綱の如何にかかはらず、此の革新的なる社會的必然により遠からざる將來において歸趨し實現されるであらうところの將來圖を構想することが、この章での私の意圖である。

昭和十五年秋以降、かの諸企業を對象とせる個別的の經濟統制が一の拍車を加へた深刻な跋行的不況と矛盾とを綜合しての經濟新體制化が推進され、又之と併行して其れ自體に國策的矛盾を含む過度の英米依存經濟からの轉換を想定しての東亞廣域經濟團結の國策がまた漸進してゐる。孰れも「昭和維新」日本を推進し實現しようとする内廓的・外廓的國策の必然的構成たるには相違はないが、國內的摩擦をさへ敢行するならば經濟新體制が形成し得られるに對し、東亞共榮圈の建設の方策にいたりては國際的なる大事業であるから焦燥して事功を冒險してはならないであらう。

即ち周知の通り、言葉では東亞共榮圏と言ひ現はされてるけれども、之が經濟的處理のみですら對英米蘭の外
交措置を必要とし、又將來には對獨關係をのこすものである。のみでなくして、之への轉換には、我國の第三國
貿易の約七割又はその勢力圏をも含めれば同八割強を——しかも、その依存する物資が我國時局産業に向つて死
活的なるもの——依存してゐたところの英米から別れて、半ば新たに資料供給の源泉を獲得し確保せねばならぬ
ものであるから、將來の國民的努力には正さしく超人的なるものが要請される譯である。一時的の熱意や興奮で
解決される事案では決してあり得ないのである。更には國民生活程度を引下げ又國防産業の若干の不完備を甘受
するとしてさへもが尙、如何なる大國民群れ進みて廣域經濟圏といへども、純粹のアウトアルク Autark なるも
のを貫徹し得る筈のものではない。だから東亞共榮圏の大成目標についても、必然の限界なるものの存在を想定
し、例へば基本的物資の最大限的確保に努力するとともに、他日如何なる國際的環境の變轉に會するとも例へば
米英圏との經濟的交渉を絶對平等公正に營み得られる地の地歩の獲得を目標となすべきものであらう。事實上い
まや二世紀に互つて世界政治に君臨し來つた大英帝國の平和——Pax Britannica——は後退せんとしてはゐる
が、之に代るだらうところの如何なる制覇國によるパックス(平和)といへども、結局的に自己完成態なるもの
が實現されうる道理はないのである。

しかるに次いで、國內の新體制確立の必然性と緊急性とにいたりては、事情が全く異なるのである。それは、縱
へ十五年九月二十七日三國同盟が成立せず隨つて英米からの資材供給抑壓の緊張化が生ぜずとも、夙に樹立され

るべきものであつた。例へば一つには、公債支辨的膨脹購買力が明かに想定物資供給量を超えて財政的物資的イ
ンフレーションを必發する傍ら、超過利潤所得分は恣意的に消費又は投資され、インフレの惡循環と低物價の
否定とを惹起するにいたれば、事業及び利潤を速かに綜合的に統制すべき筈であつた。二つには、其れ自體の所
要する資材が擴張再生産の過程から脱落する比重が過大なるにいたれば、何らかの増産的機構を導入して此の脱
落部分を補充するか、又は縮少再生産力の一部を割き後進國向け輸出用生産財の生産力に轉用して海外資材の供
給量を増加せしめるべきであつた。三つには、總じては明白なりし物資の豐饒段階から缺乏段階に轉入せるに方
つては、依然と個々の生産設備のみを擴充せしめるべきでなく、速かに有限の資材をば國家全體の企畫をとほし
て計畫的に配分し、質量とも總生産量の増進を保障すべきであつた、四つには、對米年額數億圓といふ入超を
無限に續行し得られないことの判明せるや否やドイツの所爲のごとくに軍需製作を鹽梅するとともにその餘剰か
らの機械等を輸出せしめるがごとき政策を實踐すべき筈であつた。

斯かる要請を悉く充足し得る奇蹟はあり得ないにしろ、せめては、企業形態・企業經營を自主的に計畫的に綜
合し、業態別・物資別の統制團體を公益的に整備し、之に國家目的達成といふ大神經を貫徹せしめ能働せしめる
ことが肝要不可缺の措置たりしのである。しからずしては、物資側と通貨側とからのインフレーションの實現に
よつて、國家生産總力は結局麻痺せしめられる外がないであらう。

二 經濟新體制の軌道化

斯かる經濟危機への素因が醸成されてゐたからこそ、昭和十四年秋以來の內生的・外生的不況の顯現せる折柄にも拘らず、舊體制は恰も一世紀半前のフランス革命前のレヂイム・アンシヤンのごとくに止揚されねばならぬ情勢にあつたのである。實例で言ひ換ふれば、新體制の法制的重壓の來るに先んじて、十五年中に早くも、我國の資本總額約三百億圓の諸會社の中の約一割は、増産目標の疾風來の豫兆のもとに、整理し合併し合同し、以つて當來すべき危機に準備するにいたつたのである。

かやうにして十二月七日、經濟團體の聯盟からの反省への要請のありしにかかはらず、また立案企畫者側の内部における正反合的なる修訂の存在にもかかはらず、遂に、企業體制と經濟團體とに關する「經濟新體制確立要綱」が決定されたのである。即ち各企業は經營者の責任創意と國家の監督指導のもとに國家目的に即應して最高能率を發揮することが要請されると共に、國家及び經濟團體は公益優先・職分率公の旗の下に總體として當來する計畫經濟を指導するといふ、言はばナチス流の指導者原理によるところの綜合的計畫經濟への組織の輪廓だけは、ともかくも、茲に成立したのである。

この組織に、正しい運営が伴ふたならば、新體制は軌道を乗り進めるであらう。

三 右に應ふる金融新體制の必然的動向

この要綱こそは、閣議決定事項にはとどまらず何らかの形で立法化されるであらうから、その當來せんとする經濟團體令は、曩の國家總動員法と相俟つて、諸勅令諸命令の根據法たるべき行政府への偉大なる「授權法」となるであらう。そして之が發動圏は、廣義の重工業製造業・動力業・鑛業・化學工業・交通業——即ち少くとも、重要産業協議會を構成する凡そ十大部門の産業——に及ぶであらう。しからば、既に公布され現に實施される資金調整法や銀行等資金運用令や會社經理統制令や貸銀統制令等々の運用と相俟つて、計畫經濟の實行のための組織は茲に殆ど整備された譯である。

次いで農業新體制及び金融新體制の要綱も、既に企畫院案が出来てゐるとも傳へられてゐる。農業新體制については、土地制度における生産者經營者の一體化、小作權確立、小作料低下等が増産上から望ましい措置と信ぜられるが、私は之に觸れない。

すると吾々が問題とする金融新體制の進路は、如何なるものであらうか。それが、經濟新體制の總じては意圖してゐる同種企業の集中化に即應するものであらうことは、金融新體制の要綱化法制化の如何にかかはりなく、謬らない進行方向であると思はれる。同じ事は、信託會社等についても妥當する。その理由は左のごとくであるだらう。

その一は、現在のごとき特立的な多數一般銀行の併立なる事實は、産業資金原價を引下げ無用の競争を除去して最大限の公益的奉仕を遂行すると共に、上部企業態と緊密に連絡して國家目的を分擔せねばならない點からみて、凡そ意味がないといふことである。その二は、六大銀行以外の二百八十銀行は、十五年末において、我國銀行資金中の僅かに二割を保有するのみ（公稱資金は斯かる銀行の小なるにかかはらず、實に三分の二弱）である許りでなく、それらの各特立銀行の多數は相互間に連繋がなく、更にその一部分は日本銀行に何らかの支拂準備を預入せず随つて有機的なる一國金融調整の圏外に立つものである。斯かる情態は、例へば一トンの石炭鋼材をも國家目的に向つて増産し利用せねばならぬがやうに、十圓の資金といへども國家の総合的資金計畫に参加せしめねばならないとき、公債引受けなり生擴資金及び運轉資金のプールの割當等の操作に對して積極的に寄與し得る機構ではないのである。その一は、銀行等資金運用令に言ふ大藏省預金部への諸銀行からの利子付き預け入れのごときものは單に應急の措置にすぎないのであるが、然し一度支拂準備類似の斯かる制度が運用された曉には、再轉して歐米流の中央銀行を中心とする比率弾性的なる支拂準備の集中政策にまで發展しないものでもない。しかる場合には、中央銀行の受信的・與信的兩政策から隔離し遊離してゐる群少銀行の存立してをすることは、國家的なる金融統制または資金計畫を全國一元的に運用するを阻礙することになるのである。

その四は、公表された經濟新體制要綱の第二及び第三の二項は明かに企業形態を質量ともに大規模化し高度資本構成化せしめるものであるが、他日それが大成するとき、集中された諸産業會社から發出するだらう巨大の資

金需要に即應し得るがためには、各銀行各信託會社自からがまた大規模化してをらねばならぬことは必定である。英獨佛に大成された銀行集中化はその動因においては其れぞれ小異を示すのであるが、總すれば産業規模の巨大化に照應したものと云へる。その五は、安定的低金利の政策は向後とも相當長く金融統制國策の中樞をなすべきものであるが、此の情勢の持續下に小資本小資金で金融業を經營し續けんとすることは抑も無理となるだらうことである。終りの一事は、地方銀行經營者側の地位の向上といふことである。斯かる大勢に順應して合同することとは、役員及び一般社員にとりて明かに各自の材幹を一段と發揮し得しめるの所以となる。即ち第一線にある練達の役員は恐らく合併銀行の地方支店を宰領する地方重役として殘るであらうし、又一般社員は大銀行といふ一層大なる組織に入りて一段と約束されたる人事的交流の中に材能を磨きうるであらう。たゞ謂はゆる資本重役なるものにはいたりては、會社經理統制令にも明記されてゐる役員賞與の規定の重壓のもとに、晩退陣を餘儀なくされるであらう。

四 金融新體制化への發想力

ついで、如何程の單位大銀行が合併を發想し、又それらの各大銀行が如何ほど大いなる支店網を經營すべきかは、吾々の精確には想定し得るところではない。しかし今日の通念による大銀行なるものが集中運動の中核體となり、政府の新體制方針の下に地方銀行の集中運動を心小膽大的に推進するものとしたならば、英獨佛の大銀行

の大支店網には未だ及ばずとも、一行當りすくなくも三百程の支店をば、従前の地域的關係及び勢力關係を顧慮しつつ、各傘下に網羅することは出来るであらう。

しからずしては、大藏省預金部への貯金を益々膨脹せしめ、そして其れだけの資金を國民經濟的需要を反映せしめず、ただ機械的に公債消化用に供せしめることとなるであらう。もちろん預金部の竭す國家的社會的使命には重大なるものがある。しかし金融資金の運用をして全體的有機的且つ最高能率的に國民經濟用殊に産業資金用に化せしめるといふ新體制的見地から考ふるならば、普通銀行預金總額の約三分の一といふがごとき過大の預金部預金の大集成の現象は、時に、米國政府の示す黄金集積の非能性を聯想せしめるものがなくてはなからう。即ち若干誇張して類推するならば、一國の産業資金と運轉資金の動態を毫も日常實踐的には觸知せずして官僚的裁量のもとに配分される預金部の諸預金貯金こそは、米國大藏省が機械的に買入れてケンタッキイの地下室に退藏するかの老黄金に類し、又少くも眞實の用途のないのに保有してゐる米國政府の爲替安定資金に類似するとも言はれ得るであらう。しかして、預金部貯金の斯くも膨脹する所以の一つが、全國の小邑に大銀行の支店網のない事實に求められることは明かである。とまれ斯くの如きは決して、金融新體制の理想とするところではなからう。

ところで、吾々の論證せるが如く大銀行が他日全國的に大支店網を普及せしめた場合には、彼れらの収益率は多少の減少を現はすであらう。が其れは、會社經理統制令期するところの配當における安定的低率の基準化が要請するところに正さに一致するものである。又それは、大銀行の國家的社會的義務でもある。終りに見地をか

へ、恐らく五十行には及ばないだらう斯かる大銀行が存立し、各大支店網が全國的に實現された場合における資金計畫上の能性の増進を想ひ合はしてみる。しかるとき、各大銀行日々の資産負債上の動態は毎朝、本店に電通せられて指導者の眼前に展覽され得る譯となるのである。すると、彼れら金融指導者は、此の完全なる日々の資金配分上の資料に基づいて、金融統制團體たる日本銀行なり正金なり興銀なり、また普通銀行統制會などの最高指導者とあひ諮り、設備的産業資金・運轉資金・財政資金・一般消費資金への配分および疏通に關し、國策的に配分し處理して機宜と大局とを謬らざるを得る筈である。それはユウトピアであるだらうか。

第十五章 我國戰時財政における租税・ 公債の適限比率

一 矛盾を含む巨大公債支辨主義の踏襲

すでに、長期戦と長期經濟建設とを覺悟せるこの年（十三年）にいれるも尙ほ、事變當初のと同じき戦費調達
の方式を踏踏してゐることは、明かに財政的政治的經綸の貧困を意味する。事變費總額の十分の九以上を事變公
債にまてると同時に、平時の租税體系ことに彈性に富む筈の累進的直接税體系を戦時體制的に本格化せず動員せ
ず、纒かに基本税率の上に漫然と増徴分を加ふるにとどめてゐることは、我國財政當局及び議會の無責任を曝ら
すのみでなく、實に經濟評論界の、更に大きくは輿論一般の怠慢を曝露するものだと思ふ。^(註一、二)

しばらく常識的に考ふるも、先づ、尨大公債支辨のために膨脹したる國民總購買力は結局、物價騰貴を導き爲
替軟調を拍車するものであるから、斯かる財政上の作戦方式は、戦線及び銃後における戦争及び經營の推進力を
鈍化せしめるであらう。次いで、かく添加された購買力を、再び公債消化力に轉換せしめ且つ潜在化せしめるが

ため、政府は周知の通り、前年度の國民的總貯蓄力を三十億圓として此の添加購買力を五十億圓と看なし、八十億圓貯蓄獎勵運動に精進してはゐる。けれども之のみに、抗インフレーションの全般的効果を期待することは難いであらう。終りに、公債それ自體の運命に就いても過發されたものの價格が如何に激浪に漂はされるかは、歐洲大戰直後における佛獨の明示せるところである。また、公債政策を慎重に取扱へる米國においてすら、戦局が尙ほ半年も續いたならば自由公債の低落を曝露したであらうとは、同國識者の一致せる見解であつたのである。——勿論、我國の國債總額は昭和十二年末現在約百二十億圓、その後最高額四億圓宛を毎月發行し續けたにしても、現に尙ほ百五十億圓の程度であり、隨つて斯かる憂へは絶無ではあるが、巨大公債支辨を持續し進めるならば、その結末には物動計畫上物價政策上、重大なるものがあるだらう。(果然その後、十六年度に向つての劃期的増稅改革が施されたにかかはらず、同年々初の内國債總額は遂に三百億圓を超えるにいたつたのである)。

その理由を一言に約めるならば、戦時國民經濟が統制をもつて塗り上げられるところに、公債の發行・消化・處理のみには、總じては自由主義が支配せるからに外なるまい。思ふに過般の戦時内閣への改造は政治的統制の云化を意味し、輸入制限や輸出入リンク制や資金調整法や爲替管理および外國爲替資金制は何れも經濟統制であり、又た國家總動員法に據る命令や物資動員令や商品價格公定等はみな經濟統制の現はれである。更に公債發行方式それ自體は自由主義の殻を脱しないものであるが、然し、その低金利化的公債政策はまた一の經濟統制と看られ得るものである。そして之らと同時に想ふべきことは、國家と個人との關係における最高度の又た最廣汎の

經濟統制の現はれとしては遂に、租稅に超ゆるものが無いと云ふ事實に外ならない。租稅力をもつてのみ、最も普遍妥當に、一面戰時的過剩購買力を決定的に吸収するとともに、他面消費財の消費を規正し又その生産力を戦時國家の軍需生産力に轉換するを得しめるのである。

かやうに考へて來るならば、之らの經濟諸局面への統制を果敢に實行する國家權力は、何故に、獨り、戰費調達局面上の樞軸たるこの固有の統制體制即ち租稅體制をば一そう強力に組織化し、以つてアンチ・インフレーション的統制力を發揮せしめないであらうか。それは勿論、租稅一般について言ふのではなく、應能原則に従ふ果進的直接稅の統制強化を指すものであるが、抑も從來の斯かる因循姑息こそは我國財政から免かれ得なかつたところの政治的經綸の缺乏によれるものではなからうか。まことに世界大戰時に方りて英米の施したこの意味の租稅的經濟統制の成果を、佛獨におけるその怠慢から由來した結末に比較する人々にとりては、斯かる我國租稅改革上の因循性こそは、一つの不可解なる神祕として映らざるを得ないのである。

二 増稅による戰費調達面強化の必然

もし斯かるフィナンシャル・ステエツマンシップの強き實踐意思すらもあるならば、その改革への資料は、夙に馬場財政稅改革案が具へて居たところだと思ふ。ただ其の中の直接稅種目の稅率をば、今や既に純粹戰時なることに顧み、例へば一九一四年秋英國財政當局が開戦直ちに敢行したがやうに約二倍加するとしたならば、略ぼ

合理的な形態が出来あがる筈であるだらう。すると人は、馬場税法案の流産の必然性を、忘れてならぬ旨を言はれるかも知れぬ。しかし、その流産の原因が、理論的缺陷にあつたのではなく、例へば(イ)三十億圓の老大豫算の支辨に照應する程の生産力が未だ我國に充實せざることの結果としての物價騰貴、(ロ)個人所得税免稅點の引下げ等の惡稅的方向化、(ハ)上層部への諸直接稅の大幅増稅率暗示する將來に向つて一層の増稅の恐れ、(ニ)配當の綜合課稅化に伴ふ株價低落、等々に對する反感にあつたことは、世人の記憶するところであらう。しかし總じては、稅革全般の方向及び程度にいたりては、當時すでに眞實の輿論の納得してゐたところであつた。しからば、如上の個々の反對論の結末などは、戰時に入れる今は既に一層擴大して實現されて仕舞つてゐるのであるから、最はや正面からの反對論などは全く消滅した譯である。

それにも拘らず、斯かる根本的綜合的なる稅革案が顧みられるところなく、臨時租稅増徴法などと云ふ妥協案を今なほ許容してゐることは、抑も何故であらうか。勿論、財務當局が、臨時増徴法に對して、馬場税法案の方の有する優越性を知らないためではなからう。官僚及び議會が敢て此の優秀案の方を顧みざりし所以は、寧ろそれが復活によりて、有産階級層・大所得階級層・高率利潤收得層との間に生ずるであらう摩擦を過大視したため以外なるまい。言を換ふれば、伸縮され得る一層高き稅率を大所得や大相續財産や大臨時利得や大資本額に向つて「決定的に」適定することから、彼れらの蒙む不利益を、過大視したことに因るものと思はれるのである。——その不利益といはれる客觀的理由の最大なるものは、舊態依然としての生産擴充資金への喰ひ込み、又は時

局産業株への拂込資金の障得といふ點にある。——かくて之らの利害關係者は、三たびの増徴によつて複雑化し不公平化した現行稅制の方を、せめては「臨時増徴」なるの故に、より選ぶべしと考へてゐるのではなからうか。

私は大所得者大利得者層の明達と愛國心と社會的福祉への關心とに信することの篤いものであるから、眞實は、人々の、時に假想するがごとき私的心事情の絶無なることを確信する。しかしながら、若し萬一にも、然やうの心事または想定から出發して、直接稅率上の根本的改革を欲しない人があつたとするならば、私は現下の社會情勢國際情勢から考へ、現情勢の行手を左の如くに推察して大過のないものと思ふ。(イ)巨大公債支辨の現狀はインフレーション禍及び利息拂ひ難のために決して長くは續行され得ないものである。(ロ)しかるに既に長期戦と大陸經營に向つて發航したかぎり所要の大なる國家經費は如何にしても調達されねばならぬ。(ハ)この故に向後とも必要な公債支辨は寧ろ中心的歳入手段としては營まれざるを得ないけれども、その發行とともに、明確な増稅的補強が併び行はれねばならない。(ニ)好むと好まざるとに拘らずこの戰時經濟の遂行には獨占資本化が伴ふものであるが故に結局、右の租稅部分は遞増的に、所得利得の上層部が負擔すべき必然の下にある。(ホ)然りとするならば、複雑な迷宮的なる現行稅法を改めて明確に直接稅の累進率の段階的引上げを行ひ、傾向としては、國家須要の租稅額の約半分が其れらの稅種から支辨されるやうに努めるべきであらう。(ヘ)しかし國家經費は必ずしも増加する方向のみに進むものでなくて減少することも生じうるのであるから、然る場合には右の累進稅率は還元されうであらう。(ト)戦局が擴大し、金の經濟を物の經濟によく睨み合はせることな

くしてはインフレ必至といふ時に方りての唯一の、又少くも最重要の脱出策こそは、租税力で推進するところの民需資金の軍需資金化である。等々。

いま、私は之れ以上の私見の展示を差し控へる。そして世界戦争開始早々ロイド・ヂョオヂの熱調したところを、左に引いておかう。「インフレエション時代においては、支拂能力に應能する最大限度を増税増徴せねばならぬ。戦時下においては自動的に増率されるとともに、平時に入ればおのづから低率化され、以つてインフレエション禍を防止し得るといふことこそは、彈性的なる累進的所得税を運用する吾々大産業國民の誇りでもあり又た特權でもあるのである」(註三)とまれ斯やうにして、經濟情勢の動きに伴うての増税増収の空気を民間に醸成することは——例へば特に會つての大戦の末期に方りての英米國民の間に更らにも増税率への輿論が沸騰したが如き情勢をば我國にも再現せしめることは——明かに望ましい。そして之がためには、斯かる意味における合理的増税率の絶對的に緊要なる所以を、先づ以つて學界政論界が、説得し大方に理解せしめるの義務ありと思ふ。

三 公債・租税間に保たれるべき適限比率の理想型

しかして斯かる理念を説得する一有力な手掛りは、比較的近時の且つ比較的に經濟的情勢の類似せる歴史的なる客觀的事實を示すことにあるだらう。この種の事實は、前の世界戦時に際し、一つの型の財政傾向を行へる佛獨と、他の型の財政傾向を營める英米との、政策間の主要なる相違、及び之が結果における重大なる相違の裡か

ら、窺はれうるであらう。

それらの各特徴は、之を左のごとくに素描しうると思ふ。——まづ獨逸人は言ふ、戦時公債等の一切は敵國をして支拂はしめうるから、租税からは増収すべきではない。ついで佛蘭西人は言ふ、國土の北半分が占領されて選擇がない際であるから、國內的戦費は公債支辨に依存するとともに、主要の軍需資材は英米國からの借入れに待たう。之らに對立して、米國人は言ふ、参戦に先き立つて英佛等に巨額を貸付けてをり、参戦後には自國戦費が添加されてゐることであるから、租税體制を必要且つ十分に動員して、少くも戦時公債費の全部を其れから確保して置くことにしよう。終りに英國人は昂然と斯う言ひきる、國力は充實してをり且つ巨大歳入を彈性的に増收しうる底の所得税體系を持つてゐるのだから、當然に健全財政を守護すべきであり、仍つて聯合國側への米國からの貸付けに對する保障としての内國公債の分は別とし、自國の總戦費に關しては、半分を公債に依らしめるとともに、残り半分は租税増収で支辨することにしよう。——まづ、斯かる調子であつたものと思ふ。

租税と公債との斯かる比率觀の別たれる譯は、各國の經濟力や戦争情態や戦局繼續への見通しや平常の租税體系などの相違に主因せること勿論ではあるが、其れと同時に、各國國民性の差異にさかのぼり得られるものである。そして現實は必ずしも右政策觀の通りには運ばれざりしものであるが、然しや其れに近かりしことは周知の通りである。さて、この戦費調達觀及び之を規定する客觀的情勢を、いま日支兩國に當てはめてみる。すると、支那國のそれが佛蘭西の立場に大同するに反し、我國の其れにいたりては、若し意思するならば、この英國の態

度と政策を先蹤となし得ることは、極めて明瞭であるだらう。當年の英國と現下の我國との間に存在する相違には、所得税などの組織及び徴收上の技術その他があり、更に彼れと異りて米國の生産力資源力に依存するを得ないといふ點があるけれども、然し國力經濟力の基本的情態については殆ど優劣がなからう。かくて結局において彼れ此れを別つものは、日英間の租税觀の相違のみだ、と私は理解するのである。

序ながら、佛獨米の戰時財政政策について一言しておく。フランスとドイツとの示せる實例こそは、無計畫に續いての崩壊といふのに盡きる。フランスの戰費需要は、中央銀行借入れと雜種公債とで充てられたもの。なかんづく、中央銀行の割引に適格なる短期(Bons du Trésor)、中期(Obligations)、長期(Rentes)の種々の國防公債のピラミッド的堆積で對策されたものであり、また獨逸戰時財政の要求は初め、若干の金地金的戰費と金準備を擁しての帝國銀行、帝國貸付局、總民間銀行を動員しての紙幣増發、續いては之らの金融機關において割引の可能なる公債の發行をもつて、充足したものである。果然、戰後まもなく、兩國とも、各歳入の總額を傾けるも尙ほ、各公債の利拂ひにすら不足するにいたり、續いてのインフレーションの激浪のなかに、國民經濟の秩序は失はれ、國民的モラルは破滅したのである。そして、この經濟的廢墟の上に建てられた政治形態こそが、人民戰線であり、ナチスであつたのである。又、伊太利のファシズムにいたりても、その發生の温床は凡そは同様である。總するに之らは明かに、我國の現時局下にありて警戒されるべき財政政策の以外の何ものでもなからう。翻つて米國の財政政策にいたりては、同國が特殊の戰局下にたち、且つ如何に巨大な公債にても自動的に償還し

得る經濟力をば南北戰のかた固有し内在してゐるのであるから、之は論外に置かれねばならぬ。ただ一二の注意されるべき事がある。その一は、抑もマツカドオ財政政策の基調は戰費三分の一租税主義であつたのだが、之に近き成果を収めしめた要因こそは、一九一三年會々聯邦税化された所得税と超過利潤税と戰時利潤税との多産的なりしことである。まづ、聯邦所得税は忽ち、英國のそれに近きほどの累進率にまで高められた。つぎに、會社超過利潤税は、對資本二割までは超過額への三割の税率、引續き遞増されて二割を超ゆるものには同六割五分を賦課した。また、戰時利潤税には可なり大幅の減價償却が認められたのであるが、その残りには凡て八割を賦課したのである。しかして之らからの増收を根幹として、同國の税收總額は、參戰前の三十六億弗から、翌年には實に二倍大したのである。その二は、參戰後二年の歳出側にいたりては、各々百三十億弗及び百八十五億弗へと飛躍したのであるから、歳出入間の差額は當然に公債支辨となり、公債總額は一九一四年末の十二億弗から、實に一九一九年末の二百六十六億弗へと激増したのである。之から掬まれる眞の教訓は然し次ぎの事にある。即ち最初の公債發行條件が過當に低利なりしがため、終戰直前には消化難が漸く加はり、平和回復にして若し半年もおくれたならば、市價暴落の豫想されたといふの一事に外ならない。^(註四)だが要するに、その交戰期間を通じて、歳出總額の四分の一を租税で處理しえたといふことは、米國蔵相當初の聲明をば略ぼ實現しえたものとして、特記するに値ひするであらう。

四 英國戰時財政政策に見られた此の比率の理想境

かかる佛獨及び米國の非常財政政策からも、若干の教訓を汲みえたことと思ふ。しかし、吾々に向つて戰時日本財政政策の先蹤として、最大の實物教訓を與ふるものこそは、英國戰時財政政策に外ならないであらう。

この政策の最初の方向付けをなしたものは十九世紀の名藏相グラッドストーンであり、彼は所得稅體系を建設するに方りて、その彈力性の故に、之を「歳入搬入の最大機關車」と呼んだのである。その第二の功績はロイド・チヨオチ氏に歸せられるべきであり、氏は一九〇九—一〇年、この彈力性を補強するがため、地主統制政策とともに、所得稅改正及び土地増價累進稅を實現した。終りの第三の貢獻者こそは、現に世界一の大銀行ミッドランドの二十年餘の會長であり、そして當時二箇年にわたつての戰時藏相たりしマッケンナ氏であるが、當年倫敦エコノミスト誌の主筆は、氏を當代隨一の強力なる意思者と評定したのである。

このマッケンナは、かのグ翁の精神を最大振幅に動員し、一面、原則として總戰費三分の一租稅支辨主義を強調するとともに、他面、これが根幹として所得稅率の彈性を極度に發揮し且つ戰時利得稅で補強したのである。抑も英國所得稅は一九〇九—一〇年の稅革を經過してさへも尙いまだ、綜合課稅主義を徹底せしめえず、比較的小額所得者には舊の源泉課稅主義の餘惠を享けしめてゐるものではある。この算出の上二重制または課稅技術上の迷宮性は、我國や米國や舊ドイツの綜合的所得稅制に比較して明かに劣つてゐる。けれども、所得額の上層部

(五千磅を越ゆるもの)に向つては、累進的附加稅の賦課の故に實質上は今や綜合累進課稅主義を根幹となすものと見て諺らない。^(註五)それは暫く措き、大戰前の標準率一磅につき一志二片及び附加稅最低率同六片なりしものを、一九一四年十一月これを二倍加し、次々に増稅して遂に標準率六志及び附加稅最低率四志半に到らしめたのである。いま五千磅を越ゆるものへの附加稅率における此れ以上の累進率を閑却することとしても、それは、所得の中層の上部に向つては既に十志半を賦課するに至つたのである。それは正さに舊との平時稅率を、十倍大ならしめたものに相當する。

これらの稅率を適用される中層部の以上の英吉利人たちは、恰も半世紀前ブライスが「米國民主政體論」の中で高揚したがやうに、國への當然の奉仕として平然として寧ろ欣然として納稅し進めるのを見た。^(註六)しかし斯かる増稅に並行しての公債の増發はもちろん不可避であつたのであるから、戰前七億磅の公債總額は一九一九年すゑ七十億磅餘へと十倍大化したのである。英國においては、米國と同様、この公債負擔のために、チヨオチの戰後における稅率の還元説は遂に實現されるを得なかつた。その上に、一九三〇年の不況失業に對局せねばならなかつたし、また三六年には再軍備五箇年計畫費への財源比率が原案としては國防稅三分の二公債三分の一と定めてゐた次第もあつたから、かたがた、英國の現所得稅標準率は恐らく六志を下りえないであらう。しかし總するに、斯かる計畫性の存在したため、縱へ租稅及び公債の折半的支辨こそは當然修正されたとはいへ、戰後の概算によれば三分の一租稅支辨といふ理想境を實現し得たるかに見える。(近時の一般的經常歳出・入は共に十億磅)

これが結果恐らく、その管理通貨化されし以後の英國通貨といへども米國通貨と並んで最大の安定を誇示し得てゐるとともに、内國債には低金利的借替へを實行し更に對米債の利拂ひは之を綽々と履行し得てゐたのである。

五 我國の戰時財政に向つてのその適限比率

以上、現代日本と殆ど同一發展段階にあつたと思惟される英國の經驗したところの、戰時財政における經費調達原則上の適正限度的なる比率をみた。即ち英國は初め租税金と公債金の折半主義を強調した(米國は同然、三分の一租税支辨主義を宣明した)けれども、その戰局の現實の擴大彌久は、彼れらの各々をして遂に、その理想とせる三分の一の代りに四分の一租税支辨の實踐にいたらしめたのである。

しからば、いま、我國が戰爭と戰後經營とを併進せしめる場合の戰費調達上の割合といへども、若し總國民が自覺して之を意欲したならば、又もし時局完了が爾かく遷延しなかつたならば、彼れらと同様に略ぼ三分の一租税支辨の原則を貫徹し得られるやに思はれる。かやうに言ふとも、當年の英國が米國生産力を十分に利用し得たに反して今の我國が然り得ない差異を認める。しかし此の相違は、當年の英國が苦惱した金平價の維持への努力が、今の本邦には其れほど嚴格には須要せられず、そして通貨管理により比較的容易に流通信用量を統制し得るの便宜を有することによつて、相殺し得られるものとも思はれるのである。かくて我國が英國的戰時財政型の健全性を再現し得るや否やの鍵は今や唯ひとつ、我國租税體系中、いかなる情勢下にありても、擔税力に應能し隨

つて課税が納税者の厚生を害しない税種の(例へば所得税を中心とする諸直接税の)各税率をば、果して英國のごとくに彈性的に伸縮することが、承認されるや否やにかかつてゐる道理である。

すると、先づ具體的に、昭和十二―十三年度にわたれる一箇年半分の經費總額は既定のものとして茲には措き、來るべき昭和十四年度の總豫算及び事變豫算の概貌を豫め展望せねばならぬ。それは當然にも、國內的經費は極力これを節約することとして約二億圓の削減または繰延べを行ふ豫定だと傳へられる。しかし、總豫算に就いてみるならば、それは既に四割半以上を割いてゐる軍事費の部分の削減が不可能なるのみでなく、既發巨大公債の利拂額の増加を又た厚生の經費や經濟統制費の増加を考慮せねばならないから、其れが十三年度の總豫算額約三十二億圓を割り得られるものとは到底、考へられぬであらう。つぎに事變費についても、十三年度の四十八億圓半臺から減少するだらうとは期待され得ない。抑も戰費は世界戰爭の事例に徴するならば、軍需品費と人件費とが各々三分の二と三分の一との割合から成るものだといふ。さうすると、いまや毎月三億圓ないし四億圓の新規公債發行が須要せられつつあるところの之ら二者の經費の規模が、ここ兩三年や四五年に向つて縮少されうると云ふことは到底、生じないであらう。かやうに見て來ると、十四年度の平戰時經費の總額は合はせて、内輪にみても少くも八十億圓と看なされねばなるまい。

之に應ずる歳入の概略は、租税收入約十五億圓及び準租税官業收入約七億圓、そして残り約五十八億圓が赤字公債及び事變費公債である。かくして若し既述の理想に従うて、之らの合計八十億圓中の三分の一を租税收入に

依らしめんとするならば、收税額において十億圓を増して之を計二十五億圓とせねばならぬ。眞の理想としては斯く租税増收十億圓を目標となすべきであらうが、いま夢の一切を封じて、暫ら増税額五億圓を添加せしめんと志すものとする。しからば、その對策は何か。まづ、物資總動員令ことに産業材料使用制限などの經濟統制による離業者離職者少くも百萬人、その他、物價騰貴に伴ふ實質賃銀引き下り受難者の多數の生活程度低下の實情を思ふとき、斯かる増收税を間接税消費税にもとめることは、この際、殆ど論外であらう。

(後記) 戦局擴大と軍備軍備改革と物價騰貴は、この後、年毎に總豫算額を増せしめ、十六年度の一般豫算總額を遂に百二十億圓にいたらしめた。之を充足する歳入の中核たる租税收入も、十六年度の増税率的且つ分類所得税綜合所得額二本建ての税法改正の結果として、約三十七億圓を見積り得るに至らしめてゐる。一見隔世の感をあたへる豫算總額の膨脹につれて、斯くてもなほ、新規公債發行額は増加してをり、租税收入額は歳出總額の三分の一には未だ遠い。しかしてインフレ對策のみからでも、向後一段の増税と半強制貯蓄とは不可避である。但し其れと同事に、増税餘地殘存の一事例は、當年の國民所得約二百億圓から今や二百九十億圓内外へと増進してゐることからも、裕に窺ひえられるであらう。

六 總經費三分の一租税支辨主義に仕ふる増税の方向

さらには擔税能力の線に正しく沿ふものと假定しても、又また不合理なる第三次増徴を諸直接税の上に加算し、租税算出上のラビリンスを一そう混迷化することは、次いで、論外であるだらう。すでに昭和十一年に持たれた

精到な調査をとほして不公平と評定されたその税率をば、そのまま基礎としての増徴では、ただ、不公平を不公平で塗り上げるものにすぎないからである。——灰色を灰色で塗つたとて其處に何の改善がありえよう！

この點ひとつ、指摘したいと思ふことは、石橋湛山氏が、これは仲々に味のあることを營んでゐるとされたところの、源泉課税を綜合課税に融合するかに見える英國的所得税の體制を、我國へ移植することの困難といふ一事であるだらう。(註)それは、かの所得源泉を五大項に漫然と區分した傳統を拒否するのではない。かかる形式は勿

論、我が國情に即應して容易に改修せられ得るだらう。茲に困難といふ所以は、その課税技術のラビリンス性の決定的なるが故である。のみならず、大戦後ひき續き行はれてゐる、中層上部の所得層とそれ以上の層とに對する累進課税の情態は、その標準税率の引上げ及び超過附加税率の一層強き引上げの故に、事實上においては綜合課税の實を示してゐるのである。要するに、この種の租税制度の改革をもつて増收を期することは、まことは難いと思ふ。しかも、今の我國の税改革案は、何處までも、擔税能力に應能して増收を期する方向のみに進まねばならぬ。しからずしては、社會大衆的厚生のみでなく社會經濟的福祉をさへも害ふであらう。ついでではあるが、この意味において、歴代藏相の屢々口にする「この際、大衆課税をも避くべきでない」といふことは、現代日本の税革上のまことの忌み言葉——タブウ——として、豫め警戒するを要するところのものと思ふ。

かくして残るところは、精神においては英米等の一流産業國と略ぼ同様、諸直税の税率を凡そ擔税能力に應能せしめて改革せんとしたところの、馬場税改革案(昭和十一年九月二十二日發表)の主要部を一應復活し、然る上

にて歳入増加需要度に即應して之を五割増にし乃至は二倍加することのみに存するであらうと信ずる。すこしく之を案するならば、(イ)斯かる定率の上に、第一種所得税(法人所得税)を約二倍加する。なかんづく、對資本一割を超える超過利潤分への約二割の税率から遞増して、最高利潤の區分には税率五割ほどにいたらしめる。(ロ)課税技術の許すかぎり第二種所得を總て綜合課税にする。(ハ)第三種所得の區分別けを、一萬二千圓からは漸次に増加し、一萬五千圓を超ゆる金額への約三割から進みて四百萬圓を超ゆる金額への約八割までにすら累進せしめる。(ニ)相続税の標準たる家督相続についても(遺産相続の累進税率はもろん之に準ずる)五萬圓を超ゆる金額への約一割から進みて千萬圓を超ゆる金額への五割程度にと累進せしめるとともに、最高の區分を一億圓臺までに増加して適當に累進せしめる。(ホ)臨時利得税の外に尙ほ戰時利潤税を設け、之に相當の累進課税を行ふ。(ヘ)現行の法人資本税を個人資本への課税にまで擴張する。等々。

(後記)十六年度に向つての所得税中心の税革をもつて、以上の(ロ)(ハ)を通じて、分類所得税と綜合所得税とに分別整備し、これらの税率も右の提案に近接せしめたることは周知の通りである。

茲で重ねて強調したいのは、間接税及び流通税の體系については、現行のもの以上に、決して新設し又は増率しないことの肝要であるといふ一事である。

七 かかる租税方向の齎らす増收額と社會的福祉

かやうな増税方向から如何ほどの増收が轉來するか、又た斯かる増税の招來する社會福祉は何であるかを考へて、この章の結びにかふる。

まづ如上の方向に沿ふ増税率及び新税率によつて果して幾千の増收を國庫に齎らすであらうか、の略ぼ正確な計數的基礎にいたりては、大藏省主税局なり企畫院なり又内閣統計局などの調査資料を往見するの外がなからう。しかし見取圖としては、現行の所得税類からの徵稅額數億圓を少くも二倍大し、かくて純粹租税からのみにも總額約二十七億圓を收め得るだらうことは凡そ展望せられ得る。とするならば、三分の一租税支辨主義が裕に實現せられ得るのみでなく、我國の國稅體系の中樞が明確に直接稅體系に推移して租稅總額の七割方を收めると同時に、その直接税の八割方は所得税ないし所得關係税の負擔するところとなるであらう。

かかる推移發展は明かに、社會經濟的福祉を高め且つ英國流の健全財政を再現せしめるの途であらう。しかし之によりて招來される社會的福祉にいたりては、凡そ、左のごときものを擧げうるだらう。(イ)公債及び租稅間の比率を合理化し、我國稅制における直接税間接税間の比率を健全ならしめ、延いて大衆の個人的厚生を高める。(ロ)かかる直接税收入は當然に個人的消費・個人的投資をば國家支辨・國家目的消費に轉換せしめるものであるから、凡ゆるインフレーション形態中の基本的なる原因を除去する。(ハ)これは右を言ひかへるものに外ならぬが、支拂能力の大なる所得階層者から先づより多くを徵税することは、その徵税分の發揮するでもあらう投資乘數 multiplier なり消費乘數の積數を豫め、該所得から直ちに國家に吸收するものであるから、ア

ンチ・インフレに寄與するところが一層大となる譯である。(ニ)貯蓄獎勵を動力としての公債消化、並に物資の消費規正は依然として重要であり、社會的徳ですらもある。けれども斯かる貯蓄中の大口部分が、随時に通貨信用化され、又は過超資本化された一部産業會社への投資に轉換されるだらうものに就いては、他日の反動來を約束するがやうに作用する。故に寧ろ直ちに、増徴税するに如かない。(ホ)所得の上層部が不勞的に收得する大口所得を統制するについての増徴税の社會的作用には特に著しきものがある。(ハ)世界戰爭末期の米國等に目撃されたがごとき過發公債を契機として發生する一種のインフレーションを豫防する。(ト)社會上層部に廣居する大所得者が増納税を通して財政的に銑後奉公することは、何らの言葉とチエスチュアを用ひずして能く戰時意識を昂揚せしめ、且つ戰後に生じ勝ちの社會的對立意識を解消せしめる、等々。とまれ、私は、國家歳出總額中の租税分が謂はゆる「みつ割りひとぶ」に及ぶことの理想的なるを主張するの、切實なるものである。

いまインフレーションや社會一部における不勞所得・不勞増價などの憂へられてゐるとき、合理的なる増税を避けて公債のみを偏用したとするならば、戰後その巨大の公債利拂ひのためのみにすら、大増税を須要すると必定であるのだが、その時に及びての増税案は恐らく殆ど失敗に運命付けられるであらう。まことに戰後スノオデンらによりて資本課税 capital levy が力説されたるや、チエムベレイン蔵相が「時は既に遅い。資本はタシタラス王の渴刑における水のごとくに必ず退潮するであらう」と論じたことは、この消息を道つたものである。また之に對し、日露戰時においてウィッチテ財政策とは反對に、我國が直ちに果敢なる増税を實施したことは、へ

ルフェリッヒの激賞した通りである。^(註八)そして吾々は、之が立案者たりし今の若槻禮次郎男が、近く再三の機會において、戰時中の増税の容易なるに反し、戰後の増税案の實行の如何に困難なりしかを回顧して居られることを、三省するところがなくてはなるまい。

このネヴィル・チエムベレイン氏の言説なり又た若槻男の體驗こそは、時代と邦國と國民性との相違を超えて妥當するのである。地上の政治現象に即し又現實の政治勢力に即して考ふるならば、昭和十四年度に向つての我國租税の組立ても恐らくは、現状維持欲に又惰性律に支配されるだらうことを思ふの外はあるまい。しかし、吾は稅務行政に半生を捧げられた權威者石渡莊太郎氏を、いま大藏次官にもつてゐる。いな一個練達の財務行政家の健在に待つまでもなく、租税・公債の適正比率を得せしめるやうの現實的發展は、經濟の理法によりて早晩必然化し實現化するであらう。だから、上來の理想論が遂に、現實遊離的の言擧げの運命には終はらないことを信するものである。

(註一) 『國民經濟雜誌』の、もとの編輯主幹としての坂西由藏博士から受けた配慮のみに今の回顧を限定すると、博士につなぐ私の縁故は長くして深い。しかるに縦へ一の論文に没頭して閑暇の少ないにもせよ、その博士の賀壽論集の中にささげるこの文が、餘りに粗雑なることを恥ぢる。ただ、この種の考へを發表した最初のものが、博士の主幹當時の『國民經濟雜誌』昭和四年二月號一の上であつたといふ縁故をもつて、自から慰めるのみ。因みに、その文は『信用統制と景氣變動』(昭和五年)上編第七章として收められてゐる。

(註二) ついで、斯くて自慰は得られたにしても、この文の餘りにも素描にすぎることが告められたならば、略ぼ同じ方

向を探求してゐる小論文十何篇かが、左の五種の拙著に收められてゐることを誌してアポロチアとしておく。『金融景氣とその限界』昭和八年、『新貨幣金融論』昭和九年、『租税・公債・通貨新論』昭和十年、『通貨管理政策史論』昭和十一年、『危機財政と金融統制』昭和十二年。

(註三) The Clancelo's First War-Budget Speech; November, 1914.

(註四) ein Carl; Introduction to Public Finance; N. Y., 1921, 4th edition; Pt. IV, ch. iii.

(註五) Seligman; Essays in Taxation; N. Y., 1921, 9th edition, ch. xvii.

(註六) Bryce, James; The American Commonwealth; N. Y., 1936; Pt. I, c. xvi.

(註七) 「池田財政策の行衛」、東洋經濟、昭和十三年八月二十日號。

(註八) Helfferich, Karl; Das Geld im russisch-japan'schen Kriege; Berlin 1906, S. 143.

(後記) この章の本文中に、一、二箇所後記しておいたがやうに、昭和十三、四年度の増徴法は自然増収力とともに相當の効果を現はし來つたのであるが、後ち昭和十六年度に向つての基本的なる所得税中心の税法改正が行はれ、先づ、同年の税収見積約二十八億圓を以つて、同年總歳入の約三分の一たらしめるに至つた。その上に、次いで、右の税収總額の中の三分の一を分類所得税・綜合所得税のみから轉來せしめるに至つたのである。かやうにして、われわれの主張は漸進的にしる、實現されつつあるのである。

第十六章 貨幣職分と切符職分を繞りて

一 切符職分・貨幣職分の併進性

作戦長期化に伴ふ物資豐饒段階からその稀少段階へと入り込めるに方りて、大衆必需品の配分を公正化し大衆生活を安定するための切符制運用の必然は、言詮をまたずに自明である。又この制度が凡そ一時點下の諸財の價格關係をそのままに是認し、之が配分を唯だ數量的に規制するにとどまりて、總じては價格形成の過程に介入しないといふことも、略ぼ明瞭である。しかるに世間には切符制が消費選擇の自由といふ資本主義的社會の一つの特徴を拒否し、又は個々需要者の消費的環境を無視するといふ點を捉へて之を非議する向きがあるのみでなく、更にはその不便を誇張して、まことは切符制と貨幣制との明瞭なるパラレリズム性にもかかはらず、切符制が、貨幣のみの固有する一般的支拂要具たり一般價格表示者たることの職分を干犯する旨を云爲する筋があるやうである。

孰れも謬つてゐる。先づ謂はゆる限界利用均等法則の妥當するがやうに消費選擇自由の許されるのは、財供給

の豐饒段階の自由主義的經濟の場合のみに限られる。又個々需要者の事情環境を考慮せねばならない例へば出産兒への純綿布や病者への白米等の配給の場合には、特例がみとめられて居るので、その他は謂はゆる大量法則ないし平均法則の中に溶解せしめるとも、敢て重大なる差支へがないのである。次に貨幣職分への干犯といふが如き考へは、貨幣または所得は一般財貨に對立してその價格關係・流通關係を上部的に規定するに對し、切符は現狀維持的に所與の價格關係を承認するのみで大局的には價格形成に参加することなく、唯だ下部的に特殊的に技術的に數量上の適正配分を幫成するところの仕組たるにすぎず、兩者の職分が全く別個のものなることを看過したところの議論に外ならぬのである。

しかしして事實問題としては、凡そ英獨の現狀のごとくに切符制度は將來寧ろ擴大される客觀的情勢の下にあるがやうである。即ち徹底的な綜合的計畫經濟運用の一効果として民需と軍需と再生産需と輸出需との各財貨が適限比率的に十分増産されるまでは、又は其れを促進するがため例へば優越的な然も縮小再生産的な軍需生産力の一部が擴張再生産的な輸出財の増産に振向けられるまでは、又或ひは課税的な又は後拂ひ的な又は金融統制的なる諸操作を通して總購買力が一層強く抑制される措置が實踐されるまでは、國家が當然にも全國民の生活安定又は安定感を配慮するかぎり、生活必需品に向つての切符制は、寧ろ多様化し擴大強化されるものと覺悟せねばならぬだらう。そして切符制の運用は、ただ斯かる民需品不足化の一つの表徴たるに外ならない。各人の有する貨幣又は所得が調達せんとする消費の方向數量を規制する手段に外ならぬのである。この故に、此の段階にあ

る間の切符の使命は、身近にしては配給工程の完全又は合理化を計り、次いで當局者當業者あひ俟つて必需消費財の増産及び集荷を實現し、終りに一度び配給制の實踐された以上は此の社會的責任を負荷して逆に該財の増産を振勵し、以つて強制配給の必要をば解消せしめることにある。凡そ政策の窺極目的は政策の必要を無からしめることにあるとも言はれうるのである。

私は斯かる意味で、以下、切符的配給といふ窓から眺めた我國經濟の現情勢を展望するであらう。

二 切符制擴大傾向と綜合的計畫經濟

周知の通り地方行政團體中心の法規根據をもつて、切符制の行はれてゐる對象物資は、砂糖、木炭、マッチ等々であり、又事實上配給の統制せられてゐる物は米穀、酒類、ガソリン等々であらう。切符制は既記の通り、將來擴大の傾向にあるものと思はれるが、現實に施行されてゐる物資は、縱へ配給數量を適正に減少するとしても大體所要總數量が全國的には調達せられ得ることの見透されるものであり、又絶對的な生活必需品であつて代替の見出されないものである。

すると、之らの各財の總生産高・總消費高は如何であらうか。先づ砂糖は、臺灣増産計畫との關聯において、一には輸出を抑制し、二に菓子用量を削減し、三に各世帯消費定量を約半減するならば、舊價格體系そのままの生産機構で國內的に自給自足し得られる情態にあるがやうである。唯、これ以上に家庭用量を削減することの當

否には、問題があらう。近年の調査によれば、その一人當り消費年額、英米人が約五十キログラムなるに對して日本人は十キロであり、世界諸國民中の第十三に位すると言はれてゐるのであるが、今や其れが約半減量されてゐるのであるから、現在以上の家庭用量の節減は、人々の活動力を殺ぐか又は菓子類その他の糖分を不規則に欲求することになつて、總じては全體的計畫を混亂せしめるであらう。しかし、その増産は臺米増産の犠牲においてのみ行はれるのであらうから、此の邊で安定化せしめたいものである。第二にマッチに就いては、かの程度の少額の奨励金で増産的適應を遂行し得たのであるから、大きい問題がなからう。寧ろその配給難入手難を誇張して準備したるためか、街にはライターそして家庭には豆電氣ライターが代用されてゐるやうであるが、斯かる代用品の盛行には再吟味されるべきものが尠くない。

第三の木炭は特に嚴寒期に方りては、炊事・筋肉労働・精神労働上の能率維持といふ點のみから考へても、適正配給の必須されるものである。思ふに自動車用及び工場ガス發生用の木炭が急需されたまでは、木炭生産労働力の充實とも伴うて、その不足の訴へられたことがなかつたやうである。ところで主に十五年―十六年冬期に備へての木炭増産計畫は約九億貫と傳へられたが、若し其れが可能であるならば、縦へ其の半分が工業用交通用に供せられたにしろ、全國平均一世帯配給量四俵ないし六俵當りには綽々たるものがある筈である。

我國の世帯數は千四百萬内外であり、そして其の四割方なる農家では半自給して居るからである。これ程の木炭の確保が如何に必要なかは、都會新築家屋へのガス用線の配給が不可能であるといふ一事實からも明瞭であ

るが、木炭の増産及び配給が果して斯くの如くであり、又謂はゆる府縣ブロックが打破され得たならば、當面の問題は解かれたるものであらう。この木炭問題の重點は、寧ろ將來にある。パルプ用材の外に尨大な木炭用材として森林が伐採し進められる結果、我國の植林政策なり河川政策なり水電政策なり治水政策等には故障なくして濟ませ得るであらうか何うか深憂にたへぬものがある。だから之が對策としては、將來に向つてのガスと電力の多量化低廉化を研究すべきであるだらう。特に自動車に木炭を用ひるときは、眞に應急施設としてのみ許されるに過ぎず、此の一點からしても、蘭印北樺太石油等の規則的確保の成功が望まれる。とまれ、現存の切符制の對象の解決だけに即してみても、當來すべき綜合的計畫經濟の實踐に期待するところには甚大なるものがある。

三 米麥の國家管理的切符制、進みての專賣制

米麥殊に米の總需要適量を確保し大衆間に適正配給することが、他の生活必需品の需給適合操作中の最大難事ではあるが、然し同時に、國民生活國家生活上最大の肝要事であることは論ずるまでもない。空氣中に棲息して空氣の貴さを意識しないがやうに、從來吾々の大多數は、米で生存しながら米食の有難さを意識しなかつたことを最近半年の朝夕に泌々と實感したに相違ない。まことに農村勞力不足・肥料不足・價格體系の維持・舊態のままなる土地制度及び高き小作料等々の生産上の惡條件の下において、四年間、ともかくも外米又は麥の混入の程度で切符制すらも用ひる必要なく米食を許され來つたといふ情態に向つては、吾々は瑞穂の國柄に、更には産米者

に心からの感謝を捧げねばならない。それは他の交戦國における食糧難の現實とその影響とに思ひ合はせるならば、一段の實感となつて迫り來らざるを得ないのである。

主食糧の數量的不足感なるものが、幾戰鬪の勝利をさへ顧し、全面的戦争での敗北に轉化せしめたことの實例は、前の世界戦争の示したのみでなく、今の第二次歐羅巴戰の兩陣營が孰れも食糧の確保に向つて死闘を續行しつつある事實の明徴するところである。實に往年のドイツが輝しい戰果を誇示しつつも遂に北海の軍港での暴動と陸兵士氣阻喪を惹き起し、それを契機として今日のフランスと同様の悲運に陥つた主要因こそは、明かに食糧不足そして飢餓感にあつた。それは隠れたるテロであつた。さればこそ、昨秋開戦早々のドイツ又は英國は疾風の如くに食糧及び衣服の切符を實施したのである。それは、在庫高の十分なる事前においてこそ却つて、より合理的有效的なる消費配給計畫を樹立しうるからである。更には英國が實力で英米一體化を守るがために大西洋封鎖を強化し進めるや、今秋のドイツは對英上陸作戰の計畫を放棄し代ふるにバルカン四國に向つて能働し、廣域經濟圏を結成することに全力をあげつつある所以の隨一は、ただに長期戦に備へ又ルウマニア石油を獲得せんとせるのみではなく、實に之れ等からの食糧を確保するにあるだらう。近時ドイツが衣類切符を寛大化しながらも、食糧統制を緩めないことは、之を傍證するものでなからうか。

ゲーリング會での所言とは逆に、作戰の半ば成功せるドイツが今や大砲の生産力の一部を解除してバルカン向けの輸出用品の生産力に轉換し、十分なるパンの獲得をもつて生命線となすに至れる事情には、實に上述の如き事情がある。(更には此の稿の約七個月後の事ではあるが、十六年六月二十二日ドイツの對ソヴェト宣戰の動因ともまた、食糧の培養地帯の確保にあつたらう。まことはココカサスの石油はともあれ、ウクライナの穀倉を確保せずしては、對英・米の長期戦には備へ難いからである)。

顧みて我國の米穀増産と外米獲得における手は十分に打たれてゐるのだらうか。當局當業者の増産への努力には遺憾がないであらうし、又内地産米の半分強なる三千五百萬石を國家管理化して全國的に公正配分するならば、我が都市人口が飢餓に怯えることは生じないであらう。だが問題は、其れよりも奥にある。即ち七千五百萬人の人口に對して六千五百萬石弱の收穫米では明かに十分ではなく、之に鮮米一千三百萬石内外の移入があるにしても、必ずしも未だ足れりとは言はれ得ない。斯くて、一面滿洲國水陸田を開拓し擴張する傍ら、南支那よりも西南なる産米地帯(いまや率直にいふまでもなく、佛印と泰である)からの米の買付を規則的に且つ經濟的に營み進めねばならぬ。その上で、内地増産上の障礙を除去し、殊に若し基準米價を嚴守する方針を堅持するとならば、小作料及び公課の輕減等を通して小作と自作農の増産を刺戟することを必要となすのである。

かやうにして凡そ八千萬石臺の確保にして幸ひに展望され得たならば、その約一半を農家飯米及び種子米とするとともに、残りの一半強を完全に供出せしめて國家管理化し、綜合的配給機關をして安んじて通帳制の下に統制賣せしめるか、又は一步を進めて政府專賣制となすか、を擇一し決定すべきであらう。ただ兩制の孰れを採るにもしろ、基準米價は當分、他物價の安定政策との關聯及び低物價政策に鑑み、斷じて動かしはならぬもので

あらう。(果然、十六年に向つての農家供出米への少許の増價と奨励金とは國庫負擔とされた)。

四 必需品價格政策は大局的には過剩購買力の統制から

繰返し要約するならば、物資稀少の現段階において必需財の數量的需給適合を計り、生活安定感を懐かしめるには、切符制は不可避の措置であり、之が職分は何ら貨幣職分を犯すものではない。又それは購買力を抑壓する力あるものではない。従つて切符制の擴大強化は、國家的施設をそのままに放任する限り、購買力の餘剩を必然的に他の代替物資に轉向させるにとどまる。一定の所得情態の下に、況んや増大する所得情勢の下に、個々人の生活程度を引下げしめることは、決して容易ではないのである。即ち一定の生産關係下における價格體制は、生産原價を中心とし切符制の實施に先んじて、それからは獨立して形成されるものであり、その貨幣と關聯する局面からのみ見るならば、貨幣信用數量または所得數量によりて影響されるものである。此の故に、國策上から、若し一面所與の價格關係を維持せしめるとともに、他面國民購買力を統制することを望ましいとするならば、溯りて、一般的に増稅増徴する外に、左のごとき手段にうつたふるべきであらう。

その一は公債支辨的公共事業を適切かつ有効に調整統制するによりて通貨信用量を下向的に管理する。その二は斯かる公債を成るべく直接的に公募して民間總購買力を吸収する。その三は高率利潤獲得を行政的進みて法律的に統制する。その四は超過利潤を強度に課稅すると共に公債で保有せしめる。その五は強制的貯蓄を敢行する。

その六は右の消極的措置とは逆に今およそ縮少再生産に向けられてゐる生産能力の一部を擴張再生産用に轉換せしめ、民需と輸出需との生産を増加せしめる。——即ち之である。

要するに、金融的經濟統制の効果には狭き限界があるとともに、實體的生產増加には必ずや國家的必要に應ふる時代的制約が伴ふものである。但し其これらの孰れもが、課題とされたところの切符制の職分の、關知しないものであることは言を俟たないのである。

第三編 經濟新體制の前期の課題

第十七章 事變初段階下の公債政策……………	「佐野善作博士記念論文集」十四年七月
第十八章 事變初段階下の租稅政策……………	同上
第十九章 事變初段階下の勞働力轉換政策……………	同上
第二十章 東亞新秩序政策下の狹義の金融統制力の限界……………	「商業經濟論叢」十四年五月號
第二十一章 狹義の金融統制から廣義の金融統制への發展の必然……………	同上
第二十二章 非常時局下の六隨想……………	「讀賣新聞」中京、十五年十月 「朝日新聞」中部、十六年五月三日

第十七章 事變初段階下の公債政策

一 支那事變の特殊性

昭和十二年すゑ北支を略ぼ鎮め上海及び南京を攻略した我が陸海軍は、いま昭和十三年十月すゑ廣東を陥れ、又その四日の後には漢口・漢陽・武昌を占領いたし、茲に支那最重要の海港、商工業大都市及び揚子江といふ大動脈の殆どを管理しうるにいたりました。かくして支那國內の大通路としては北京―天津―上海―南京―漢口―廣東を管理せるとともに、その對外交通線としては支那海港の大部分及び揚子江や珠江を支配し、隨つて英米佛ソヴェトからの對支通路は僅かに陸上國境線を剩しますのみとなりました。この情勢の下に此の十一月以降、大規模戦は事實上その最終段階を踏みをはれるものでありまして、剩すところとしては、ゲリラ戦と空爆遠征と第三國干渉豫兆とに應酬しつつ、日本國民未曾有の大業たる長期大陸經營に當面することになつたのであります。ただし此の最後の、興亞的なる政治的新秩序新體制の大成といふ事業は、一面には民國二世代を懸けた支那の對日意識の轉換を誘導し強制するとともに、他面には英國が一世紀を賭けて築いた在支諸權益を調整することにあ

りますので、兵戦に劣らない多難かつ長期の國民的總體力を傾注せねばならないものであります。況んや斯かる政治的・經濟的・文化的再建設の大事業といふものは、恐らく之を、自力のみで即ち無賠償及び無外債で遂行せねばならないのでありますから、之に要する我が勞働力・資本力・資源力・産業組織力の規模には眞に巨大なるものがあります。それは單なる銃後戰闘力なる概念で盡しえられる底のものではありません。

まことに大陸の戦後經營を完うするためには、我國政治力・産業力・人力・資源力を最も効果的に總動員することが必要でありまして、茲にこそ經濟上の自由主義個人主義が止揚せられ、そして統制主義と全體主義が指導原理として登場せねばならない所以があるのであります。尤も、全體主義的原理の上に國民總力を總動員すると申しましても、概しては資本主義的貨幣的流通經濟の上で營まれるものでありますから、先づ、我國貨幣經濟の健全さが要請され、その範圍内において國家經費調達の面が工夫されねばなりません。次いで、それと同時に、物資及び勞働力の總動員といふ面が通貨面及び財政面と協調して作用されねばなりません。平たく申せば、日本總國力が如何やうに動員されましたも、通貨面及び財貨面から、インフレーションを回避するがやうに營まれねばならないのであります。インフレーションから轉來される經濟的混亂及び社會的對立を避けしめねばならないのであります。

かやうに考へて参りますと、昭和十二年七月以降の「支那事變」に關はれる國家經費調達の手段としては、歴史的な大部分を國債に訴へて來たものでありますから、事變進展の或る段階において此の面での方向轉換が須要さ

れてゐる筈であります。抑も戦争經營及び戦後經營におきまして、この經費調達面をば絶えず物資調達面及び爲替維持面と照應せしめて行かねばならぬといふ點にこそ、今次の支那事變が、我國過去の戦争即ち日清戦日露戦、及び世界戦争への参加から嚴しく別たれる特徴があるのであります。では其これらの戦争においては、何故に、經費調達面のみを計慮したならば、所要の戦争資源が容易に調達され得たのでありませうか。それは戦争規模が小さく且つ作戦上の機械化・機甲化・動力化が發達せざりしか、又は國內生産力に餘裕がありしか、外國手形が十分に手持ちされ軍需的資材について自由に海外生産力に依存するを得たるか、又は海外からの借入れが比較的容易に行はれたるかに因つたものであります。ところが周知の通り、今事變に際しましては、實に經費と所要資材とが巨大なるのみでなく、軍需品生産能力こそは内に略ぼ完備されんとしてゐるとは申せ之が資源資材及び機械の約半分を外國生産力に待たねばならぬところに、更に、全く無外債無借入れにて之らを獲得せねばならないのであります。いはば半封鎖經濟なり又は半ブロック經濟の状態の下に、殆ど自力のみで此の資源戦または經濟戦または生産戦争を營まねばならないのであります。

二 事變費調達上の公債偏用とその影響

いま此の經費面を一瞥しますと、目をみはらすものは、その激増性と調達手段上の國債偏用性とであります。先づ、概言しますならば、一般豫算及び軍事費の合計は、昭和十一年度約二十三億圓なりしに對して、昭和十

二年度には約五十五億圓に、又昭和十三年度には實に八十四億圓にと飛躍したのであります。かやうにして十三年六月すゑの國債現在總額は百二十四億圓に達したのであります。十三年すゑには略ぼ百五十億圓を記録いたしませう。しかして更には戦局が大段落を示すでありませう昭和十四年度に向つてさへもが、一般豫算は前年度のを超えて三十七億圓を突破すべしと傳へられますし、又た臨時軍事費豫算は同様にして五十億圓を超えさうであり、かくて其れは少くも八十七億圓の總額を示すであります。(遞増して十六年度のは百二十億圓餘)。

さて斯く年額ほぼ八十億圓を持続することの必至となつた巨大の歳出を賄ふところの、歳入側の中堅は、如何なる場合においても、普通歳入即ち租税及び専賣益金及び官業益金である筈であり、殊に租税中よく各個人の納税能力に應能するの所得税であるべき筈であります。いま假りに税制改革の行はれないものとして昭和十四年度の歳入見積をみますると、その自然増収の筆頭は當然に所得税でありまして一億七千萬圓が見積まれ、計八億圓と豫想されて居ります。ついで酒税及び地租及び關稅に減收の生ずるほか、他の租税殊に直接税には多少の自然増収が見込まれてゐまして、結局、租税純増計二億六千萬圓と見積られてゐます。よつて、十四年度の租税収入總額は、十七億五千萬圓と計上されるのであります。續いての専賣益金には若干の減少が現はれさうであります。計二億五千萬圓の収入は確實であります。この外、鐵道等の特別會計からの繰入れ及び雜収入を計六億圓と假定いたしますと、合計二十六億圓の歳入が見積られます。かくて右の計算から來る歳入缺陷は六十億圓餘りとなるのであります。其れが十四年度に向つての新規發行公債豫定額となる譯合であります。右のやうに考へ

て参りますと、十四年末の國債總額は裕に二百億圓を凌駕することになるのであります。が其れは、生産力擴充その他の銃後施設、ならびに長期大陸建設の要求に即應するものでありますから、蓋し已むを得ないところでありませう。

ただ、茲に深く反省すべきところは、次いでの特徴なる調達手段上の國債偏用性といふ點であります。昭和十四年の歳入豫算に向ひましては、上のごとく、多少の増税と自然増収とを期待し得ませうけれども、然しその全貌をみますならば依然として國債偏用を免かれ得ないのであります。いま試みに昭和十年度以後、如何に豫算が激増したか、又それにも増して、如何に戦費又は國債支辨の比率が急増したかを、左に略示いたしませう(百萬圓單位)。

	國庫支出總額	内、公積金	總額に對する戦費の百分比率
昭和十年	一、四七七	一一〇	三二
昭和十一年	二、二七二	六八〇	四六
十二年	五、四六三	三、三九三	七三
十三年	八、四〇〇	五、八〇〇	八一

(後ち十四年度、十五年度、十六年度の公債發行額または豫定額のみを記せば、各々約五十九億、七十億、七十五億半となつてゐる)。

右の趨勢に應へまして公債消化そのものは見事に遂行されて居りますが、然し必然的なる物價高にも應へま

して、インフレーションは左の五つの方面にむかつて漸次、徐行し参つて居ります。

その一は、十三年央ばまでの一年間におきまして、日本銀行の發券總額が十六億圓半から二十一億圓を超えることになり、正さに増加率二五%に達したことであります。その二は、同じ期間における總組合銀行の預金總額が二〇%を増したことであります。その三は、同上期間における消費財生産總量が寧ろ遞減せるところに生産財殊に軍需財生産總量の激増せることであります。斯く消費財の供給減のところに通貨量が殖えますと、随つて典型的なインフレーションを潜行せしめて來ることは自明であります。果して、同上期間の東京卸賣物價水準は約三〇%の騰貴を示すにいたつたことであります。殊にも礦産物の値上りには八〇%といふ猛烈振りが示されてをり、更に錫や銅などは供給減と配給統制不備のため實に數倍の騰貴を現はして居りまして、之が總結果として世界物價水準に比較しての我國のそれは、右の一年間に約五〇%だけ騰貴したのであります。その四は、右が反射して小賣物價と一般生活費とを高め、一面には大衆生活程度を引下げると共に、他面には輸出用生産物の原價を昂騰させたことであります。その五は、次表のごとく、それが當然にも外國貿易状態に反映いたし、昨十二年においてすら——昭和十三年度には一層の萎縮を現はすでせう——騰貴國內物價水準にての表示にも拘らず我國輸出總額は二割を、又その輸入總額は三割五分を、共に遞減させるに至つたのであります。第二には其れのみでなく、左表は日滿支といふ圓貨ブロック内の貿易をも含めてあるものであり、ここに若し國際收支均衡及び一志二片といふ圓爲替の維持の觀點からは一段と緊急なる對第三國貿易總額のみを抽きだしてみましたならば、之が減

少率には更にも甚しいものが現はれて参ります。第三に、昭和十二年中の我國輸出能力はその原料資材の輸入制限にもかかはらず前年からの買溜めによつて補強されてゐたものでありますから、この十三年度に激しく統制された原料輸入並びに既存ストックの消耗を考慮に加へましたならば、輸出總額の一層減退するだらうことは、略ぼ明白であります。現に出超期なる本年下半期の情態は、既に、之を物語つて居ります(百萬圓單位)。

		輸入額	輸出額	入出超額
昭和十一年	上半期	一、五七八	一、二六三	入、三一五
	下半期	一、三五〇	一、五三五	出、一八五
	計	二、九二八	二、七九八	入、一三〇
昭和十二年	上半期	二、二三八	一、五九八	入、六四一
	下半期	一、七〇八	一、七一〇	出、二
	計	三、九五四	三、三一一	入、六三六
昭和十三年	上半期	一、四七九	一、二八四	入、一九六

三三 これが諸對策殊に公債消化策

上に述べましたる戦費調達上から直接又は間接に轉來したところの諸影響を緩和いたすためには、如何なる對策の施行が効果的でありませうか。

第一第二の通貨信用總量の擴張といふ現はれは、意識的に創り出されたものでなく、寧ろ物價水準騰貴や或る産業部門の活動度の増加や國民所得の増加や臺灣銀行朝鮮銀行の發券準備用や更には北中支における日銀券の流通などから影響されたものでありますから、日銀手許公債増加を抑制せしめる方策の以外には、直接これを抑壓することが出來ますまい。ここでは安定的低金利政策を持続しながら、通常並びに緊急の通貨管理を營みすめれば宜しいものと思はれます。

第三の現象に對しては、公債政策の殊に公債消化策の有力さが要求せられます。もちろん、暴利取締も、公定價格の設定も、可能的最大限の消費財生産の擴充も、また消費節約と消費規正も、貯蓄奨励も、孰れもみな必要不可欠の措置ではあります。しかし、卸賣物價騰貴の最も著しいものは軍需資料原料であり、其れが海外からの供給の削減されてゐることにあります。でありますから、之に對應する根本策は、内は、公債増發額を抑制するとともに苟くも必需される新發行公債は最大限度に消化されることにあります。そして外は、爲替管理を強化するとともに邦人所有の在外諸資産を動員し、新たに設定されたる回轉的爲替資金の運営及び特殊的リンク制の運用によりて輸出貿易額を増加せしめ、更に金地金現送力を補強するため産金年額少くも二億圓を實現することにありませう。我國は昭和十二年の八月、圓爲替の低落度に照應して日銀保有の總金在高を一匁凡そ十四圓に評價替へいたして十二億六千萬圓といひ、その中の四億圓を政府の金爲替資金として對米現送したのでありますが、更に十三年七月すゑ残りの日銀金準備高八億圓餘りの中から三億圓を政府勘定に繰り入れて謂はゆる回轉的爲替

資金なるものを設定いたし、一定期間後に輸出の可能なる原料の輸入資金として當業者に貸付けることにいたしましたのであります。しかしながら大觀しますならば、物價騰貴への最も重要な拍車は、結局において大規模な公債の持続的發行及び軍需工業重工業の生産力擴充に歸されますので、輸出増進又は對英爲替基準維持は實に右に向つての善後處理の一方策とも看られ得るものであります。この故に、巨大公債（少くも年五十億圓）新發行を消化するため、及び生産力擴充資金（少くも年三十億圓）を調達するがために、年額少くも八十億圓の國民貯蓄の實現されることが要請されて參つた次第であります。（この國民貯蓄の目標は、爾後の十四年、十五年、十六年にむかつては、各々百億、百二十億、百三十五億圓とされて參りました。）

ここに、おのづから第四に向つての對策も、同時に生まれます。即ち全國民が生活程度における若干の引下りを忍びましても消費を節約せねばならないとともに、之をも一の要因たらしめて輸出品原價の騰貴を抑制せねばならないこととなるのであります。しかし此の任務を社會大衆のみに負擔せしめただけにては、實に效果の少ないのみでなく、公平と正義の理に悖ります。かやうにして茲に、一面にては公債發行總額を抑制すること其の他のため、社會上層階級の負ふべき高額所得や高率利得への累進課税の増率が不可避となりますとともに、他面いま問題になつてゐる會社利潤配當を統制すべきところの國家總動員法第十一條の發動が結局において不可避となるものではなからうかと思はれます。

第五に重ねて申しますが、實に日滿支ブロック經濟の大成いたすまで少くも國策の第一に位するものこそは、

輸出貿易の増加、随つての爲替相場の維持に外なりません。このとき、事變前の昭和十一年圓爲替安に乗じたためもありますが、輸出入總額實に七十億圓臺に飛躍せるとともに出超さへを示した我國の貿易は、支那事變と共に上述のごとくに激減し、而かも半ボイコットを蒙りながらも昭和十二年の入超六億圓を超えるに立ちいたつたのであります。これで従前通り、對金平價六五%減、對英貨四〇%減なる一志二片の基準をば依然と維持しうるがためには、金を現送するか、邦人所有の外國證券を總動員するか、貿易外受取勘定を増加せしめるか、然らずば擴大再生産的なる原料を十分に輸入して輸出産業を擴充せしめるの外には、打つ手が無いのであります。今日のところ、現存の爲替管理を持續し、輸出爲替相場を協定し、輸出手形の日本銀行（實は正金銀行）集中を策し、回轉的爲替資金を運用し、盟友國との爲替清算協定を擴大強化しながら、尙も不足する支拂分は可成的に金を現送するといふ對策をもつて、爲替相場堅持の目標に一應は迫り得てをるのであります。しかし現存程度の軍事費が而かも公債で支辨される其れが、来る年にも来る年にも持續されたならば、對内的物價騰貴型のインフレーション及び對外的爲替低落型のインフレーションは結局不可避となるだらうことが懸念されるのであります。

四 公債消化の以上なるものの考慮が要請される三つの點

かやうに致しまして、我國事變經濟の前途を脅かすものは、遂に、内に向つては物價騰貴と凸凹景氣とに、そして外に向つては輸出能力涵養難と國際收支改善難とにあると思はれます。

私は之らの現象とその對策難との根源を尋ねまして、巨額公債の持續的發行のみにありと申すものではありません。又昭和十四年すゑの國債總額二百億圓といふことを展望して、日本經濟力の之に耐へ得ずと言ふものでは決してありません。何故とならば、昭和十三年度の國民生産總額は對前年五十億圓を増して約百七十五億圓に達しようとするし、また國民所得總額は同じく數十億圓を増して二百億圓と想定されようとするからであります。しますると、十四年末の國債總額は國民所得の一箇年分にすぎず、又その増加年額は國民所得の二割五分にしか當らないのです。が非常時が後段階に進むと、國債總額は國民所得を凌ぐやうの傾向を辿る。たとへば昭和十六年の國民所得は恐らく三百億圓内外と推想されるに對し、十六年度末の我が國債總額は外債平價約十二億圓を除いても三百七十億圓に達するであらうと云ふが如きであります。ですから、之を例へば、世界戰爭四箇年餘に互りての英國などが、年々その國民所得の八割方を公債に進んだことに比較しますならば、我國現時の國民所得力をもつてして之を消化することは（一應の消化といふことの關するかぎり）、決して困難ではありませぬ。

ところが、斯かる戰費調達型に伴ふ眞の難問は、新規公債「一應」の消化といふ點にはなくして、次の問題に存するのであります。少しく之を説明いたしてみます。しますると、事變下年額約五十五億圓の公債は事變下の國民貯蓄年額約八十億圓をもつて綽々と消化されますし、又消化先きから申せば大藏省日銀の管理下に立つ預金部及び民間諸金融機關が總體の三分の二強を保有してゐるのですし、更に之が發行形式から云ひますならば發行の都度その全額を一應日銀が引受け貯蓄の殖えたところに之を統制的に賣却するのでありますから、向後と

も安定的低金利政策をさへ貫徹し参れまするかぎり、新規公債の消化といふ點には難問がないのでありまして、眞實の問題は、我國事變下における國費調達に「公債と増税と」して提出されてゐない點にあると信じます。もちろん此の巨大軍事費を處理するのに、「公債か増税か」といふ二者擇一をいたし、そして増税のみに頼るべしとなす人はありませんまい。と同時に、之を殆ど全く公債のみに頼らしめるのを漫然是認することは許されるところでありませぬ。しからば之が、「公債と増税と」して提案せられず、況んや實踐されないがために、果して如何なる經濟惡社會惡を派生するものでありませうか。

先づ、この政策の持続的踏襲が結局、跛行的な戰時利得と跛行的な物價騰貴とを喚起激成し、眞つ先きに爲替行政力の埒を破壊いたして圓爲替を低落させ、又この圓安が撥ねかへりて國內物價水準を一段と騰貴せしめ、以つて國民經濟の健全な運用を妨げるのに終はるかも知れないといふことが、その一つであります。歐洲戰爭の末期又は直後における佛露獨埃伊の諸國にみられたところの實例は、他山の石であります。

その二は、かほどの公債偏用は、戰時及び戰後に須要される生産力擴充のための産業資金の需要と矛盾しないであらうかと云ふことであります。幸ひ此の點は、資金調整法の適切なる運用によりまして、前藏相の意圖した通り、昭和十二年十月ないし十三年九月の一年間に許容された諸緊急産業部門への資金の流れは三十三億圓にとどめられました。其れは、恰も産業資金需要年額を凡そ三十億圓と豫定してゐた目標に略ぼ一致するの實績を収めえた譯であります。また公債消化の獎勵のために産業資金への供給が阻碍されたといふ形跡は全く見られま

せず、却つて公債による政府支辨金の撒布の故に右の産業資金の需要は圓滑に充たされたものごとくであります。しかし此處にても、大戰當時の英國に、第二の他山の石が見出されるのではないでせうか。即ち英國においても、戰時中は平和産業と輸出産業への資本的設備の充實は甚しく閉却されたのでありますが、之がため、戦後長く、同國の蒙つた世界經濟上の失地を回復し得なかつたのであります。尤も現段階の日本に向ひましては、資材や技術の不足性後進性の故に従來伸ばされずにあつたところの重工業・機械工業・軍需工業また化學工業などの部門を、此の際とくに助成し發展せしめることの緊要さは申すまでもありません。けれども其れと同時に、他の重要な平和産業と輸出産業の設備改善は怠られてはならないものと思ひます。完全なるアウタルキイなるものは現實の世界には決して實現され得るものではないだらうからであります。

その三は、戦費の適正部分は之を増税に待つことの緊要であるといふことでありまして、其れゆゑ、調達上の安易さから、又は社會上の支配階層への遠慮から、適切なる増税的改革を怠つてはならないと申すことでもあります。公債は飽くまで國家の負債でありまして、少くも之が利拂ひは、特に公債利拂を受取るやうの社會層が負擔するところの租税をもつて手當てせしめることが常道であります。現に米國公債總額約四百億弗への膨脹は一九三三年以後の増税で裏付けられて居りますし、英國公債總額約八十億磅への増大もまた大戰以來の直接税率引上げで裏付けられて居るのであります。更には英國昨來の再軍備五箇年計畫總額十五億磅を計上するに當りましては、その三分の二を増税新税によらしめ、残り三分の一を公債金によらしめるやうに企畫して居るのであります。

す。いな、英米兩國の關するかぎりは曾つての世界大戰の當時から、既に戰費三分の一租稅主義なるものを、少くとも國費調達上の理念として高揚してゐたのであります。斯くて其處には、かのごとき巨大の公債の増加といへども社會惡を激成するにいたらしめず、抗インフレーション及び健全財政を略ぼ實現するを得しめてゐるのであります。しかして私は斯かる對策の實行が、現下の我國に向つては特に、須要されてゐるものなることを確く信するものです。思ふに戰局が長期化すればするほど、また興亞的な長期建設計畫が遠大化すればするほど、今後十年ないし二十年にわたる諸産業部門における重點は、否應なしに重化学工業・機械工業・軍需工業の方面に横はることになりませう。しかるに斯かる産業部門は、もともと大規模生産のもたらす經濟性の最も顯著なる分野であり、隨つて獨占的資本の運営に最も適當なる領域であります。しますると、可なりの長期に互りて高度の獨占的利潤を獲得する社會層は當然にもまた、經濟上の大所有層大所得層である筈であります。さうでなくしてすら、大所得が大所得を剩まし大資本が大資本を剩ますの理法のはたらかましますところに、利潤ないし配當への高度統制の行はれぬかぎり、之が更に、國策によりて助長され激成される譯であります。でありますから、國費にして抑も全國民残らずの支拂能力に順應して負擔されるべきものでありますかぎり、成るべく速かに所得稅や收益稅や利得稅や個人資本稅などといふ直接稅の、上層部に對するところの累進の區分を多數にし且つ累進率を鋭からしめることは、當然の理に屬するものであります。

このとき、社會の一角の懐く利己的な考へ方は、例へば斯うした種々な反對論をあげることもありません。

即ち先づ、斯かる増稅率は目下須要してやまぬ生産力擴充の實現の速度を妨得するものであると。さやうなことはありません。けだし既に收得したものを國用に供するとともに、それから支辨を受けるものは誰でも凡そ再び其れを生産力擴充資金となしうるものだからであります。第二に、斯かる稅革は社會の相剝摩擦を激成するものであると。之は全くの外れであります。けだし此の種の増稅を避けて公債を偏用することこそが、インフレーションを導いて社會的對立を遂に決定的に激化するに了はるものだからであります。第三に、増稅は時局の終れる後にすべきであると。之は明白に謬りです。けだし遅く来ると、所得は逃避してしまふからであります。かくて、之らの反對論は、總じては結局、増稅は關係者に直接に損失をもたらすから反對だと云ふ平板な考へに歸着するものであります。決して眞實の反對論にはなり得ないものと思はれます。

さらに最後に、最も滑稽な反對論がありさうです。即ち其れは、事變下の新規公債はその利率が著しく低められてゐるのだから、その總額が著増するとも増稅などと早まり慌てるの必要がなからうと言ふのです。之こそは、一段と明白な謬想であります。いかにも公債利率は低化して、現在並びに將來にわたりましても、三分五厘の基礎を守り続けるであります。それこそが通貨管理の定石から來るところの必然なのであります。しかし、四分五厘の利率の公債總額が百億圓精々なりしときには、利拂總額は四億五千萬圓ですみます。それが今や二百億圓に達しますならば、假に全部が三分五厘に借替へられたに假定いたしましたも、實にその利拂總額は七億圓に増加いたします。のみならず、外債約十二億圓餘りに對する爲替差損は向後増すとも減ることがないとしたならば、

利拂實額は八億圓の以上さへものにのぼりませう。しからば、其れだけにて、十四年度に増加し來たる所得稅收入を悉く吸ひとつてしまひます。(それは、遙か後年なる十六年度における所得稅中心の増稅收をもつてしても、なほ同様。右年末の内債總額三百七十億の利率が凡べて三分五厘としましても其の利息年額は約十三億圓に達し、所得稅稅收の悉くを吸ひとつてしまひます)。かやうにして事變公債政策は、ただ之を「當面の」消化政策としてのみ取扱はるべき性質のものではなく、實にそれ以上のものなのであります。

第十八章 事變初段階下の租稅政策

一 事變費調達の三段階發展の必然

前章に申述べましたがやうに、支那事變の經費調達の上に占める公債政策の役割は、重大無比であります。もちろん戰爭遂行には緊要な物資調達といふ面からみまますならば、この事變は、軍需生産力擴充の戦ひ、及び軍需原料資材輸入能力の戦ひ、又随つての物資總動員の戦ひであります。要するに、培養戦であり經濟戦であり生産戰爭であるのです。ただ之を賄ふ經費の面から見ますならば、この事變は從來は明かに公債消化戦と申して過言でありませぬ。然しながら、長期戦において公債消化のみに頼ることは、可能でないのみでなく望ましいことではないのであります。その結局の影響が懸念されますが故に、若し戦局の擴大と長期化と事變後の現地の經濟經營の規模とが見通されましたならば、經費調達の重點はおのづから、租稅の増徴増收に推移するものでありますし又推移せしめねばなりません。即ち一面公債的支辨の齎らすべき結局のインフレーション的影響を豫防いたすとともに、他面公債増加に伴ふ利拂ひ増加分を租稅増徴で十二分に裏付けねばならないからであります。

抑も戦費または戦争経費を支辨する方策は、國民所得の大きいと國民性と平時國國のもつ租税機構とによりまして多少は左右されますけれども、戦局の進むにつれて、凡そは左の三段階を發展し行くものであります。まづ第一に、いはゆる即戦即決が期待される場合には、國內への経費支辨としては紙幣を増發すると同時に、對外的支拂には金準備及び在外外貨資産を動員して妨げがありません。前の世界戦争前つとにドイツ帝國が方針といたし又リイサア等の強調いたしました「財政上の戦争準備および作戰」なるものは、總じては之に歸します。このドイツ戦時財政の方針は十八世紀スミスの「國富論」にも見えてゐるのですから、實に初近世以來の傳統たりしもの如くであります。つぎに第二に、長期戦化が虞かられます場合には、公債消化政策を主要手段とは致しますが、それとともに増税政策を補助手段と致します。日露戦争において我國財政當局が逸早くこの方法を探つた點は、健全な財政政策として、敵國ではウィッチが又ドイツではヘルフェリッヒが稱讚するを惜まざりしところでありました。終りに第三に、長期戦を用意します場合には、公債政策をも相當利用しますが、之と同時に、彈力的なる平時租税を増率し増徴いたすのみならず、戦時下に特殊なる直接税的な新税を設けます。この時の財政上の心構へとしましては、世界大戦時における英國及び参戦後の米國が志向したがやうに、全戦費の三分の一を租税収入で賄ふことを健全な正道とします。謂はゆる健全財政の大道であります。

要するに戦局の擴大し長期化するにつれ、一面公債増發額は大規模化しますけれども、之が補正手段としての租税増徴額もまた大規模化されるの譯合でありまして、殊に大戰時下における英國所得税の増率増徴の効果には

見るべきものがありました。即ち同國の所得税増徴額は戦争末期には實に開戦年度のに約八倍するにいたり、又た戦争途上に新設された特別利得税も初年度のに約三倍するにいたりました。かやうにて戦争末期の一會計年度の經常歳入額は、四年前の平年度のそれに約七倍大いたしたのであります。さればこそ、他面なる同國の公債總額も四年間に約九倍して遂に八十億磅に達しましたけれども、大にしては戦時中の英國國民經濟全體を動搖せしめざりしと同時に、小にしては同國財政を健全に保ち得た次第であります。(それに對して、我國事變四年間を通じて、内國債は三倍大化したけれども、國税収入は二倍大に達しただけです)。その健全さは、集中的に英米國の通貨價值の比較的安定といふ現象の中に映し出されてゐたのであります。均しく戦勝國と申しまして、公債一點張りの戦費調達策をとれる佛や伊の戦後の經濟財政の情勢と較べては、天と地ほどの差異を示現するに至つた次第であります。

二 長期戦下における公債・租税の兩財源の割合

かやうにして、我國の現事變に對處する戦費調達の方法は、恰も右に申した第二の發展段階にあるのであります。随つて戦局發展と睨み合はせまざるならば、今後、左のごとき財政段階をたどる必然の下にあるものと思はれます。まづ戦争持續の長さの豫想に關しましては、昭和十二年夏の事變初めに想定されてゐた短期戦はまづ勢ひ十三年正月に早くも長期戦を覺悟させられるにいたりました。しかるに又、更に、この夏からは愈いよ本格的

なる戦時經濟體制を採りまして、一方長期戦の遂行に備へるとともに、之と併せて、長期的大陸經營を企畫するに至つたのであります。これが現はれば、北支開發及び中支振興といふ二大特殊會社の實現においてみいだされませう。さて斯くのごとく今や事變が第三期戦の段階に立ちました以上は、曾つて第一期の短期的豫想戦を處理するものとされた公債政策一點張りは、當然に修正されました。租税殊に直接税からの増徴政策が第一線に登場して來ねばならぬ筈であります。それは恰も、曾つての經濟財政の三原則、即ち生産力擴充・國際收支適合・物資供給適合のうちの、その最初のものが今や、生産設備の擴大からして既存生産設備の十分の利用運營といふ方向へと推移されむとするのに照應するかのやうの、必然的な一的發展なのであります。

しかるに、此の租税増收への發展に對して、斯う考へる方々もありません。まづ昭和七年以來の我國の再軍備または軍備擴充の計畫費は専ら年額數億圓宛の公債發行で賄はれて來たが、我が國民經濟には何らの悪影響を與へてゐない。それ故、次いで的事件費あはせて七十數億圓の公債的調達は勿論と致し、向後とも、その増發分への利拂ひに相當するだけの租税増收があるかぎりには殆どを盡して公債増發に訴へても差支ないであらうといふ風に。——又かう考ふる方々もありません。近年わが國の再軍備への公債支辨政策といふものは、一九三三年以來の米國ニウヂルの公債支辨のごとく、又は三四年以來のドイツの勞働調達を意味する再軍備への公債支辨のごとく、又は近く昨年來の英國の再軍備五箇年計畫費の三分の一公債支辨のごとくに、一つの有力な景氣政策として作用したのである。だから、事變にむかつての公債支辨といへども、また一つの經濟回復少くも勞働調達への

政策として考へられて過らず、隨つて公債支辨に訴へられて差支がなからうといふ風に。——

しかしながら右の英米獨の事例の暗示してありますがやうに、彼れらの公債支辨は何れも、皆、有力なる租税増徴をもつて裏付けられてゐたものであります。更には又、世界戦争の經驗からも十分に推察されえますがごとく、英米などが將來また何らかの長期戦を營むがやうな場合には、必ずや彈力的な累進的直接税を増徴し、一つには長期の戦争に備へ、二つには自國經濟財政の擾亂されるのを豫防するであらうと思はれます。いな現に、英國が、前述の再軍備五箇年計畫の實行を決意しますや、(實際には修訂されましたけれども)、少くも最初の財源案としましてはその經費總額の三分の二を國防特別税 N.D.C. で全部賄はうと致したのであります。然し、同國租税の中堅たる所得税基準率は、從來の一磅につき四志半から今や六志半となり、大戦中の最高率なりし七志に近づてゐるのであります。(しかしして一九四一年度には實に十志に)。

三 或る種の租税の税率引上げの必然

しからば長期戦下の巨大な歳出を調達するためには何故に、累進的直接税増徴政策が、強く實行されねばならないのでせうか。それには、消極的な理由と積極的な理由があります。まづ消極的には公債の巨大なる膨脹が結局は、對内對外の貨幣價值を低落せしめ、内は國內大衆の厚生を害しますと共に、外は國內物價と外國物價との均衡を失はしめて輸出貿易を減少させ、隨つて軍需的資財の海外調達を難からしめるからであります。次いで

積極的には、既に行はれた巨大な公債支辨により又物價騰貴によりまして、上層階級の所得額収益額、随つて租税負擔力が増大してゐるからであります。この場合、擔税能力が急増した階級には躊躇するところなく、時期を失することなく、その不勞增加的収益の部分を増徴することが緊要なのであります。まことに一度此の増徴の時期を失しますならば、大戦後に英國の経験いたした資本課税案の如くに必ずや失敗するに終はるであらう。それに反し、所得増加を捉へる機会を速になし得ました大戦初めからの英國の、及び參戰直後の米國の、所得税にいたりましては、その最高税率を約七割にまで累進せしめ、又その増徴額を七倍強にまで到達せしめるを得たのであります。しかも斯かる増徴は個人的努力によらない不勞的な利潤増加の部分に向つて課せられるものでありますから、その収益努力を、又は生産力擴充への創意と責任を抑制することにはならないのであります。その結果は、ただ個々人の過當な利得心理を抑へ、諸産業會社の配當率を水準化せしめて他日その株價の上に反動の襲來することを豫防する事だけにとどまります。いま戦争一年半を経ましたる經濟生活の異變を思ひ合はせますれば、經濟統制の一般的強化、殊に物資總動員に伴ふ諸産業部門間に生じた景氣の凹凸化が、中小所得階級の擔税能力を減退せしめましたる傍ら、大所得階級と獨占的事業會社の擔税能力を激増せしめましたことは明かであります。一般的に租税制度及び税率を再吟味することの必要は、斯くて今や差し迫つてゐるものと思はれます。

四 増率の中心たる所得税等から增收される二種の限定

かやうな一般論から別れまして、今は、現に行はれてる我國租税收入が如何やうになつてをるか、又その増徴を必然だとするならば如何なる租税の種類が如何ほど増徴しえられる傾向にあるのであるかを、手短かに申し述べます。思ふに先づ、地方税及び國税を通じまして高度に革新的統制的なりし馬場租税改革案は、昭和十二年初め圖らずも流産いたしました。第二には、この改革案を緩和し、昭和十二年限りと銘打つて臨時租税増徴法に纏められたものが、結城税制修正でありました。第三に、同年七月支那事變が発生しますや、賀屋前藏相の成案したものは、この増徴法の外に、更に支那事變特別税を添加したもので、それは凡そ、三種の所得税を幾らか増徴するとともに、若干の物品特別税を課したものであります。かやうにして、今、池田新藏商相のもとに運用されつつある現行租税制は、もともと根本的な改革的なものでなく、既存の税率を増徴せるものに外なりません。この故に其れは、長期戦が覺悟され、物資側の、勞働力側の、又金及び金爲替側の總動員が凡て精力的に行はれだし、茲に本格的なる戰時經濟體制に入りまして今後におきましては、國家統制の最も直接的な一翼といたしまして、當然に改革され強化される筈のものとなつて居ります。

いま十三年度の豫算中の、歳入側を略見いたしますと、通常豫算約三十二億圓の中で、租税的な經常歳入及び臨時歳入は約二十五億圓、そして餘りの七億圓が公債金であります。

次いで事變費の豫算としてはここ一箇年半の分にむかつての二つの特別豫算を加へました合計は、併せて約七十三億圓であります。その中、事變特別税歳入は併せて三億圓餘、そして餘の約七十億圓は盡して公債に訴へ

られる筈になつてをります。この十三年度の發行總實額は恐らく五十億圓に達するでありませう。

かやうにして最も明白なことは、時局の發展が斯く相成りました以上、そしてインフレーション防止が無上命令となつて参りました以上、來るべき議會が協賛すべきものは、租税制度殊に直接税率における一層強力な統制化にあると思はれます。しかして其の中心はまた當然に、所得税であらねばなりません。まことにその後の徴税成績に徴しますると、初め一億圓増収せられて計五億半と豫算されたものが、其れ以上は一億圓程度の自然増収力を示してゐるものこそは、殆ど、この所得税ことに第一種法人所得税なのであります。徴税額收税額上の發展性弾力性の最も大なるものが、所得税ことに法人所得税のうへに、斯くも現實的に存立したと申すことは、特に注意すべき點であります。

しますると、之を又は之を中心にしたものを、如何に改革すれば、如何ほどの増収が現はれるでせうか。その正確な根據と數額とは、大藏省主税局なり、内閣企畫廳（いまの企畫院）なり、内閣統計局などに就いて見れば判明しないことは勿論であります。けれども先づ、この年度の公債支辨金が約五十億圓であり、且つ政府の貯蓄運動の狙へる總額が八十億圓であるとしませれば、増税額の想定は、第一案を公債支辨の一割としての五億圓、そして第二案を貯蓄可能額の一割強としての十億圓と假定してみますことは、さう過激な推定ではなからうと存じます。

第一案の五億圓増徴のためには、凡そ個人所得額一萬五千圓を超えるもの又法人の收益率一割五分を超えるもの

のに對する税率を、總じて累進的に二倍するならば、十分ではなからうかと思ひます。次いで第二案の十億圓増徴のためには、右の外になほ、現行の利得税率と相續額の上層部とを總じて累進的に二倍し、更に累進的なる一般財産税を新設し、又同様な戦時財産増價税を新設すれば、更には又、分類所得税・綜合所得税に分割して増税率するならば、十分だらうと思ひます。しかし消費税につきましては、いまや増税の餘地がなく、更には總購買力の吸収が絶對的に須要されるまでは之に訴ふる必要なしと信じます。

五 税制改革の指導原理は國民總體的厚生化

この長期戦時下の、この増税政策の必然性は、從來の一部財政學者の主張した社會政策的税改革案に基礎付けられてゐるではありません。實に國民總體的成長と發達にかかはるところの經濟政策そのものに立脚してゐるものであります。短く言ひますならば、インフレーションの萬一の襲來に抗爭し貨幣價值を比較的安定せしめて以つて國內の流通經濟に便し、又對外貿易の維持に資することにあります。ある人々は今や、經濟的物價なるものがなくなり、そして行政的物價たる統制的物價なるものが支配的なのであるから、通貨價值安定の目的などから追るところの税改革は必要がなくはないかとさへ極論されるかもしれませぬ。しかしながら國家統制力に萬能薬を期待し得ませぬとともに、更には又貯蓄獎勵といふ精神力に一切の經濟安定力を期待することも十分でありませぬ。單なる消費心の購買心から進みて投資心理・利潤心理殊に公債から産業株への乗替などにいたるまでの

全過程を、若し國家的に統制すべきであると致しましたならば、その前に、寧ろ、直接に増税といふ國家統制力に訴ふることを遙かに公平有効の施設と存じます。ただし、茲に重ねて一言したいことは、増税收を必要とするとき財政實際家が屢々かるがるしく、過剩購買力の吸収といふ名のもとに政府專賣品の値上げや生活必需品の消費税引上げを云爲するところの心構へには、私は、いまだ共鳴しえないと云ふ事であります。

この増税能力ある人々への増税を否とする人がありますならば、戦時財政の遂行からみて増税とインフレーションとの孰れが望ましきやを考ふるべきであります。又英米大戦後の經濟經營の堅實なりしと、佛伊のその不堅實なりしとの大原因の一つを省みられるべきであります。周知の通り佛伊等は、餘りにも多く公債に依頼し依存しすぎたのであります。かくて希くば、金力あるものは金力で、戦闘力あるものは血をもつて、職域上の御奉公を致したいものであります。

第十九章 事變初段階下の勞働力轉換政策

一 物資總動員と輕工業部門における異變

支那事變一周年なる七月初め、我が國は周知の通り、愈よ本格的なる統制經濟體制にはいりました。それは、長期戦と長期大陸經營とを併び進ましめる決意の必然の歸結でありますと同時に、物資總動員令や、國家總動員法の一部發動や、資金調整法の許可標準の引下げ等々を手段として強化されたものであります。かくして同じ生産力の擴充を狙ふに致しましても、既存の生産設備を集約的に手一杯に運用せしめるとともに、所要の物資に就きましては軍需品および輸出品への原料用途の以外には、海外輸入の原料を使用するを制限して参つたのであります。即ち棉花・羊毛・皮革・ゴム・鐵・鋼・銅・重油・木材・パルプ等の使用配給の制限を強化し來つたのであります。かやうに諸原料の使用が制限されて参りますと、之らを原料に使用する事業は勢ひ、謂はゆる犠牲産業または受難産業となり、又これらの生産配給に關係する人々は失業し離職しますが故に、それらの人々の轉業轉職と申すことが、緊急の日程となつて参ります。かく戦時經濟國策に殉ずる失職者に對しまして、國家が全

力を傾けて當面の生活を保障し、適當な轉業轉職を助成いたすことは、嘗に其れらの人々の厚生を計るためのみでなく、一國産業上の技術能力を維持するの建前からして、緊急不可欠の措置であります。と同時に、失業者離職者みづからにおいても、自己に適當な新たな職場に轉じ得るやうに努力し精進いたすことの必要さは申すまでもないところであります。

この國策によりまして異變の生ずる部門は然らば、何ういふ方面でありませうか。この資材の使用制限の目的から考へただけにても、それが、謂はゆる時局産業ではなくて、平和産業の部門なることは明かであります。いま之を世間一般においても漸次用ひなれて來た他の概念を引いて、あてはめますると、マアシャルが會つて前の世界戦争の直前から用ひ初めました、重工業 heavy industries または生産財工業部門と云ふのに對立するものとしての、輕工業 light industries または消費財製造業の諸部門であります。この犠牲を甘受せんとする輕工業を指して縮少産業と申しますが、次いで之と對立する立場にある重工業こそが今の擴充産業なのであります。そこで、之らの兩者の孰れかに屬する現實の事業別は何んな風になるのかと申しますと、擴充される重工業の主なもの、直接的な軍需品製造業・機械製造業・製鐵鋼業・造船業・航空機製造業・探鑛採炭石油業・車輛製造業・洋灰業および化學工業であります。ついで犠牲産業の重要なものは順次、紡績業・織布業・生絲製造業・染色業・皮革製造業・製紙業・飲食物工業・印刷製本業・建築業・家具製造業・ゴム品製造業・自動車發動機船運轉業などであります。尙、この場合、中立的なものには、鐵道業・電力業・ガス業・窯業などがありませう。

ただし斯く擴充される産業のある傍らにおいて縮少される産業があるといふ事實こそが、事變下の勞働力轉換を、焦眉の問題たらしめる所以であります。此の外なほ注意に値ひする左の二つの局面があります。その一は、農業の部門からは最も高い比率の青年壯年者が軍務に携はつてゐるといふ事實であり、その二は、同じ工業製造業でも低能率のもの小規模のものは漸次整理合同が須要されて過多従業者は自然と淘汰されるといふ事實であり、その三は、謂はゆる平和産業の縮減化につれ、主にその製品を配給してゐる小賣商業の部門には勢ひ多數の失業半失業を現はすといふ事實であります。

二 犠牲産業とそれからの失業の質量

抑も離職者の轉業轉職を計るにつけて、まづ知らねばならぬことは、斯かる失業の如何ほどが、如何なる産業別から出るであらうか、といふの豫想なり想定であります。

先づ離職人員の豫想であります。溯つての棉花および羊毛の輸入制限や鐵鋼重油の使用制限から、又七月初め發令の三十二品の物資の使用制限から招來される離業者離職者の人員は、厚生大臣の過般の報告によりますと、總じては輕工業部門の勞働者層から約八十萬人、つづいて組織されない職人層および中小商業者交通業者から約五十萬人にのぼるだらうと傳へられてゐます。又、現存の使用制限の品種は更に擴大されるだらうのみでなく、平和産業殊に纖維工業の従業者からの失業總人員に至りましては實際にはその現存百五十萬人の中の半數が離職

を免れまいとも看られて居ります。この點、米國における生絲需要の變化やナイロンの進出をも見守らねばなりません。之は末廣がりに漸次その影響を大にして参ります。

次いで離職を現はすでありませう事業別について、第一に壓倒的に大きいものは、前述のごとく結局七十萬人臺にも達すると見られてゐる紡織業であります。その第二は、皮革・木材・生ゴム・紙類を材料とする産業であり、第三は、鐵・鋼・銅・金・銀などの金屬を材料とする器具製造及び工藝細工業であり、第四は、重油などを動力として使用する運送交通業、そして第五は、それらの製品を配給する小賣商人層であると考へられて居ります。

三 政府の失業対策とその見透し

以上、事業別に伴ふ離職といふ暗い面を見て來たのでありますが、私は以下、それらの人々を如何にして再就職や轉業といふ光りの方に轉せしめるかを考へてみませう。

まづ、其れに關する政府そのものの失業対策の大綱を述べねばなりません。何故となれば、國策に沿うて離職した人々に向つて少くも一時その生活を保障し國家産業の全局からみて適正な方面に轉職せしめ、以つて國家有用の労働能力と技術能力とを維持し保存せしめることは國家の任務であるのみでなく、國家権力行政力の介在し助成するなくしては抑も此の事業は不可能であるからであります。しかしして國家行政權分擔の部署としては、小商工業者の分は商工省において、また労働者の分は厚生省と内務省において擔任し、其れぞれ軍部兩省の協力の

もとに之を遂行せんとして居ります。

中に就いて、小商工業者が、獨立して又は大事業の下請けとして、元の營業を繼續しうる見込みのあります場合、その資金の調達は、庶民金庫なり興業銀行なり又は大銀行の系統に屬して小口貸出を標榜する一般銀行などが擔當することになりませう。(十六年夏からは更生金庫の活動が加はります)。

ついで、労働者の失業対策としては、第一段を離職防止に置きます。つぎに第二段を轉業轉職のための紹介及之が前提として必要の場合の新職業への補導といふものに置きます。そして婦女子の場合には歸農を奨め又は家事手傳に轉せしめます。かくても尙ほ轉職不能の向きに對しましては、第三段として救護法の擴充的適用を準備いたします。さて第一の離業防止策の主なるものは、事業主との協議のうへ、各事業の就業者總體の労働時間を短縮いたし、交替——シフト——の再編成例へば一交替半または二交替の制度が考へられます。この方策の全面的實施は然しながら、事業主側には少くも過渡期における能率の引下り、又労働者側には實收賃銀の引下りを免れない譯でありますから、犠牲産業に對して全般的に之を強制することは困難でありませう。

かくておのづから第二段の轉業轉職の希望といふものが、相當多數にのぼることと思はれます。ここでの難關は、求人と求職との間に存する例へば年齢や熟練度や男女の性別などの條件が適合しないといふ點にあります。従來の紹介所における平均成績に徴しますと、條件の適合率なるものは略ぼ三割程度と傳へられてゐます。しかし其れにも増して、一般的に轉職可能率を決定化いたしますものは、前述の謂はゆる擴充的諸産業または軍需品

製造業の側において、果して如何ほどの新労働力吸収余力があるか、と申す一點であります。私は此の余力の存在することを樂觀いたすものでありますし、且つ此の一點にこそ最大の重點を置くものでありますから、晩かれ早かれ起りうべきところの労働力不足化の展望とともに、後にて改めて考ふることに致しませう。つづいて歸農などといふ轉換策は、主に纖維工業への婦人従業者を指すものであります。——もし之が可能でありますならば、當面には不足化してゐる農村の労働力を補充いたし、又優しい青春の人的要素を導き入れますと同時に、凱旋青年達への他日の好配偶を準備いたす譯でありますから、農村生産力の維持からみて極めて望ましいものと思ひます。——さて青年、壯年、中年者層は斯くして、轉職が出来ましても、相當年配の方々の轉業は必ずしも容易ではなく、仍つて政府は救護法・失業保険法を擴充するの用意を有つて居らねばならぬ筈であります。

四 事變下にてではない一般的失業對策

ここで一寸、私みづからの見解を述べさせて頂く段階になりました。

まづ、斯かる現象の到來が想定されますに方りまして、若しも斯く斯くの情態が存在してゐたならば、より善い解決の展望がひらけてゐた筈だと思はれるところの二つ三つの點があります。

第一に、日本ほどの第一流産業國におきましては、一時的な離業離職者が縦へ百萬人を算したにしろ、ただ一つ、英米獨ほどに有力な失業保険制度すらが、運用されてゐましたならば、失職業者は失業手當を用ひて悠々と

當座の凌ぎをつけ、他日によりよき再就職の機会を待つを得た筈であります。事業主と労働者と政府とが全一體とあひなり、逓信省及び大藏省を中樞といたしましての失業保険の制度を、未だ持つてゐなかつたと云ふことは、この際とくに遺憾に思はれます。——尤も、英國現時の同制の如き濫用を、豫防するの必要はあります。

第二には、それが自由主義的經濟下の景氣下降期に現象した失業でありましたならば、いまや金本位といふ拘束がないのですから、少くも一時、信用政策を寛大に擴げ、そして私的事業を刺戟することによりまして、人為的裁量的に再就業再就職の機会を全般的に促し得たであらうといふことであります。けれども、飽くまで圓爲替の低落を防止するとともに、通貨信用側からの國內物價騰貴への切つ掛けを避けねばならぬといふ戦時に方りてこの現象なのでありますから、斯かる實驗は禁物であります。

をはりに第三に、之が現實の戦時下でなくて例へば準戦時下にてでも生じたものでありますならば、一九三三年以來の米國や英國やドイツなどの試みたがやうに、赤字公債的支辨による國家的公共土木事業を大規模に營み、以つて如何に大きい失業者群れをも國家大的に再吸収し得るといふことであります。之らの三大國は、それによりて、其れぞれ、當年の千二百萬人、三百萬人、五百萬人といふの失業の大群れを殆ど吸収し得たのであります。しかし純粹戦時下の今の日本が、斯かるごときを避けねばならぬことは、例へば明年度の一般及び特別會計の豫算案に現はれた節約方針の一斑からしても想像されうるところであります。

五 建設的事變下のこの失業対策は主には重工業部門への吸収

いま率然として、何ゆゑに眞晝に夢みるが如き、そして現時の日本において實行の不可能なところの外國の事例を持ちだして來たのでありませうか。それは、之によりまして、凡そは國策の線に沿ふて生じた産業部門の一部における失業といふものは、その國の經濟發展の段階なり客觀的要請に即して解決されるべきだといふ所以をば、一般論として、豫め暗示したいといふ意圖からであります。まことに、この轉失業は、その處理の仕方如何によりましては、我が經濟發展の現段階的國策に積極的に即應して解決せしめることさへも、十分可能なのであります。

その結論から先づ、申しますならば、長期建設的事變下に生ずる斯かる失業への対策は、主としては重工業への吸収を以つて適切妥當なり、となすのであります。最近屢々發表されてゐますがやうに、各犠牲産業従事者が、其れぞれ類似の代用品の製造業に轉ずるのは、結構なことでありませう。しかし大本としましては、右に申した機械製造業以下の重工業界の勞働力需要の裡に、能ふ限り多數大量に吸収されることが望ましいのであります。

思ふに事變前までの我國經濟の一大中心は、その原料を海外に仰ぎましての輕工業からの製品を海外に輸出することにありませう。しかるに將來は、それと併んで、又はそれ以上に、重化學工業品の輸出の伸張の方に、重點が移るべき筈なのであります。随つて將來の重工業への従業人員は、輕工業のそれと略ぼ同數または以上であ

るべき必然のもとにあると考へます。若し斯かる見通しが眞實に近しと致しましたならば、今の輕工業部門からの離業者は、その人的適格性の許すかぎり、否な其の採用條件を寛大にしてすらも、出來るだけ多く、製鐵鋼業・軍需的産業・機械製造業・炭鑛冶金業・造船造車業・動力業・化學工業といふ數種の主要重工業に吸収せられ度いと念願する次第であります。(第二、四、五、七章の一論旨、參照)。

しかし、この吸収能力を現實に決定するものは、諸重工業の生産設備と現在従業員數とその勞働時間の長さでありませう。そこで、その吸収餘力はまだ何れ程あるのであるかが問題となります。準戰時代このかた引き續つき増加して來ました例へば民營の諸機械製造業のときは、昭和九年の就業人員の指數を一〇〇と致しまして、十二年には三〇〇、そして本年上半期には約四〇〇にと急激に膨脹いたしてをるのであります。(日本銀行調査、「經濟統計」)。官營の同種工場における膨脹率もまた同様であります。しかして上に擧げました數種の重工業部門の従業者總數は正確に知られてゐませぬが、種々の視角から推測しますと五百萬人を下らないのであります。そして、その大部分が今や直接間接に廣義の軍需的工業に従うてゐることは明白であります。(之は又、前の世界戰爭に方りてのドイツ戰闘員一人の消耗する軍需品を調達するに要した銃後の勞働者が平均五人ないし十人であつた、と申す事實から考へましても、略ぼ眞相に近いかのやうであります)。ついで、其の人々の勞働時間は十二時をくだらないのであります。しますると、今もし勞働時間を八時間に短縮いたし、一交替半または二交替の制度を全面的に、實施いたしましたならば、この方面のみにおける勞働吸収餘力は約五割を増加するの譯であ

りますから、いま離業の憂へられてゐる百二十萬人を全く再吸収して尙ほ不足を訴ふるでありませう。

事態がかく具合よく運ばれましたならば、物資總動員による離職の善後は完うされうる筈であります。この場合、年齢上の、技術能力上の、また男女性別上の要求が、事業主と労働者とで異ひまするがため、斯かる理想は半ば空想としてゐることもありませう。しかしながら、事業主においては上述の國家的産業政策の大局に立つて産業の前途を判断されると同時に、國營化された全國二百の職業紹介所及びその他の施設において適切な職業上の紹介と補導をされましたならば、少くもこの理想の殆どを實現しうるものと思はれます。

上のやうに述べて参りますと、人は斯う反問されるでせう。かくも多数の人員を重工業諸部門のみが吸収したならば、事變終了の時なり又は反動期に際して、世界戦争終了の直後に見られたのと同じ現象を再現するのではなからうかと。少くとも次ぎの三つの理由によりまして、私は斯かる反動の再現しない事を信じます、その第一は、極東永遠の平和的新秩序が獲得され謂はゆる東亞新秩序が確立された以上は、我國は、輕工業品輸出中心から必ずや重工業品の輸出中心へと推移するからであります。そのとき軍需工業が、精巧なる機械工業へと移りうることは申すまでもありません。そして第二は、そのとき戦場から復動員された方々が、重工業の舊職場に歸られたならば、現下の新入労働者は一段と高い技術能力を會得し習得して元の輕工業等に復歸し得られる筈だからであります。又その第三は、滿洲國及び新支那國の包蔵する重工業的資源開發及び資材利用のための優秀な技術者熟練工への需要の將來に互りては巨大なるものとなるだらうことが、確實に裕に展望されるからであります。

かやうにして他日、重化學工業と輕工業との二大部門が、能率の高い、そして適限数の工員なり職工がたを保有するを得ましたならば、戦後の我國の産業界は必ずや、英米獨のそれと同じ水準の生産能性を發揚し得ること必定であると信じます。

(註) 第十七・十八・十九章は其れぞれ、十三年八月三日・四日・十三日の各夕に放送した折の覚え書きに、十一月すゑ若干の手入を加へ、「事變下の經濟政策の三局面」の題名の下に、佐野善作博士にささげたものの修訂文である。表現にこの形式を用ひたわけは、同博士にお話しするやうに、と志したことによる。

第二十章 東亞新秩序政策下の狹義の金融統制力の限界

一 結局は公債的金融統制力から發展の必然性

昭和十三年暮の東亞新秩序の具體的綱領の近衛前宰相の聲明及び十四年正月初め之が實踐化を誓うての平沼新宰相の登場は、一面支那事變處理の方式と限界を明示するとともに、他面十年二十年さへもに互りて持續されるべき我國經濟及び財政の擴大的相貌を暗示して居るものであります。けだし其れは、領土無割讓と無賠償、防共及び經濟の提携を指標しての特定地域内の特殊權益、並びに長期駐兵權の要求といふ三つを含めるものであるからであります。中に就いて後なる和平の限界のみに即して事變が處理されたものと想定しますると、實にこの内蒙と北支とにおける長期的經濟建設及び駐兵の遂行を果たす爲めだけにすら、この事變につれて激増した我國經濟及び財政の動員規模は、長期に互りて復員され急に收縮されることのないものでありませう。尤も駐兵費は現地調辨により、又經濟建設と駐屯費とを相ひ補償せしめるによりて、我國の負擔が結局輕減されることは明か

でありましたが、其れは遙かなる將來のことに屬しましょう。

まことに事變前のに約三倍大した國家經費が斯く、そのまま固定化して戦後經營費として又國防費として將來長きに殘るであらうといふことは、東西の世界史にも類例の少ないところであります。この點、前世界戦争への事實的傍觀者として立つてゐた我國當年の經濟が、その故にこそ戦争とともに膨脹し又その終戦とともに收縮したものは、その事情を異にするものであります。但し、財政膨脹への起因を異にすることを措き、唯その膨脹の様相が類似するものとしましては、二つ三つの事例を擧げることは出來ます。其れは先づ、一九三三年以後の米國のニューヂールの遂行に類似します。次いで、一九三六年以後の英國の軍擴五箇年計畫に、更に第三には一九三三年以後のドイツの勞働調達の及び對外硬政策的なる再軍備の遂行に類似してをります。之らを粹經濟的にみますると、孰れも資本主義高度化の段階に方りましての一種の景氣政策の現はれとも考へられるものであります。又しかし、其れが從來の景氣變動の型と異なるところは、在來のが晚かれ早かれ降り坂を豫想せしめる「山登り型」なりに對して、近時の其れが當分降りるを想定せしめない「高原進行型」であるといふ點であります。殊に米國及び我國の財政膨脹の將來は、對内の經濟發展並びに對大陸的經濟發展を持続的に經營するによりまして少くも當分、決して收縮の過程をとらないものでありましょう。——尤も、米國でも英國でも日本でも、その孰れもが、世界總體ではなく、又世界總體の景氣變動から常に超然たりうるものではないのですから、斯かる高原則的進行といへども、世界の他部分に生じた景氣突變に影響されて、多少の起伏を免れ得ませぬ。

日本經濟に發現した斯やうな變化は、先づ、經濟の營みの指導原理上の變化に追隨するものであるとともに、次いで産業構造上の變化を追隨せしめるものと看られます。即ち前者については、此の種の經濟變化の原動力が、財政支辨量の擴大に存するといふことであります。また後者については、此の情勢の要求する國策に沿ひまして、曾つての輕工業及び纖維品輸出産業中心の時代から、重工業・機械工業・機械輸出産業中心の時代へと、又少くも輕工業及び重工業の同一比重的なる併進時代へと變化するといふことであります。前者は周知のところですから今は措くこととしまして、左に後者について一言いたし、以つて我國に擴大された經濟規模が戦後に及んで何故に收縮的反動を蒙らず又景氣的急降下を受けずに済むであらうかを暗示いたします。

思ふに最も進める産業國が斯かる輕工業及び重工業の併進をもつて特徴づけられてゐたことは、例へば世界戦争前の英國及び獨逸の、又現在の米國の發展段階の實證するところでありまして、そして我國の明日の産業部門的編成は彼れらと同じ軌道を進行すべき必然の下にあるのであります。しかも重ねて言ひますが、從來の經濟變動にみられたがごとき重大な反動には見舞はれることの恐らく無いものであります。然らば何うして、重大な反動から免疫され得るのでありましょうか。その理由の第一は、今や我國のごとき大きい國民經濟單位にありましては、國家が國民の全體力を綜合し財政力政治力を動員いたし一定水準の經濟活動を持続せしめるがやうの統制經濟進みて計畫經濟を營みつつあることであります。次いでその第二は、英米日本等の孰れもが一層廣大な領域を統一的な經濟單位即ち廣域經濟圏に再編成しまして少くも半分的なる自給自足的な態勢を形成いたし、世

界的流通經濟から轉來する經濟變動の嵐の力を少くも半分程に縮めつつあることであります。そして第三は、斯かるプロツクの經濟體制を裏付ける通貨信用の營みをば可なりの程度にまで金の囚はれから解放せしめ、各大國が謂はゆる通貨管理を自主自律的に營みつつあることであります。

勿論、一時ドイツの國論を風靡したがごとき完全なる自給自足的經濟體制又はアウタルキイなるものは決して實現され得るところではありません。然し半分的なるアウタルキイは實現され得るのであります。もし然やうに理解し得られるのでなくては、謂はゆる東亞新秩序の實行はあたまから想定され得ない筈であります。しかししてそれが可能であるとしてもすなわば、先づ、昭和十一年以來急激に擴大された我國重工業生産力の將來には激烈なる收縮的反動は發生しませぬ。何故となれば、戰場における軍需品の大需要が漸減するに連れまして、その餘剰生産力は圓滑に且つ持続的に、國內及び東亞大陸に向つての資本的建設と設備的充實とに轉換されるからであります。次いで、事變以後急激に抑制された我國輕工業殊に纖維工業の將來は逆に事變前の規模に回復されるのみでなく國力の伸長に伴ひ一段と優秀なる種別へ再發展することでありましょう。何故となれば、現に半減されてをり又た結局半減されるべき筈の米棉及び濠洲毛の輸入量の缺陷部分だけは必ずや、北支棉及び内蒙北支羊毛で填補せられ、そして一層安全な市場を國內及び極東大陸に確保し得るであらうからであります。

二 經常的歳入の大增收の必然

しかしながら、斯かる東亞再建設的な半アウタルキイ體制が大成され、そして同體制内における物資の需給が豐饒に再調整されうるにいたるまでは、事變段階と同様なる事變處理の經費必要段階にある譯でありますから、我國經濟としては依然と尨大なる財政的誘ひ水の注入を必要といたします。之を小さなものに見立てますならば、英米における銅鐵一英トンの協定價格が十磅なるのに對して我國のそれは一キロトン百數十圓でなければ引合はず又ガソリンには一層の値開きを覺悟せずしては我國製鐵鋼・石炭液化事業が引合はないがため、或ひは關稅を免除し或ひは内國稅を全免し更には獎勵金を國庫から支出するといふことにも類似するのであります。かかる國家支辨力の大いさ長さが如何に重大なるものであるかは、外國にしては、一九三三年―三八年に互れるドイツ財政支辨の巨大さを顧みるならば、容易く納得が参ります。同國における労働調達の公共土木事業及び再軍備のためには、同上期間の收稅總額を二倍強化して年額約百三十億マルクに到らしめたとともに、公債發行額を計約百二十億マルクにまで到らしめました。しかも當年のドイツは、戦争ひとつ營めるものでなく、之が大部分を盡して全國自動車道路網及び再軍備の大成に用ひたものであります。

さて、斯かる財政需要の膨脹が既に半恆久化してしまつた現段階において、之を賄ふ經費の調達法を事變初期におけるがごとき公債の偏用に委かせておいて差支へが生じないものでありましょうか。明かに否であります。ドイツの事例はいま申しました。次いで英國五箇年軍擴經費の三分の二及び米國再軍備費の大部分は實に、經常歳入の増加によつて處理されるものであります。かかる國家支辨が或る程度を超える長さ大さに達しますや否

や、能ふかぎりの多額を、個々人殊に不勞所得者の、又は獨占的資本家階級の支拂能力に應能して増徴される租
税収入をもつて處理せねばならないといふ、經濟上の必然性自律性が、内發し緊迫して來るものであります。そ
れはイデオロギイの問題でなく、又關係者の好む好まぬの問題ではないのであります。短くいへば、英米兩大國
の各八十億磅及び約三百億弗に達する公債のごとくに、其れぞれ適切かつ十分な租税収入で裏付けられてゐるの
でなくては、又は同じく各國民所得總額に對して適正な比率を保有してゐるのでなくては、又は各國における既
存蓄積額ないし現存生産能力が十分であり隨つて新規公債が個々の投資家によりて決定的に消化されるのでなく
ては、過剩的公債の發行は勢ひ中央銀行の保有に歸して發券總額を急増せしめ、延いて自國通貨の對内外價值を
絶えず壓迫するによつてインフレーションの惡循環を現實化せしめるからであります。要するに、新規公債發行
額がその國の生産力又は國民所得を著しく超ゆる場合には、——一九三三ないし三八年のドイツにおけるごと
く租税収入を二倍大ならしめるとともに徹底的なる物價安定策を實現し得るのでなくては——結局、國民總購買
力と物資供給力との均衡を破壊するが故に、國家が公債によりて造出せんとする生産刺戟の力を失ひ、所要物資
調達力を喪失するに終るからであります。此の時須要される施設こそは、公債的金融統制力ではなくして、一
部國民層に存在する又は將來存立すべき過剩購買力をば租税手段をとほして國家に移轉せしめるの方式の外には
ないのであります。(追記。米國は四一年度の尨大歳出に即應し稅收百三十五億弗に到らしめた)。

しかも斯かる過剩購買力不勞的所得額の移轉の主要手段たるものは、謂はゆる直接稅又は強制貯蓄の外にはな

いでありませう。かへりみるに私は、昭和十三年八月某日の一講演において此の所以を詳述いたし、左のごとく
に結論したことでありました。「大戰後に強調された資本課稅論に答へて、時の英國藏相チェムバレインは、其
れは遺憾ながらも機會を逸した旨を言ひました。また日露戰當時の増稅立案者若槻禮次郎男は最近再三の機會に
おいて、戰時中の増稅の容易なるに反して戦後の其れが如何に困難なるかを述べられてをります。租稅改革斷行
の時期は、斯くて正さに、事變第二年なる今でなければなりません。……吾々は今や幸ひに、稅制の權威者石渡
莊太郎氏を次官にもつてをります。かくして上來の理論が遂に天上のものたるにはとどまらず、可なり速かに地
上の現實となることを念じます。さうして此の革新のみこそが、資本主義の新生の大道でもあるのであります」。
ところが、この正月五日、果然、この石渡氏は實に大藏大臣に親任せられ、隨つて天下の正道たる財政上の此の
經綸を一層強力に變理し實現しうべき地位にたたれてゐるのであります。

まことに漸進を性格とする財政的經綸の實現は、「是れから」なわけではありません。けれども、茲二、三個
月の間に示された租稅増收案及び公債偏用策の踏襲は周知の通り、吾々の理論からは甚だ遠いものであります。
即ち近く議會に提出されむとする豫算案中の一般歳出入は、歳出總額約三十七億、そして租稅收入及びその他歳
入は計二十九億、かくて之らの歳出入見積りの差額たる約八億圓を歳入缺陷補填公債にまつものであります。し
ますと、先づ、前年度豫算額を超える約二億圓だけを自然増收にまつのみでありまして、一般豫算面に生ずる
缺陷分は前年度と略ぼ同額であり、しかも之を盡して従前通り公債に依らしめるものであります。次に、事變以

來の年額二億ないし三億の増稅收は從來は寧ろ直接稅の臨時増徴に依つたものでありましたが、十四年度の新規増稅案の内譯に至りましては、直接稅から三分の一・間接稅から三分の二弱を得ることとしてあります。之が結果には然し、可なり重大な問題が含まれてゐます。と言ふ譯は、十二年度の租稅收入内譯は利得稅・所得稅増徴の強化によりまして、租稅總額に占める直接稅の比率が、實に四九%に達したに對し、十三年度の其れは物品稅引上げによりまして同比率が四七%に減退したのであります。しかるに今や斯く些少なから間接稅の方に比重を大ならしめ來ることによりまして、十四年度の同比率は恐らく四六%にと減退するであらう。そして此の種の傾向は明かに、獨占的資本または大資本に有利なる重工業軍需工業の股販化の段階におきましては社會的衡平に反するものであります。又これは社會大衆の生活程度引下げを含蓄するものであります。しかして中央・地方を通ずる全面的租稅制度改革は、之を十五年度に實現を期すると言ふのみなのであります。然し之もまた、見方を換ふれば、國民大衆の購買力を抑制するによつて物價の騰勢を抑へようとする論理には幾分なりとも沿ふのでありましょうから、一應の解釋はつきませんが、次の第三の十四年度の事變費が更に、右の上に、計六十億圓内外が豫算されて來るといふ大勢を、前面に控へましては、物價政策ないし過剩購買力吸收策としての間接稅増徴の意味は、洵に微々たるものに轉落せざるを得ません。——ナチ的またはファシシ的な強引的物價釘付け政策を實行しない限りにおいては。

かやうにして少くも五十億圓といふ軍事費事變費または長期建設費が、向後とも漫然と公債支辨のみに委かされまする限りは、三三年以來のドイツ流の冷厳無比の經濟統制・物價統制・消費統制・俸給賃銀統制・爲替統制・貿易統制を敢行するのではなくてはインフレーションを回避せしめることは極めて困難であらうと思はれます。要言するならば、此の尨大事變費を處理するに方りては自由主義的な公債的金融統制力では最う不十分なるかに考へられるのであります。又向後さらに物資統制または輸出入統制を強化しましても、遂には長期建設といふ大事業と矛盾し來るのではなからうかが懸念されるのであります。かくして石渡財政は晩かれ早かれ、統制の最重要最普遍的の方向——財政的處理の方向——を轉換せねばならないものでありましょう。

三 狹義の公債的金融統制力の當面する限界

しからば如何なる方向への轉換が必至なのでありましょうか。

しばらく視野を、財政面金融面に限りますならば、長期的なる東亞的國防充實及び經濟建設といふ二大事業を恒常的に遂行すべき尨大なる國家支辨を支ふるためには、狹義の金融統制即ち公債消化と自由貯蓄のみに依るを得ませず、有力なる租稅増收で裏付けられる廣義の金融統制に訴へざるを得ないのであります。即ち成るべく決定的な公債消化力を涵養するとともに、高額所得と高額資産の租稅的増徴へといふ方向に轉換せざるを得ないのであります。それは先づ、向後とも長く五十億ないし六十億の事變處理費・善後費が高原進行的に持續するものと前提しますならば、斯かる國費支辨が我が國民經濟に向つて抑も何ものを意味するか、を考ふれば分明なると

ところであります。

まづ軍事費の、高原的進行のすがたは、内山徳治氏が近く試みられた通り、左のごときものであります。即ち昭和六年度の軍事豫算ですら、當年すでに一般行政費に對して四五%を示してゐた様相は、他國の平時財政にはみられない國勢圖でありました。けれども其れは當年の推定國民所得總額八十億に對しては五%にすぎないものでした。しかるに昭和十一年度になりますと、軍事費は右に較べて二倍化し、國民所得總額百二十億に對しては約九%に高まりました。それが更に準戰時代から純粹戰時に入りますと、例へば昭和十三年度の軍事費合計は六十億を超え、その行政費に對する比率は三〇%を超過し、又は國民所得總額百六十億に對する比率は正さに三八%を超過するに至り、更に引續く此の十四年度の同上比率も凡そ同じ又は其れ以上の段階を示すものであります。

いふまでもなく十二年以來の我國財政の膨脹の主要因は事變費の急激な増加に存しますので、一般行政費は之によりて寧ろ縮少されて參つたのであります。豫算の數字面に現はれた行政費こそは一見膨脹してゐますけれども、その増加の内容は増公債利拂や銃後援護費や經濟統制費などといふ間接的な事變費の膨脹に歸因するもので、決して文化費いはんや社會費が擴大したものではありません。しますると、その國民經濟に與ふる影響は重大であります。即ち今の事變費が結局においては我が國民生活を向上發展せしめるに貢獻することは切望せられますけれども、差しあたつては事變費の主要部分は、國民生活程度を引下げしめながら一般生活とは直接關係の

薄い方面に費消され、随つて物資についていへば少くも當座は國民の消費し得る部分を規正するによりて之を戰場に供給するものであります。尤も、尨大な軍事費が支辨されずしては、現段階の景氣情勢は維持せられ得ず、更には一層明白に國民所得總額が三年間に二倍大する筈もない、とも言はれ得ます。しかし其れにしましても、國民所得額に對する軍事費が昭和六年度の五%から、十三年度又は十四年度には一躍して三八%又は三九%に増大したと言ふことは、國民生活上重大なる變化を意味するものであります。況んや此の巨大軍事費が、獨伊などと同様に、そのままに固定化し恆常化するの傾向がありとしますならば、他の經濟的機構のみが單り變革なしに濟まし得られないことは申すまでもありません。

直截に之を要言しますならば、國民一般の金錢的貯蓄額を、限りなく、公債にて借入れ進み得られるものではありませぬ。けだし、公債は飽くまで、國家の利付き債務でありまして、いま例へばナチス的な徹底的なる消化への規正統制を加ふるか、英國コンソルのごとく過低金利化して且つ元本を支拂はない永遠公債と化せしめうるか、其れとも米國のごとく經濟的生產力的發展度が飛躍的であり自然増稅收をもつて知らぬまに償還されると云ふやうな産業情態にあるのかでなければ、實にその大部分は、現存保有者にとりては凡そ自由主義的に處理し得られるのであり、隨つてその膨脹化は絶えず潜在的インフレーションを醸成してゐるものだからであります。この故に、絶えざる公債膨脹に向つて、當面の消化力または金融統制力の圓滑さのみで對局して行くことは、それが一定限度を超えるかぎり、決して安全とは言はれ得ないものであります。

四 狹義の金融統制から廣義の金融統制へ

しかるに、從來の世論または政府當局の解釋に従ひますと、新規發行公債が如何ほど増大しようとも其れは金融的統制で對策され得るものであり、殊に事變時に際しては物資的統制をさへ完うすれば支障がないとされ來つたかのごとくであります。事實上いままでの所では、平常時の經濟運営に方りて缺けてゐたところは物の生産側または配給側に施される國家的なる統制經濟進みて計畫經濟であつたのですから、物の統制のみが強調されて來たといふことには、十分の理由があつたのであります。

すま、二三の事例で之を示しますと、現に、事變費の増大するにつれ、第一に強調されたものが重工業生産力の擴充であり、第二に輸出入品の國家統制であり、第三に物資動員物資配給統制であり、第四に國民消費面上に關與する生産消費統制でありまして、そして更に第五に、國家が豫算を編むに方りまして「物の豫算」なる新たな考へが登場して參り、謂はゆる物の生産または生産力と睨み合はせての豫算編成の必要さが強調されたのであります。之は此の事變の國際政治性と思ひ合はせるならば當然でありましたらう。即ち、我國は既に、海外の不況とか海外大國側の非公式ポイコットとか海外資金借入れ不能とかに當面してゐたのであります。ところに、國內資源には限りがありまして、一面國內消費としては之を節用し、他面その剩まし得たものを軍事に轉換するのでありますから、物の相對的不足といふ現象が、戰時政策上の表面に立ち現はれ、茲に之をさへ克服しうる

ならば他の事たとへば財源側のことは何うにでもなると云ふ考へが支配的になつたのであります。言ひ換へますと、財貨を支配する金錢の檢出は専ら公債發行により、又これを處理するには狹義の金融統制で十分であると考へられ、更には其の上に社會的支配層の利益哲學が加はりまして經濟統制は唯だ物資の統制で足りるかに考へしめられ、茲に相俟つて、租、稅的統制といふ普遍的かつ強力なる廣義の金融統制は暫らく高閣につかねられた形であるのです。しかし之は明かに行過ぎであり誤謬でありまして、そして此の行過ぎと誤謬は當然に訂正されねばならぬのであります。

第二十一章 狹義の金融統制から廣義の金融統制 への發展の必然性

一 持續的に發展する我國財政規模への綜合的對策

さきに私は左の言葉をもつて前章「東亞新秩序政策下の狹義の金融統制力の限界」を結んだのであります。財貨を支配する金錢の檢出は専ら公債により、又これを處理するには狹義の金融統制で十分であると考へられ、更には其の上に社會的支配層の利益哲學が加はりまして經濟統制は物資の統制で足りるかに考へしめられ、茲に相俟つて、租稅的統制といふ普遍的かつ強力なる統制作用力を添加した廣義の金融統制は暫らく高閣につかねられ、た形であるのです。しかし、之は明かに誤謬であり、そして此の誤謬は當然訂正されねばなりません。故に茲の主題は要するに、前章の續論であり、又この第七十四議會の半ば過ぎなる今（昭和十四年春）増稅法案として取上げられてゐるものへの批判、及びその結局の展望に及ぶものと理解されて差支へがありません。（ここでの拙論の要旨は、十五年二月の稅制改正法律に至つて、寧ろ擴大鏡的に實現されるに至つたものであります）。

まことに右の結びは、一般豫算が事變前のそれに十億圓を加へて約三十八億圓に達することは展望されたが、事變費特別豫算の膨脹の規模は五十億圓を超えるだらうとのみで、その全貌を確かとは把握し得ない時代に、到達されたところの結論であります。しかるに、その後発展して來た戦局と、長期建設案と、國際政治の緊張とを眺めますと、一般豫算上の追加豫算は無視され得ない額にのぼらうとし、また十四年度事變費豫算は六十億圓を超えるやに傳へられてゐますので、茲に十五年度の歳出總額が百億圓に迫るであらうことが漸く明かになり來れるかの如くであります。しかも、それに對應する歳入總額中の中心たる租税及び準租税收入はその自然増收を考慮に入れましても決して三十億圓を超え得ませぬ。周知の通り、この新規増税見積り額は、臨時利得税及び公債利子利益配當税の直接税にて約九千萬圓、物品税の擴張及び住宅税の新設などの間接税にて約一億一千萬圓、併せて二億圓を超えては見込まれ得ないものであります。この新規増税額は必ずしも新規發行公債の利拂ひに向つて準備するものではありませんが、然し精神的解釋をいたしては明かに事變費の一部に應ふるものであります。ともかく斯くして、その他の繰入れ歳入などの一切を併せましても歳入總額は決して三十億圓には遙かに達し得ないのでありますから、十四年度の公債發行額が、十三年度の約五十億圓（實際發行高は約四十四億圓でありました）なりに對して、約六十億圓に達するであらうことは、免れ難い趨勢だと存じます。

先づ東亞新秩序の建設の須要する資金は實は此の外に尙ほ、時局産業の設備資金計畫があるのであつて、財務當局の調査に従へば、其れは臨時資金調整法の許可した昨年度の數額約二十九億圓を明かに超えるものと傳へら

れてをります。すると、公債金及び産業設備資金を合計すれば、實に九十五億圓に達する譯であり、若し之を、國民の新たな貯蓄からの新投資に待つものとしませば、それは昨年度の同目標の八十億圓なりに對して、少くも百億圓を目安とせねばならない譯であります。もし此の總額を、他の資産形態からは移すことなく、既存の國民富には甚しくは喰ひ入ることなく、また金融手段によりて直接的に資金を創造することも試みることなくして、國民新所得額から専ら投資せしめんと努めますならば、總國民の向後の精進努力には尋常ならざるものが要請せられます。けたし、國民所得額は事變を境ひとして大約二倍化せんとして居りますけれども、十三年度までの其の發展の歩調から考へますれば十四年度のそれは二百三十億圓を幾らか超過するほどの程度でありましたから、右の計畫は實に國民所得總額の約半分を、何らかの方法にて貯蓄せしめねばならない譯であるからであります。しかし十三年度の十箇月間の貯蓄總額を八十億圓に見立てながら現實には精々六十億圓でありましたがやうに、十四年度の其れも、若し同比率で進むものと假定しますならば、百億を目標となしながら現實には八十億の貯蓄成績の以上を期待することは無理でありませう。

第二に之を他の面から眺めますと、十三年度の新規公債發行額約四十四億圓の中で、廣い意味で又は一應の意味で消化されました額は三十八億圓すこし餘りでありまして、之らの開きなる五億五千萬圓は日本銀行の手持となつた譯であります。之は、かの三億圓に相當する金現送と合勢いたし、相當程度のインフレーション原因をなしたものと看られましよう。そして日本銀行の手持公債は何故に斯かる比率即ち概しては新規發行總額の一割強

の割合にて増加するのとかいふの説明は、たれしも正確には與へ得ないところだらうと思ひます。だが、この手持公債増加の効果の側からさかのぼり考へまして、例へば事變直前の年平均發券高の十五億圓なりしに對し、十三年度平均發券高約二十億圓の臺を甚しく減少せしめましては、同年度の經濟活動度を維持させ得なかつたらうことだけは明かであります。もちろん支那側に流出した日銀券（之は後で悉く軍需に替へられたもの）や日銀金在高の海外現送を填補するがため、其れだけ増發券の必要なりしことは争ふを得ませぬ。また生活費の昂騰たとへば事變直前の生活費指數を昨年末のそれに較べますと、被服費の三割高を筆頭といたし總平均指數においては約一割の昂騰を示せることの反映とも、看られます。さらには裕に全國的な金融指數たるに堪ふところの日本銀行營業取引總額が、前年度のに較べて二割を増加し、十三年度には實に四千七百億圓を記録したといふ底の資金流通の活況の反映とも、看られうるものであります。

そのうへ第三に明白な事象としては、原料品物資素材の供給量の減少からして一種の價格インフレの必至なることは疑ひを容れません。第四には第三國輸出貿易の減退隨つての外貨獲得難から一志二片の爲替基準が絶えず壓迫されること、及び既に八片——後に四片弱——に低落せる中支法幣が我が圓貨に無意識に及ぼす下押しの壓力の絶えないといふことも、一種のインフレシヨンの態勢を成して居るのであります。

しかしながら大局から觀ての我國インフレシヨンの凡ゆる機縁の最大根源が遂に、持續的な公債膨脹の裡に存することに至つては、何びとも認めねばならぬところでありましょう。即ち斯く膨脹された資金が、まだ擴張再生産的の方面には用ひられず、戦争それ自體及び再軍備のみに専用されてゐるといふ事實は、インフレシヨンの趨向を遂には決定化したものであります。しかし我國財務當局及び中央銀行といへども、インフレシヨンの防止に向つて從來無爲無策なりしのではなく、寧ろ金融統制上の凡ゆる施設をとほして豫防に努め來つたものであります。遺憾なのは、ただ其れらが餘りにも狭い意味での金融統制のみに限られたといふ點にあります。

しかも今や、一つには持續的な公債的支辨には免れ得ない中央銀行手持公債の累増の結果としての銀行券累増がもたらすところのインフレシヨンの展望の故に、また二つには累増公債の利拂財源を再び三たび新規公債に待つ結果としての銀行券累増が持ち來たところのインフレシヨンの見透しの故に、更に三つには圓爲替への壓迫見透しの故に、狹義の金融統制のみでは、當來せむとする危機から安泰たり得ないことが、漸次に判明しつつあるのであります。かくして國家の有する最も普遍的且つ強大なる金融統制としての適正な租稅的統制といふものを重く併用いたし、兩者あひ俟つて通貨面・信用面・爲替面・租稅面からの廣義統制を動員することの必然性に直面してゐるものと思はれます。近く二月二十日ごろから審議され初めてゐる第七十四議會への増稅法案と減稅法案とは單に、その序曲たるにすぎませぬ。池田前藏相が又は石渡藏相が斯く聲明したとか聲明しなかつたとかは拘りなく、所得稅・利得稅・資本稅を中心とするの稅革こそは一の必然として、明十五年度に其の實現を待てるものであります。之が妥當に實現されずしては、ナチス體制の如く國家社會主義の名の下に脅まれる國

家資本主義の或る強い形態が結局、必然化するだらうからであります。まことに此の點、ナチスの濫床こそは、一九三三年の春に出来たものでなくて、遙かに一九二三年のインフレーション時代に準備されたものであることを思ひ合はされたいと存じます。その直前に奔流のごとき大公債の發行續いてのインフレーションが實現した後を承けまして、その直後には洪水的なる大増税の施された事實を想ひ起されたいと存じます。

二一 それでは不十分なる現存の狹義金融統制の體制

この在るべき相を論證いたすためには、先づ、現に在る相を分析し、少くも觀照し理解することを要します。そして現存する其の様相は狹義の金融統制であります。之が梗概は左のごときものであります。

抑も狹義金融統制は私どもが屢々説きふるしてゐます通り、先づ第一に、巨大公債の連續的發行支辨によりまして新たに増加した國民所得の添加分を、公債消化に（財政資金）及び公債支辨で發注される生産力の擴充に（産業資金）と向はしめ、その裏付けとしての他の實體經濟的な生産配給の統制手段と相俟つて一般消費面には（消費資金）成るべく充用せしめぬやうに導くことを、その政策目標といたします。第二には、軍需産業及び輸出産業の須要する海外原料の適正輸入に資するとともに、國內物價の昂騰を抑制して輸出貿易に便するがため、基準的爲替相場を低落せしめないことを、次の政策目標といたします。通貨金融側から迫りての物價引下げの常道と申せば、元々、金利の槓杆を動かし寧ろ之を引上げることにはありますが、しかし公債政策及び生産力擴充政

策を圓滑に遂行させるがために却つて斷乎と安定した低金利を持続するを緊要となす折柄でありますから、然やうな正統的方策に従ふ譯に参りませんし、又その必要もありません。斯やうに致しまして、國內物價を不當に騰貴せしめず、又基準爲替相場で換算した内外の重要物價間の開きを此の上に悪化せしめないがためには、（鋼・鐵・銅・石油・生ゴムの内外價格間の大なる値開きを思ひ合はされたい）、われわれ總國民は須らく、その添加所得を物資消費に向はしめず逆貯蓄して之を國家須要の經費に還流せしめねばならない譯であります。まことに狹義の金融統制の目標は、右の二つの政策の協調的遂行によりまして略ぼ遂げられるものであります。

しますると、先づ、公債消化のためには、公債の利廻り自體の安定的低利率の貫徹、隨つての市價の維持が必要であります。それだけにては勿ろん不十分であります。假りに公債による國費支辨につれまして貯蓄額が如何に増加したに致しましても、生産力擴充のための資金の需要は一層大なる牽引力をもつて待機してゐるのであるから、例へば金融機關の自由主義的な利潤追求に任せて置いただけにては、公債は十分且つ決定的に消化されるはずがないのみでなくて、一應消化されたものといへども絶えず浮動するを免かれないものであります。

次に、生産力擴充資金または産業資金にいたりましては、その利潤見透しの高きがため自づからにして充たされるのかと申しますと、之も然うは参らず、凡そ左の如き三對の、國權的なる施設が要請されるのであります。第一には周知の通り、臨時資金調整法によりまして、時局的生産力擴充資金には優先權を與ふる傍ら、不急産業資金は之を適正に抑制いたします。第二には、政府が現實に緊急の資金需要だと認めたる向きには積極的に貸出

を行はせませす。ただし之は概ね短期資金の融通を主な使命とする一般銀行に向つて全般的に指圖する譯には参りませぬから、かの國家總動員法第十一條の規定の一つの方を有効適切に實現せしめるがためには、一面にては興業銀行の資本金を一躍四倍に増大せしめて二億圓といたし此の増資分の主要部分を大銀行大信託會社に引受けさせまして一般銀行の保有する長期資金力を興銀に集中せしめるとともに、他面にては興銀法及び資金調整法を改正いたして興銀債券の發行額十億圓を更らに十億圓だけ増加せしめます。この一般銀行の有する長期資金の一部を興銀に集中せしめるといふことは、恰も、昨十三年の晩夏に市中爲替銀行の所有する輸出手形の餘剩部分を日本銀行まことは横濱正金銀行に集中いたさせ、他面なる輸入資金を補強せしめたことと、同工異曲の措置であります。即ち一定目的に叶ふ資金をブールして其の貸出上の効果を最大限に増大せしめんとしたものであります。又これと同じ系列の措置といたしまして、勸業銀行の貯蓄債券の發行限度をも五億圓だけ擴張せしめ、中層以下の産業資金の供給源泉を補強いたすのであります。

第三には日本銀行の發券力を増大せしめ、少くも資金需要を不當に抑制しないといふ措置であります。もちろん中央銀行みづからは性質上長期資金の貸出を回避せねばなりませんから、國策上これが必要を認めまする場合には、或ひはドイツのライヒス銀行が別働隊として金割引銀行を設けて其れを統制し、或ひは佛蘭西銀行がモビリエ及びフォンシェ銀行を統制し、或ひは英蘭銀行が産業開發金融會社を支配し又爲替平衡勘定と協調いたし、又或ひは米國の中央銀行が金融復興會社や輸出入金融銀行などを事實上その傘下に收めてゐるがやうに致すので

あります。斯かる形態そのものに至りましては、我が日本銀行は、正金銀行及び興業銀行への參與をとほして既にその目的を達しうるやうの仕組になつて居ります。だが其の上に、一部の産業部門は萎縮して居りますが、他の産業部門の股賑は遙かに右の萎縮度を越えて居り、また全國的な金融指標も激増を示して居りますが故に、差引き通貨供給總量を増大せずしては、産業生活を壓迫するの結果になります。理論上の見方としては此の際の増發券力の實現といふものは、既に成立してゐる高き物價水準なり高き生産活動度などを反映するのみだとも考へられますけれども、實際問題としては其れが間接に生産力生産活動度を刺戟するものと理解しても過らないであります。茲にこそ、日本銀行の保證發券の限度が、會つて金本位の上に構造されてゐた圓貨が管理通貨に轉化した事實を直接間接に承けまして昭和七年一舉に數倍大にされ、十億圓と成されましたものを、更に事變局面の擴大深化につれて昭和十三年つひに十七億圓に増されましたものを、今や近く兌換銀行券法の改正をとほして五億圓増しの二十二億圓へと増加させようとする所以があるのであります。さうなると、我國年々の新産金約二億圓は盡して對米現送されてをり、そして日銀の金在高の基準は當分五億圓であります。然し茲に日銀發券平均高が二十七億圓を示さうとも、謂はゆる限外發券とはならず、又隨つて限外發券に伴ふ税金を負擔せずして済むことにもなるのであります。いま之を十三年度の發券情態に比較いたしますと、その年中發券平均高は十九億圓でありましたが之には綽々と應へ得られるのみでなく、その年末最高發券高二十八億圓の再出現さへにも殆んど苦痛なしに應酬し得られる次第であります。隨つて、現存の低金利が持續されるか又は其れ以下が實現

されたにしても、一般流通情態を抑圧する必要がなく、又諸銀行手許の逼迫を通して産業資金需要を抑制する必要がなくなる次第であります。(斯かる限度擴張の代りに最高發券限度に移れること周知の通り)。

さて生産力擴充資金の圓滑な供給に向ひましては、上述したところの三つの支柱が、協調し協働して之を保障してゐるのであります。また溯りまして、公債一應の消化力の涵養に向ひましては、略ぼ同様に新規發行の割強が上述のごとく當然に日銀手持として殖えて行くのでありますから、金融上には一見差支へあることを見ないのであります。まことに英米の金融の理論及び實際に従ひますと、諸銀行の保有する支拂準備の比率は預金總額の約一割で済むのでありますから、此の視角から眺めましても、上の如くにして日銀發券平均高が年々一割強づつ手持公債の自動的增加につれ自然的に増加して参り、其れが直接間接に諸銀行の支拂準備を補強して参るものと致しましたならば、それは外見的には健全な金融統制が實踐されて居る譯となるものでありましよう。ですからけれども、經濟の理法といふものは、然ら簡單には参るものではないのであります。

三 實は嚴存する公債消化の限界

それを、結論から一言しますと、公債消化には比較的狭い限界が存するのみでなく、又この消化自體が可なり不安定なものであるといふことであります。左に些か、之を分析してみます。

その第一は、例へば最近わが銀行局長が議會で發表したとき、昨十三年度の公債消化比率が八割七分を超ゆるといつたやうな計數そのものは、寧ろ皮相的な現はれでありまして、何ら抗インフレーションの保障なり實證とはなりえないものだといふことであります。すなはち昭和十三年中の發券高約四十四億圓のうち消化された部分が三十八億圓餘に達した傍ら、日銀手持公債額を増加せしめるとともに銀行券に替へられた額は五億五千萬圓にすぎないといふことは、未だ、決して、決定的なる消化を意味するものではないといふことであります。之を簡明に説明するものは、決定的に消化されて抗インフレーションに寄與した部分は郵便局の窓口から賣り渡されたものであります。其れは總體の一割弱なる四億圓を超えませず、そして他の大部分は全國金融機關に向つて統制的に賣られたものだと申す事實であります。これを言ひかへますと、郵便局からの此の賣出しには異常な宣傳を要したのであります。其れに引きかへ、主要産業會社の増資なり新設などになりますと、何らの宣傳なくして募集即日締切りを示し、かくて昨年度實に約三十億圓の消化を見せたと申す事實であります。(後記、この情況は昭和十五年秋からは一變しました)。斯かる一對の消化の實例實狀からして考へ進めますならば、他日産業資金への需要が全面的に昂進いたし、資金調整法もまた之をより自由に許可するやうな情勢が發展して参りますならば、金融機關なり公債の纏つた所有者などが、公債を賣つて産業株に乗りかへることも生じ得るでしょう。が之を放置しておくならば、通貨インフレーションをひきおこし又投機熱をたかめますから、茲に國家總動員法第十一條の中の配當率統制を勅令化するとともに、微溫ながらも税法上に二つの區分を設けて利益配當税に累進課税を施すに至れるものでありましよう。要するにこの勅令は、一面公債消化工作を補強するとともに

に、他面公債株式間の自由主義的の乗り換へに對抗いたし之を間接に干渉統制することを目的としたものだと思います。

もちろん一步を進めて考へますれば、公債消化を決定化したし、以つて過剰公債の處理いかによりは發生するでもありません。インフレーションを豫防するため、ドイツにおけるがごとくに法人の公債の強制保有比率を決定する（六分なり八分を超える利益部分をば總て國債に投資せしめる）ことも、想像されなくはありませぬ。しかし我國の當面してゐる生産力急擴充要請といふ客觀的情勢は、公債消化及び生産力擴充を假に併べ考へ、更に假に其れらの緊急性を比較するもしましたならば、恐らく生産力擴充の方にこそ高い比重が附せられてゐるのではないでしょうか。この故に、法人の公債強制保有比率などを正面から決定する代りに、一面日銀の政策力をもつて手持公債量を裁量する傍ら、他面法人の利得中の社内留保金額への所得税累進度を緩和し、又その所得留保額を以つて公債等を買入れたる場合に減免税するといふ規定を施行せんとするものだらうと考へられます。ここで先づ思ひますことは、日銀手持公債の大部分は政府支辨の要求に應へまして通貨増發となり、そして此の通貨増發がやがて民間に浸透して行つて次ぎの段階の新規公債消化の機動力となるものではあります。然し、銀行券が年々新たに新規發行總額の一割強宛を累増し進むものとなりましたならば、その及ぼすインフレーション的效果には著しいものがあると云ふことでもあります。つづいて思ひますことは、例へば昨年度ならば公債消化部分中の半分以上なる約二十億圓は金融機關または預金部の吸収するところでありましたが、之らの公共的機關

においては自から自發的に之を賣却する意思を有せずとも、經濟情勢の變化のいかによりましては預金者側・貯金者側が其れを引出すことは生じ得ます。そして若し其の三分の一すらもが引出され一般財に向つて消費され初められましたならば、年額約七億圓の通貨量を否應なく直ちに膨脹せしめることとなるといふ事實であります。しかも其れが年々歳々繰返されたならば、その累積的なインフレーション的效果には重大なるものが生じます。かくて、例へば、圓爲替さへもが崩れないならばインフレーションの來る處は絶對にないとするところの石渡藏相の樂觀論は、少しく手放しではありますまいか。（下院、二月二日）。二三年末の獨逸インフレーションは、必ずしも爲替崩壞の側のみから起發したものではありません。

第二には、公債消化の限度そのものではないが、公債消化者と株式消化者との間に於のづから存立してゐる階層的相違の結果として、間接稅負擔における社會經濟上の不均衡が、一層強調されるといふことでもあります。そして斯かる不均衡が又、はね返つて公債一應の消化を不安定なものにするといふことでもあります。一流會社の設立や増資の場合にみられる殆んど即時的なる株式應募及び拂込に對照されての、公債の直接的決定的の消化が如何に困難であるかは、周知の通りであります。それは株式の處理に妙味があるといふだけではなく、利廻りの一點のみからみましても、公債の利廻りが三分七厘弱なるところに、有力な産業會社の新株または増資の保證する其れには六分を割るものがないといふ牽引力を有してゐるがためでありましょう。公債及び株式の賣買ないし處理は少くも今日、凡そ自由主義の上に立脚してゐるのでありますが、之らの二者は社會大衆に向つて「形式的に

は「應募上の機會均等を展いてゐるものでありましょう。しかし、如何なる人々が決定的に公債を買入れ保有し、又如何なる階層の人々が株式に應募し募入されてゐるのでしようか。之は説明の必要のないまでに明白でありま

す。たとへば郵便局の窓口から直接に公債を購入する人々は恐らく、二箇年を通じての投資限度平均百圓の

たがたが多いでしょう。昭和十二年・十三年を通じての此の種の賣却總額は大約八億圓と推算されるところ

に、總人口八千萬人の一割がたが應募したものと看なされるからであります。之に反しまして、株式にいたりま

すと先づ、通則としては十株を一口として募入されるものでありますから、少くも一年内に五百圓の投資餘剰

を所有してゐなければ初めから豫想應募者とは看なされませす、随つて比較的富裕な階層に向つてのみ展かれ

てゐる窓であります。そればかりでなく、主要株式會社の株式募集の事務は概ね大銀行の代行するところであ

ります。彼れらは恐らく公募發表に先立つてすら平素の顧客筋に應募を勧誘する傾向を示してゐるでしょう。

かやうにして、利廻りの低いものは少額所得者が、そして利廻りの高いものは大所得階級の人々が保有するもの

と看られうると致しましたならば、生産力擴充資金といふ名の下に遂に結實するところの現象は、富ないし所得

の分配の不均衡を強調するのみでありましょう。さらには又、公債を一應買入れた銀行なり保險會社などが、そ

の善い機會さへもが到來しますならば、その株式への乗り替へは、表面にすら出さずして容易に遂行されうると

ころでありましょう。

第三には、右の不公平は、我國産業の中心が纖維工業輸出産業にありし時代には然ほど著しく現はれないもの

なるに反し、その中心的産業が現在及び將來にわたりて重工業・機械工業・軍需工業に轉換するの曉においては

一段と強められるであらうと申すことでもあります。實際、何びとにても、第二に言つたところの、公債保有と株

式保有との収益の相違の存することを認めるでしょう。そして大所得が小所得に對して凡そ優越の立場にあるこ

とは當然でありましょう。たとへば産業會社の集中傾向にしろ銀行の集中動向にしろ、凡そ經營經濟上の必然で

あることは明白であります。が然し、今次の戰時經濟に方りましたは、國際環境の壓力のもとに、又は間接に國

家權力のもとに此の勢ひが、一段と激化される特殊な理由があるのであります。其れは何でありますか。輕工業

中心なりし事變前の我國産業界にありましては、それらの生産設備は比較的に少なくてすみ、随つて獨占資本化

の趨勢もおのづから薄かつたのであります。しかるに、重工業・工作機械製造工業・軍需工業時代にむかつて斯

くも急歩調で躍進して参りますと、生産設備随つて設備資金は勢ひ大規模なることが要請されて参ります。又隨

ひまして、一般大衆は縦へ個々の所得額が幾らか増加いたしたとしても、利潤の高い株式に參與しうる可能性が

事變前よりは一層少なくなつた譯であります。いま斯うした大勢を如實に示す一つの實例を挙げますれば、事變

の前後における名古屋と神戸との工業生産高及び所得高の地位の顛倒といふことがあります。從來は、みぎの情

況が共に、神戸を凌いでゐた名古屋は、十三年度にいたつてその地位を完全に顛倒いたしました。その理由は明

瞭でありまして、すなはち名古屋産業の王座を占めてゐた纖維工業品がやや衰へましたところに、より多く重工

業に依存してゐました神戸の産業界が全般的に股賑化し來つたことに因るのであります。さやうな餘談を措きま

して、實に茲にこそ、國家總動員法の意圖しました配當制限政策が公債消化への補強工作たるの意味がありますし、又今回の税法改正において臨時利得税及び配當税の區分を増加し些かにも累進課税を採用した意味が窺はれるのだと思はれます。但し、現實の問題としましては、配當制限が實施されましたも既存の配當率には手をつけないのでありますし、また利得税配當税の區分を多くし累進課税を施しましても極めて微弱なものでありますし、さらには、増税と併んで社内留保額への所得税の賦課方法には有利な手が加へられてゐるのでありますから、之らの諸方策が、公債消化を一層促進するの效果あるものとは考ふことが出来ません。

終りの第四として擧げねばならぬことは、公債累増が、諸間接税・消費税引上げの影響と合勢いたしました、蔵相の謂ゆる爲替基準の安定を、必ずしも保障しないに到るのではなからうかと申すことであります。いかにも圓貨の爲替基準たる英貨それ自體は、一九三九年一月六日、英蘭銀行金在高一切の時價にての評価替、及び同行と爲替平衡勘定との緊密化などによりまして、對弗的には一層強く統制化されました。かくて一志二片の基準にして幸ひ維持され得ますならば、圓貨の對外價値は一應は崩れません。しかしながら先づ、公債の累増と之の若干部分の持続的な不消化、随つての通貨累増の勢ひが、執拗に引續きましたならば、國內物價の昂騰のゆゑに右の基準の安泰を長く期待することは難いでありましょう。次に、統制物價は明白なる物資親乏の現はれまするまで暫定的に安定化され得るでありましょうが、いはゆる自由物價の騰勢たとへば最近の生糸價格の奔騰などに顧みずならば一般物價高は遂に免れえず、又随つて生産原價を高め輸出を難からしめまして、遂に右の基

準を脅かすことも生じましょう。その三には、今回の税法改正中に織込まれました物品税は、恐らく其の大部分が物價高となりまして消費者に轉嫁されましようが、それは、一般的賣上税ほどでなくとも生活費を昂騰せしめ、随つて我國における比較的生産費を上げます。その四としましては、我國の國際收支の調整は、例へば昭和十二年度の入超は貿易外受取勘定並びに約六億圓の金現送により、又十三年度の第三國關係の入超は同上並びに日銀金在高三億圓、新産金約二億圓の現送によりまして遂行せられ、對英爲替の基準を安定せしめ得てをり、随つて倫敦を（後には紐育を）中軸とする我が對外金融操作上の圓滑と安泰とは十分期待され得ることになつてをります。その上に周知の通り、昭和十二年八月における正金銀行を中心とする我國の諸爲替銀行間の對英爲替の協定の成立、及び十三年における各爲替銀行の所有する外貨爲替資金の餘裕分の日本銀行への集中協定の成立がありまして、對英爲替面上の安定工作は少くも形式上は整備されてをります。然し昨年來の英國の再軍備の促進随つて米國からの入超増を反映しての磅貨の低落的安定にいたりましては到底、阻止され得ない形勢にあります。ところが、我國現實の輸入物資原料の主要な部分は之を米國に仰いでゐる關係上、この英米クロス上の英貨の軟調（結局は約五弗から四弗程の）は當然に、圓貨の對弗爲替をば例へば二七弗から二三弗へと低めまするが故に、随つての輸入原料高の關係から轉來する我が國內物價の昂騰趨勢といふものは、何うしても免かれ得ない筋合になつてゐるのであります。その五としましては前のものと重複するの嫌ひがありますが、昨十三年末の日英間の弗換算物價水準における約二割高といふ現象が、今後一層強化される場合には例へば購買力平價説の實

現を阻止するを得なからうと申すことが擧げられます。事實、我國における重要物資原料の減少するにつれ、既に成立してゐる内外重要物資の價格の開きは、一段と著しきを加へられようとして居ります。すなはち近時生糸の千圓臺への昂騰の如き現はれば、思惑資金の貸出抑制なり内地向絹製品の價格統制なり政府所有生糸の統制賣りなどで防止することを得ましようが、然し、主としての外國所産品の價格に向ひましては全く手が届きませぬ。例へば英國昨年度のカルテル價格の鋼材一トン十磅、銅材一トン四十四磅なりしものを、今、やや引下げんとしてゐます折柄、又は生絲に代位せんとするナイロンが米國において既に一般的商品とならうとしてゐます折柄、我國にては之らの價格が既に割高なる上に向後その一段の騰貴が豫想されて居るのであります。しかして若し斯かる内外の値開きが向後ともに、輸出入されるべき全財貨の上に普及しましたならば、其處に購買力平價説の指示する方向は、偏に、圓爲替の低下的調整のみに存することでしょう。終りに、圓貨の動搖的一要因として、支那法幣の八片（のち四片）への低落といふ現はれを擧げねばなりません。之は圓と國幣と法幣とが形式上平價の唱へられてゐる領域が廣大なる程、それが、直接間接に圓爲替一般を低下せしめるがごとき作用を營むことは自明の所であります。尤も、近時屢々主張されてゐるところのごとく、中支那・南支那を圓ブロック化せんとするの企てをとどめ、彼我間の取引決済を公然バウンド建にあらためるならば、圓及び法幣は當分（十四年二月のこと）それぞれ一志二片及び八片の基準比率で換算されますが故に、茲に、この懸念は解消するの譯合ひではあります。しかし現下の國際政治情勢は、斯かることを一片の夢たらしめます。

かやうにして藏相の樂觀されてゐる爲替の安泰なるもの前途にも、荆棘がなくはないのであります。

四 廣義金融統制への推移の必然

これを總括して立言しますならば、財貨供給面の緊張を措きまして、通貨面から轉來する壓迫の殆ど悉くは、直接間接に公債の激増に淵源いたすものやうであります。と申しましても勿論、生産力擴充の要請の一點のみから考ふるも尙、戦時經濟財政の處理の手段からして公債的支辨を除外することは到底できませぬ。この故に斯かる公債の累増に直面して狹義の金融統制のみでは遂にインフレーションを招來せざるを得ないといふ其の一步手前におきまして、新規起債額を斷乎と節減するか、又事實それがあります通りに到底不可能でありますならば有力な増税を含むところの廣義金融統制に推移せしめることを、緊急不可缺の措置なりと信するものであります。私は二十三年このかた、常に、國防國家全經費三分の一、租税支辨の主義といふことを唱へて來たものであります。今この未曾有の國防的巨額支辨の持続性が展望され須要される時に方しましては、その耐久性持久性の故に、特に之が實踐の緊要さを覺えるものであります。相當長期に互りましての年額百億圓臺すらもの、國防費と新體制建設費が、明確に見とほされましたならば、少くも其の三分の一なる三十三億圓が、昭和十三年度の國民所得の情勢下で、租税及び準租税収入で手當されるのでなくては大業達成に遺憾なきを得ないことを思ふものであります。

それは繰返し申しましたがやうに、總體としての「健全財政」または「インフレーションの生じない財政」の繼續的運用を目標とするものであります。しますると、先づ國費總額の三分の一と規定するところの其の理論的根據は何處にあるのか、が問はれるでしょう。また、次に然ういふ風に財政を處理しますならば、斯かる金融側の操作によつて果してインフレーションを阻止し得るか何うか、が問題になるでございましょう。それに對して、如何に此の三分の一——「みつわりひとつ」といふ觀念が、經濟生活上の諸部面の傳統になつてゐるにしろ、之が明確な論據を示しうる人はないでしょうし、私は勿論その人ではありません。次に、抑も公債的財政を依然と中心となすかぎり、一應の消化工作のためにすら前述せる如く其の新規發行額の約一割を中央銀行の手許に加へ進めることが經驗上から不可避とされますならば、金融統制を實踐したところで、他面よほど豐饒なる生産力増進が伴はなくては、可なりの物價騰貴を免かれ得ないでございましょう。

と同時に、現に提案されてゐる増税額見積り額（十四年度には二億圓）を超えて、さらに經費總額の三分の一までを廣義の租稅收入に待つものとしたならば、其れは世間がしばしば適正増税額を決定する一つの標準と看做してゐます、新規公債への利拂ひ額に充てるだけに致しましては、明かに多すぎるでございましょう。ただ一つ、私が屢々論じたところのやうに、此の程度の増税額を専ら、支拂能力に正しく應能するの累進的直接税で増徴したならば、一面インフレーションを高度に抑制しうるのみでなく、他面消費を規正し投資と思惑を調節するによりまして、持久的なる緊急國費を捻出し得るといふの理論は成り立ちさうにも思はれます。

しかして私が自分の平常の理論としてゐます右の二要點の外に、他に最う一つ、根據となしうるものがあります。即ち此の主義の上に立つて運用された歐洲戰時における英米の財政が、多年に亘りて破綻を示さなかつたと申すところの一つの經驗律が之に外なりません。そこで、一般的には經驗律は時と所によつて妥當性を異にするとか、又特殊的には海外生産力を十分利用し得たところの英國の事例をもつて其の然らざる我國の現實を律することは正當でないとか、の議論が提出されましよう。が私は依然と、其れが正當であることを信ずるものであります。もちろん、戰時經濟上第一義的に須要されるものは、人力を措きますならば、食料品及び直接的軍需品の十分なる供給力でありませう。しますると、當年直接的軍需品の供給の十分なりしに反し食料品のそれが全く不十分なりし英國は、逆に食料品を裕に自給自足し得る現時の我國と比較されまして、まづまづ類似するものと言はれ得るものと存じます。

理論は由來灰色であり又經驗律には十分な説得力がないに致しましても、ともかく、若し叙上した累進的直接税の有する部分的なインフレーション防止力、及び有産者階級に向つての消費投資の調整力、及び經驗律の部分的妥當性などが、是認されるものと致しましたならば、其處に隨つて、上記の總經費三分の一租稅の原則といへどもまた、是認されることになるだらうと信じます。

五 廣義金融統制の推進力たる増税方向への具體的展望

果して然らば、在來の狭義金融統制策から、適正な増税を含めての廣義金融統制策へ推移することが、必然且つ必要であることになる譯合ひであります。さて此の必要にして十分なる廣義金融統制手段の實行が緊要でありますならば、十四年度の政策は決定済みのこととして措き、昭和十五年度の豫算總額が未だ百億圓と假定され得るかぎり、その三分の一即ち三十三億圓は、何うでも斯うでも租税及び準租税で手當てされる必然のもとにあるものと思はれます。いま昭和十三年度の租税増徴法及び十四年度の税法改正を基礎として推算しますならば、本年度の廣義租税収入二十五億圓に自然増収二億圓を見込み之に本年度の新増税額二億圓を加へまして、計二十九億圓の税収總額となります。かやうにして明十五年度には、經濟生活に大なる異變の生じないかぎり、右の數額に従うて少くも不足額四億圓を増収せねばならない必然下にあるのであります。

一年の後に四億圓を増収する案くらゐの實現のときは、事變一箇年半における國民所得が約二倍大いたした一事をさへ考へますならば（百二十億圓から二百三十億）、寧ろ易々たる事業でありまして、若し目的さへ達せられるなら手段は構はぬとならば、恐らくは自然増収のみに依頼してゐましても果し得られるところだとも存じます。が、其處に問題があるのであります。之を約言しますると、凡そ左の如くに解明されるでせう。先づインフレーションをその行くにまかせ、現行の漫然たる租税増徴法及び利得税法改正及び不合理なる物品税の大幅引上げなどを十五年度に向つても在るままに放置した上にての、斯かる自然増収を待つものならば、社會大衆は物價高と重税とに挾撃されるのみでなく、我が輸出振興策のときものは舵を失うて逆流を行くの運命に

陥ります。そして之を常道化するの途は、まことに前藏相と現藏相の誓はれました、十五年度の全面的税制改革をして、西歐文化國なみの方向をとらしめるの外がありません。具體的に短く言ひますならば、増率され新設された間接税部分を殆ど全廢いたすとともに、累進的直接税の上層部への税率を細かく區分しながら之を引上げるの外がありません。又は後者を一步進めて、分類所得税・綜合所得税の二本建を實踐する外がないのであります。かく斷言しますからには、國民の租税負擔の分析から初めねばならぬ筈であります。それは場所柄でありませんから、寓話的に申述べることにとどめます。内地總人口の租税負擔一人當りは、事變前年の十一圓から二倍大して十三年度の二十三圓へと増加したものであります。實に此の總負擔の三分の一弱は各人の支拂能力に何ら應能することなく逆に累退するところの間接税その他雜税から構成されてゐるものであります。そして各人の支拂能力に應能して累進する——實は我國税制にありましては十分には累進されて居りませぬが——所得税・臨時利得税・利益配當税・相續税は租税總額の半分に達してゐるのにすぎませぬ。かくては、一時的には忍ばれ得ましても、長きに互りましては大衆の生活程度を引下げ物價高賃銀高を招來いたしますから、結局、我國の對内外の經濟力を低下させるのみに終ること必定であります。

之を改善するの途は偏に、英米における直接税・間接税間の收税額上の比率のごとく、直接税収入三分の二強・間接税収入三分の一弱の割合に改めるがやうに税革を施すことにありと信じます。之は一見むづかしいやうに見えますが、然し現實的に立案してみましても然ほどの困難がないのであります。では、如何なる事案が、可能で

あるのみでなく正さに經濟發展上及び社會進化上の必然なのでありましょうか。この點、凡そ、英國流を宗とい
たすやうにて一見しては可笑しく響くことでありましょうが、國家生活の重大部面たとへば軍備や再軍備などに
ついて現代日本は否應なしに彼らと對等なるを志向するの形勢になつてゐるのですから、更にはまた、既に藏相
みづから、明年度稅革の中心をば英米國同様に所得稅改革にありと聲明されてゐるのでありますから、此の所得
稅ひとつが、英國なみに進化するといふ必然を豫想いたしましたしても、異議のないところだと思ひます。しますと
と、英國の所得稅納付者は何びとにても、今や殆ど歐洲戰時におけると略ぼ同様に、基準率としまして一磅につ
いて六志半即ち所得額の三分の一を納めて居り、その上に大所得者階級は超過（所得）稅を納付いたしました、
最高所得者層は實に總所得の六割五分見當を納稅して居るのであります。（英獨開戰後の今の基準率は十志の高
率）。その外に一九三七年以來再軍備經費の三分の二に充つるための國防稅を負擔いたしてゐるのであります。
それは申すまでもなく、我國所得稅率よりも、累進の遙かに鋭いものであります。さて、我國所得稅・利得稅の總
額は國稅のみにて十二億圓に近いのでありますから、いま、右の英國人の負擔してゐる累進課稅なみのものを、
高額所得者の方々が甘受するの愛國心を發揚されたならば、現在所・利得稅總額十二億圓ほどの全體を、この所
得稅一本のみにて收稅することは決して困難でない筈であります。すると、次に、その方法は何うされるべきで
ありましょうか。まづ、所得稅・利得稅・相續稅・配當稅の區分を一段と細分し多數ならしめます。次いで、例
へば年收一萬二千圓を超える人々や對資本一割二分を超える法人所得及び之を受取る株主層には、前者同様に區

分を細かくし且つ累進率を小刻みに鋭からしめることにあります。

たまたま十四年二月二十五日大藏省が衆議院増稅委員會に提出されました參考資料に據れば、昭和十三年度の
第三種（個人）所得決定總額——年收はば一千圓より四百萬圓を超えるものの集計——は、増大いたして、實に
三十八億圓を超え、その納稅人員百六十五萬人あまりを示してゐます。（註一）之に、第一種所得額（法人）及び第二種
所得額（利益配當利子）を加へますと、裕に五十億圓を超えるると推せられます。故に、之を課稅對象として右
のごとき課稅方法を適用することと致しましたならば、この單一の累進的直接稅の總額のみから、現在額の三分
の一を増徴し得られ、凡そ十六億圓乃至十七億圓を擧げ得られることは確實であらうと思ひます。その曉に展開
されるでありましょう健全財政への効果には素晴らしいものと見とほされましょう。それは一面にては、かくし
てインフレーションの虞れを大部分解消せしめ得ますと同時に、他面にては現存國債利息總額八億圓を所得稅
額の半分に縛々と支拂ふことになるのであります。又それは一方にては圓貨の購買力を内外に對して比較的
安定せしめますと同時に、他方にては富裕者が奪ふところの最も少くして與ふところの多い修正資本主義と
いふ新體制への一礎石を築き据ゑるのであります。内にはインフレーションを避けて、對外的には爲替を比較的
に安定化するに貢獻するのであります。それは一面に經濟問題財政問題を新資本主義的に解決すると同時に、他
面において社會問題の最重要な一角を解決するものであります。少くも租稅體制上からは、國內の社會的相剋摩
擦を解消せしめるものであります。また、更に進みまして、英國所得稅制に倣ひまして、分類所得稅・綜合所得

税の併用制を採りましたならば、過剰購買力の吸収や、擔税上の公正や、收税増加や、時代の必要に應へしめての收税總額上の弾力性などの要請を充たしうるべきであります。即ち分類所得税には基礎控除を施せる上で所得種別に伴ふ各基準税率を比例的に課し、その上で總所得が一定額を超えたものにはその超過部分の上に改めて適切な累進税率を課徴するのであります。尤も、斯かる根本的な税率は近い將來には實現の期待されえないものではあります。

(註二) 思ふに支那事變の大目的は、一面わが國家存立の搖ぎなき基礎を確保することにあります。他面東亞民族を協同せしめて歐米人の壓迫から解放せしめることにあります。いま轉じて此の大業の大趣旨を對内的に施すと致しましたならば、富裕者は大衆とともに財政上の堅實性を確保するにより、萬民それぞれの能力の持場において等しく國家の發展に協力いたすこととなります。新宰相平沼男が、一切政策の歸趨は、社會政策の實踐實現にありと宣明されたところの其の言葉の含蓄を、しばらく財政問題のみに轉用しますならば、正さに上述の境地の實現を志向されたものと存するのであります。

(註一) 第三種所得決定額三十八億圓強、その納税人員百六十五萬

大藏省では二月二十五日の衆議院増税委員会において十三年度における第三種所得決定額並に納税人員數を參考資料として配布したが、それによると、所得決定總額は三十八億一千九百四十萬二千圓で、納税人員は百六十五萬七千六百九人、うち同居家族は四十三萬一千十二人。その所得金額階級別の内譯は左の通り。

所得決定額	(單位、千圓)	納税人員	階級別	人員數	階級別	人員數
千圓以下	三七、〇一一	四〇、九二九	七萬圓以下	八八、二二四	三、三一五	
千二百圓以下	二九七、五七九	三三〇、六二五	十萬圓以下	八三、一三九	二、三二二	
千五百圓以下	三五一、二二四	三四〇、八七二	十五萬圓以下	七四、七四三	一、四四四	
二千圓以下	三八二、二二三	二九九、七〇七	二十萬圓以下	五一、二八六	七一三	
三千圓以下	三九六、四六二	二二六、五〇二	三十萬圓以下	四六、一〇二	五〇五	
五千圓以下	五五一、九四八	二〇七、七七〇	五十萬圓以下	四六、五四一	三〇六	
七千圓以下	二九五、七八四	七六、四九三	七十萬圓以下	二二、一一〇	一一〇	
一萬圓以下	二七四、二一〇	五二、三二九	百萬圓以下	二〇、四七九	六五	
一萬五千圓以下	二四四、九七二	三四、五九一	二百萬圓以下	五八、一八七	四八	
二萬圓以下	一五一、九五四	一五、八九五	三百萬圓以下		一五	
三萬圓以下	一七九、三七三	一四、一一一	四百萬圓以下		一	
五萬圓以下	一六五、八五一	八、九二五	四百萬圓を超ゆるもの		七	
合計	三、八一九、四〇二	一、六五七、六〇九				

(備考) 一、昭和十三年分第三種所得の決定人員を掲ぐ。
 二、所得金額において計と其の内譯と符合しない譯は千圓未満を切捨てたるに因る。
 三、右の總額を前年度の其れに比較すると約三割増を示してゐる。

税収の半額以上は直接税——その割合も漸増

最近三ヶ年間の直接税・間接税の収入額及び割合調（單位金額百萬圓、割合%）

區分	十二年度收入済額		十三年度豫算額		十四年度當初豫算	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
直接税	八八三	四七	一、〇五二	四八	一、三六〇	五八
間接税	八四五	四五	九四六	四三	九〇二	三七
その他	一二五	六	一六〇	七	一三七	五
計	一、八五五	一〇〇	二、一五九	一〇〇	二、四〇〇	一〇〇

（註二）一年前には夢想と見られたる分類所得税・総合所得税の兩建制が、増税化及び税率弾力性化の時局の要請のもとに、第七十四回議會を通過し、十五年三月二十五日に成立するに至つた。右を含む廣汎なる税制改革の結果、十六年度にむかつての國稅總額は三十七億に達せんとし、所得税關係諸税のみで其の半ばをあげんとしてゐる。しかして所得税のみで總額十二億圓を收めんとし、正に國庫搬入の「大機關車」となつたのである。

この機構は、同一の所得にむかつて一たん分類所得税を課したるうへ、一定金額を超えたる所得總額にたいして綜合所得税を課徴するのである。

先づ、分類所得税は、各税種に據りて概ね比例税を探る。即ち不動産所得・配當利子所得には最も重い一〇%の税率を（ただし國債利子には最低の四%を）、營業から收められる事業所得には八・五%を、營業とはいふも原始産業や自由職業から收められるところの事業所得には七・五%を、勤勞所得には最輕の六%を課する。山村所得には年千六百圓以下のものには五%、これを超えるものには七・五%をかける。これらには凡そ、基礎控除を認め、概ね扶養者控除をみとめ、技術上できうるかぎり源泉課税とする。かかる税率は、英國流にいへば、標準税率にあひ當るものである。

である。いま、基礎控除（基礎控除は勤勞所得については年七百二十圓）を施すとともに、扶養控除のない場合における各區分の税額及び所得百圓當りの税負擔を左に示す。

勤勞所得の區分別の分類所得税負擔表

所得金額	分類所得税	
	總税額	所得百圓當
七〇〇圓	四・八〇	・六〇
八〇〇	一〇・八〇	一・二〇
九〇〇	一六・八〇	一・六八
一、〇〇〇	四六・八〇	三・一二
一、五〇〇	七六・八〇	三・八四
二、〇〇〇	一三六・八〇	四・五六
三、〇〇〇	三五六・八〇	五・一三

次に、綜合所得税においては、所得の種類如何を問はず個人の凡ゆる所得を合算した總額の大小に應じて増税力が當然に累進するものと看る。即ち比例税率たる分類所得税と累進税率を課する綜合所得税とを併せ課するによつて、公平な且つは弾力性にとむところの税制を施し得ると考ふるのである。かくして綜合所得税の對象たる最低限は年五千圓である。即ち所得金額が五千圓を超える場合に、その超えたる部分にむかつて、始めて、左の累進税率が課せられるのである。

綜合所得税の税率

五千圓を超える金額	百分の十	八萬圓を超える金額	百分の四十
八千圓を超える金額	百分の十五	十二萬圓を超える金額	百分の四十五
一萬二千圓を超える金額	百分の二十	二十萬圓を超える金額	百分の五十
二萬圓を超える金額	百分の二十五	三十萬圓を超える金額	百分の五十五
三萬圓を超える金額	百分の三十	五十萬圓を超える金額	百分の六十
五萬圓を超える金額	百分の三十五	八十萬圓を超える金額	百分の六十五

第二十二章 非常時局下の六隨想

一 大詔謹讀餘感

——新體制の原理——

日本國民は昨十四年年と本十五年と、兩年つづいて萬古不磨の大法と大詔との各煥發五十周年を、慶祝する光榮に浴してゐる。その一はかの大日本帝國憲法であり、その二はこの「教育ニ關スル勅語」である。

しかして、搖ぐことのない此の大典と此の大詔とを柱とし導きの星として、いまや、内外政治經濟情勢の新發展段階に即應するところの新體制運動たる大政翼賛運動が展開されんとしてゐる。思ふに曾つて憲政の運用を道徳的に推進したがやうに、今や新體制の實現を精神的に推進してゐる思想こそが、此の教育勅語に外ならぬ。かくて其れは、過去に輝き、現在に躍動し、更に永遠に將來日本を指導するの、魂の糧である。過去・現在・將來を通じて斯くも偉大なる影響力を發揚せる又發揚すべき大文字の存在を、吾々は他には知らないものである。

この佳き日の朝まだき、この大詔を默誦し謹讀したわたくしの思ひは、遠く飛躍して青年時代に還り、現在の

心境を内省し、そして大にしては將來日本の世界的姿といふ理想境にまで到つたことである。そして此の過去の傳統と將來の理想とを連繋して、その間なる此の現實の段階を大きく生動せしめる力の泉こそは、教育勅語に宣せられたところの臣道の實踐に求められることを切實に感じたのである。將來東亞新秩序大成への日本國民の心構への中核といへども、また、五十年前ここに宣明されてゐる皇國臣民の道の正しい實踐を他にしては、復と在り得ない所以を深く感得したのである。

教育勅語こそは、日本臣民にとりての永遠の眞實を、その永久生命の持續に最適なる時期において煥發されたところの大御言葉である。謹んで按ずるに、大詔は段を分つこと三つ。まづ「教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」までに不易なる臣民道の大綱を總説したまひ、ついで「爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」までに臣民道を各説したまひ、終りにそれらを統合して「斯ノ道」と宣せたまひ、其れが古今中外を通じて永く躍動し來れる御遺訓なるの故に、明治大帝また、總臣民とともに、永遠に服膺して斯の道の實踐を庶幾ひたまふたのである。國民道徳の精華つくして其處に萃まつてゐるといふも過ぎてはゐな。

思ふに憲法の發布に前後して海内の生活と思想は、例へば個人主義・自由主義・民主主義といふがやうに、分裂し抗争して歸一する所を知らなかつた。この情況のもとに、憲法政治が若し漫然と運用されたならば、政治の形態と精神とのうへに、不測の歪曲が導き入れられてゐたかも知れない。果然その運用の前夕にして、この大詔

の煥發を見たのである。かくて一度び大詔の一下されたるや、天下の人心翕然として歸一し統合し、我が國體と國民意識は直ちに明徴化され、又眠れるものは忽ちに呼び起され、そして爾來永く「斯ノ道」を遵守することに國民あげて勇躍し碎勵するに至つたのである。

しからば此の廣大無邊の國民教化の偉力こそは、抑も何の神祕に基けるのであらうか。それは、左の三點に要約されうるものと拜察されるのである。

その一は、御勅語は明治大帝の大み心を直接に示し給ふたものであり、その内容が有史以來わが國民の胸奥に生き續けてゐた日本精神・民族確信・國民傳統の中核をば強力に示し給ふたものであるといふ點である。總國民各々の心に漠然とは存在し無意識には營まれて來た諸徳をば、此處に忠孝一義、義においては君臣、そして情においては父子、隨つて一億一心こそが、國體の精華である、と明確に把握せられ表現し給ふたのである。ゆゑに、億兆ことごとく悦服して、聖旨を服膺すべく勇躍精進し、人心よく歸一したことは當然の理であつたのである。その二は、煥發の形式につき、大帝ちきぢきき御言葉をもつて總國民に直接お呼びかけ給ふたといふ點である。その御心構へは第一に、國務大臣の副署を用ひ給はず、天皇から國民への御訓へに中間者を容れられることとき又は政治的政策的色調を傳へられることときの形式には據り給はず、却つて直ちに御名を著し給ふたことに窺はれる。かくて聖訓の行間には君臣親和、父子親和の大み心が溢れたのである。第二に「爾臣民」と再び三たび呼ばはせ

られ、君臣一體の御心を彰はし給ふたことに窺はれるのである。かやうに御距てのない、「斯ノ道」の御垂訓に對したてまつて、臣道實踐の負荷に應へんと勇躍しないものが、あり得た筈がないのである。

その三は、御聖勅渙發の時が人心紛糾して偉大なる指導原理を翹望してゐた歴史の轉換期であつたといふ點である。當年の宰相文相などは大詔の玉成と渙發とを、殊にも待望申し上げてゐた。時は當時の天長節日が數日の後に差し迫り、更に月餘の後には憲政といふ新體制の發足する其の前夜たりしのである。たまたま大帝にはその直前、水戸地方に行幸せられ大演習を御統監し給ひ、御還幸後お風邪氣にて御引籠りなりしにも拘らず、正に五十年前の本目、急に、文相を御内儀に召され、此の大詔を御手づから御下賜し給ふたのである。日本國民の心の動向、これによりて忽ちに且つ内生的に統合されしことは決して偶然でないのである。

大詔の據つて以つて志向し給へる國體明徴・臣道實踐・總國民の職域奉公及び公益優先の御垂訓は、概ね斯くの如くである。われわれ明治年代の文化の一片を觸知せるものは、斯かる御意圖を眞に現實的なものとして、それを拜誦する毎に感激の新たなるものを覺える。しかし大正年代に生まれ昭和年代に教育され現代を生活しつつある青年達にとつてもまた、皇謨の永遠性の故に、又皇道臣道の不易性の故に、謹讀する毎に等しく必ずや深く感銘し、そして各々が「御民」として日常的の職場奉公の實踐を志されることと確く信するのである。

x

x

x

まことに大詔渙發されて五十年、我國及び世界における政治經濟上の疾風怒濤は、いまや凡ゆる政治的・經濟的・文化的の施設と心構へとの新體制化を要請しつつある。しかして之が指導原理は必然に、職分奉公・公益優先などに外ならぬが故に、それは眞實には、教育勅語が夙に臣道として高調し給ふた其のもの自體なのである。伏して實行を誓ひ、仰いで實踐躬行せねばならない。

終りに一言したいことがある。それは、此の大詔が素もと「爾臣民」と宣はせられ、國民總體に賜はれるものではあるが、直接的には先づ特に青少年學徒に下賜されたといふ事實である。思ふに凡ゆる時代は常に青少年のものだ。總人口中にしめるその員數において、國民的構成を示すピラミッドの中堅たることにおいて、創意と活動力において、又進取の氣魄と純情操において、青少年こそは國民の精華であり約束された果實たるものである。將來日本の、將來東亞新秩序の創造に最強力に参畫し其の大任を負荷するものも亦まさしく、青少年を措いてはある筈がないのである。自重と奮勵を祈ること切なる所以である。(一五・一〇・三〇)

二 遺族がたの上京

——鐵道省への註文——

九段の櫻のわくらばとともに、輝ける秋の招魂社式祭がまた行はれることになつた。この盛儀こそは、日本的家族精神の現はれであり、更には國體明徴の一具象とさへも考へられる。

ところで、この盛儀に列するため遠い諸地方から上京する人々の多数は、一晝夜餘りの長途に疲れるのみでなく、初めて試みる東京の宿屋住ひ一週間の不自由さに疲労し塵勞するに違ひなからう。だから、この旅の過勞を軽減する施設こそは、式典の内面的効果を昂めるのにとどまらず、参列者總ての銜後活動の涵養の上からみても重要な用意であり事項であるだらう。

x
x
x
わたくしは近ごろ、いはゆる遺族列車に乗りあはせ、超滿員の混雑の現實を體驗したのであり、いま茲に感懐の一端を記したいと思ふ。

尤も、早くから、此の種の光景を經驗して何らかの改善工夫を訴たへられた人もあつたであらう。ただ、私は數年來、相當距離の旅でも三等、但し特急のことといふ趣旨を、實行してゐたがために、不覺にも今日まで斯かる世界を知らずにして來たのである。ところが會々「鷗」が恰も發車し出したとたんに大阪驛のプラットフォームにかけつけたために、その約二十分後又は約三十五分後に發車する不定期列車又は定期の普通急行列車のどちらかに乗らねばならぬこととなり、圖らず、此の殺人的なる運輸光景を自から體驗し得たのである。

わたくしは京阪間の四十五分間は、不定期列車の方に乗つた。それには遺族の方がたで立錐の空間さへなく、私は京都の驛で遠慮して次の普通急行に乗り換へたが、其れも前の列車と同様であつた。それらの孰れにも乗られた上京遺族の方々は恐らく九州からの連絡に便利な故もあつたらうが、私は先づ、その五割方が熊本や長崎や

鹿児島からの人々である由を聞かされた。次いで一輛以外それが三等車の一色で何の車も手洗所までの壽司詰め、二人座席に三人が並び、又通路にも坐つてゐるのを見た。第三に、食堂車のない此の列車では、銘々が主要驛で辨當を買ふのにひしめき、更に前日早朝五時に鹿児島をたつて約三十時間殆んど眠りも得せず、又東京まで一睡さへを攝り得まいとも見られた。それさへ既に恐ろしい事である。そのうへ一たん東京に着くと、直ちに「親しきものとの靖國社での對面」に初まる六日間の諸日程が、殆んど休養の暇を與へぬだらうことも想像された。筋金いりの壯年者さへ參つて了ふであらう。まして大多數者なる老幼、殊に嬰兒と女性においてをや。

しかも、少しく早目に上京してゐるといふ事は、第一その時間などの餘裕がなからうし、又職分奉公の心に燃えてゐるこれらの人々の魂の許さぬところであらう。ともかく、大幹線の東海道においてさへ此の状態なのだから、九州線や東北線や北海道等に至つたならば、その窮状は一段と甚しいであらう。事實すくなくも直前に二十本程の大編隊列車を臨時動員せねば輸送しきれぬところへ、現に斯くあるがやうに、不定期列車だけを動員したにすぎないのであるから、この乗車難は必定だつたのである。來る春には何うするのであらうか、これが私の心を暗くしたのである。

いま私とその運輸難を緩うしたいと念願することは、彼らが殉國の勇士の近親だからといふ感傷のためのみではなく、實にその大多數が生活必需品と軍需品との生産の第一線に携はれる勞務者たるが故でもある。まことに國防國家の大成の要請される今日の故に、式典参加後その生産能性と健康性とを低下せしめてはならぬと思ふ。

九州の南端から、また北海道の北端からの三十何時間といふ長い旅程に、一夜すらもの安眠を許さず、健康的な食事の攝取に不自由せしめてはならないと思ふ。

人は言ふかも知れぬ。斯かる難旅の如きは、新體制と新生活とへの心構と體構との鍊成道場とはならないか、と。又新祭神のうつしみの體驗した征戰萬里の勞苦を頌つことは、最親愛の人々の誇りではないか、と。理窟としては一應は尤である様だが、斯かる類推は孰れも外的外れであらう。これら遺族の滯京約一週間は、式祭諸行事に精進して休養のない「公事」の連続であるが故に、過激の疲勞をば此の光榮に伴はしめて歸郷させてはならぬ筈である。まことに斯かる疲勞自體がその生産性・健康性を害はしめるならば、國家經濟上の損失この上がないのである。また勞苦を頌つとならば總國民これを頌つべきであらう。

しからば、斯かる必要に應ふるべき輸送對策には、何うした工夫があるだらうか。この方面に門外なる私には勿論、何ら權威ある提案はあり得ない。唯、吾々は東海道・山陽線の全線と東北本線・九州本線の大部分とが複線であることを承知してゐる。だから、之を利用し、式典前の二日間及び終了後の二日間を限りて、例へば長崎や札幌等から適當な臨時急行を仕立てると共に、大阪驛發仙臺驛發の早朝ないし十時の間に、二十本程の完全なる臨時急行を特設することを、先づ望むのである。その主要驛において新鮮な辨當を準備し配給することを保健上の最低限的要請として、次いで希望するのである。

x

x

x

はなしは異なるが、軍國の急に赴く應召者又は兵隊の群れが、臨時のブンメルツウグに（緩行列車）のせられ、主要驛の待避線に時間と精力を徒消させられる光景を見出すこともまた、忍び難いものの一つである。それは豫定の前日ほどに各地域別の中心點に集合せしめた上、日に數本も出るところの特急なり急行などに引續いての一時間に、同速度の臨時特急數本を仕立てて利用せしめるの方法は採れぬものであらうか。可能ならば、之らの軍國直接の奉公者の精力が如何に涵養されるか、又戰鬥力が如何に高揚されるか、測られぬものがあらうと思ふ。電撃戦に征く人々には、ブリッツツウグ（電撃列車）を利用せしめねばならぬと思ふ。

三 日獨伊三國同盟と我が經濟再編成

日本民族の悠久の營みが此の日の準備の爲のみにあつたとさへ感じられる程の對内外政治經濟の巡回轉換の大いなる事實が、展開して來た。十五年九月二十七日の日獨伊三國同盟、及び新體制運動の實現したことが、即ち之れである。いま此の大事の必然と本質との一片をみることにしよう。

我が時局は今や東亞共榮圈建設の道が、新世界秩序の有機的一環としてのみ拓かれるかの如くに緊張して來た。好むと好まざるとに拘らず、世界新秩序の主工作者としての三大國民は、東西の隔りを撤して共通の運命で結ば

れてゐることを自覺せざるを得なくなつて來た。日本の立場から解するならば、曾つて獨逸が英佛の包圍政策強化の故に奮起したがやうに、近時の我國もまた米英的包圍政策から脱出することこそが生死關頭の問題化したからである。

斯かる英米的包圍陣下に無爲に、時局に深入りしたと假定すると、前途に待つものは唯だ懸崖のみ。先づ米國の鐵と油との利用によりて我が國力に添加される正數は敵側への米國援助といふ負數で相殺される。しかも我が消耗の頂點においての全面的なる英米國禁輸は不可避である。まことに其れらを極東大陸から驅逐せしめては初めから不可能なるところの東亞新秩序の達成の業を營みつつ、其の當の英米に依存することは、理論上可能ではないのである。かくて此の禍を豫見し、南進による自給圏を創造することのみが、東亞新秩序への正しき軌道なることが覺知されたのである。それは、現状打破といふ共同の三旗手が各々第三國から攻撃された場合には武力的に協働すべしとなし、各々その身を、中立よりも遙かに交戦に近付けるところの謂はゆる非交戦状態に曝すによつて、一方米國の參戰を牽制し、他方南進策を有利に展開せんと志すのである。此の間、縦へ生じたにしろ、米國的宥和政策の介入の餘地は最はや無い。但し此の同盟が世界平和への活人劍たるに終る事は切に望まれるところではあるが、同盟に伴ふ相互の戰爭準備の勢ひが、何う發展するかは豫測され得る所ではないのである。

即ち三國中の一國に向つての第三國——事實上は米國の外にならう——の攻撃といふ情勢發展の契機は幾らでも考へ得られる所だから、現實が斯く展開した以上、一億一心、血達磨となつて國防國家の大成を政治第一の

目標とせねばならぬ。それには萬民一致の政治新體制が強化され、その大底邊としての經濟新體制——生産上の質的量的の極限的發展を指標する——が完成されねばならぬのである。大政翼賛運動の大成を翹望する心は洵に此處にある。

今にして顧みるならば、東亞新秩序を既に理念せる限り、斯かる南進的外交國策こそは、初めから明かに合目的の王道たりしものである。しかも遷延いまに及べる譯は何であつたか。各戦局及び我が國內政治情勢の熱せざりしたためでもあるが、その最大の理由に至つては、我國の經濟面上の英米依存度が餘りにも巨大なりし事實にある。最近三年の實績に即するならば、必需せる海外資財總額の三分の一強を米國から、又總額の半分を英米から輸入せるのみでなく、我が國際收支の八割を英米貨で決済したのである。就中、對米入超分のみで年額數億圓、之に向つては對英出超分を振替へてたらず對米金現送が二十億圓にのぼれることは周知の通りである。斯かる巨大の經濟關係が、樞軸的外交轉換の故に直ぐ停まるものでないことは勿論であるが、大勢としては其の激減と結局の停止とは覺悟せねばならない。之ら海外資材のうち國內増産分とシベリア經由輸入分を除いては、將來主に蘭印・南米等から之を期待し確保せねばならぬ。——これすらが遂には危いのである。

しかし、この供給の激減するだらう時局下の必需財の一切を新市場から確保することは、技術的經濟的にみて可能ではない。今は血液にたとへられる石油の一つに假例する。そして從來その所要總量の八割方を米國から得

てゐたものを蘭印産油に振替へるものと假定すると、蘭印油八百萬キロ噸は投資關係と市場關係とから仕向け先が既定されてゐるのだから、その實現は事かならずしも容易ではない。更らに濠毛や鐵鋼や米印棉等の代りもこの物色と確保にいたりては一段と難い。

しかし、選擇の許されない我國世界政策は斷じて遂行されねばならぬ。之を善後するものは、斯くして合理的なる物動計畫の改修であり、産業的再編成であり、増産と生産力擴充であり、諸統制の強化であり、そして徹底的なる消費規正である。それが特に我が中部日本産業再編成に向つて如何ほど影響するだらうかについては、稿を改めることとしよう。

四 英米包圍政策下の日本産業の編成替

この昭和十五年秋の防空演習ほどに、國民各階層が眞剣に参加し協力した例を、私は見たことがない。吾々は空襲の警報を耳一杯で聽いて協同防衛した。諸都市爆撃の新聞記事を眞と夢との境の心で味つたのである。それは、確かに世の常の演習感ではない。倫敦空襲惨害の感情移入などといふ生優しいものでなく、明かに三國同盟の成立が實感をもつて迫り來らしめたところの眞剣味であり緊迫感であらう。

それが生じ得たにしろ、同盟の第三條の發動條件が世界の何處で始發するのかは、判らない。が何處で發生したにしろ、其れに即應して日本が軍事行動的に立つの「場」は西太平洋南太平洋岸であるだらう。この太平洋とかの米大陸とを挟んで、約八千哩餘を長驅し進み、大西洋岸の彼の産業中核部を襲撃することは、技術的身的に不可能であるからである。また航空母艦による空襲の場合をも想定したならば、右の大洋上の衝突の假想の確率は一層大となるであらう。

我が制空權は完璧ではあらうが、同様の完璧を誇れる倫敦なり伯林は現に今屢々、相互的空襲に曝されてゐるのである。そのうへ、我國に至つては諸都市の建造物の大多數が防空地下室を備へぬのみでなく可燃的である。さらには、地下鐵・防空壕・綠地帯・空地帯などの施設が少いのである。

斯かる情況に曝されてゐる我が國土は、防空施設に精進するのではなくては危険極まりないのである。いまの防空演習は、一段と組織的恒久的なる防空襲施設を伴はずしては、意味の大半を喪失するであらう。この意味でも、我が國防陣はまだまだ、強化されねばならぬ。

しかしながら、軍事的意味においては、當方から挑まない限り、米國側が攻勢に立つことは恐らく生じまい。だが、嚴然たる我が軍備力が、米國をして其の歐洲の守りなる英本土を戰鬪上に救援せしめず、そして米國精力の一半を太平洋に牽制するの強度が大なるにつれ、英米資材の對日禁輸の形をもつて日本包圍政策を強化し來ることは明かである。現に、我國は此の米國牽制態勢を採れる代價を既に十二分に支拂はされてゐるのである。

即ち周知の通り、英米からの羊毛・棉花・工作機械・屑鐵・鐵鋼等の、及び石油さへもの重要資材の事實上法律上の禁輸が實行され、又強化されんとしてゐるのである。また我國からの大量の生糸輸出等も漸次抑制され來るに相違ない。

これに對處しては、支那朝鮮佛印等からの鐵鑛石、南米兩三國からの棉花と羊毛、蘭印からの生ゴム・石油で補ひをつける筈である。が、時局緊急の大需要の數量を確保しようといふ域からは遙かに遠いものがある。

x

x

x

斯かる緊急的資材の不足は、日本の、又全日本の中心的縮圖たる名古屋の産業界を——經濟新體制の運用に伴ふ中小工業界の調整の結末を描くにしろ——變貌せしめるであらう。いな毛織を含むところの纖維工業は、殊にも深刻に影響されるであらう。随つて、一旦實現された雇傭均衡情態もまた動搖せしめられるであらう。之に向つては如何に對策すべきであらうか。

まづ羊毛及び原棉の手當と數量については、生産輸出情況と操業情況とから規制されるがために、半年以上の操業手當を擁してゐる企業は尠からう。これに對しては、一段の操短を實行しながら、スフの交織は固よりとし、輸出生糸を太もの化し二倍大さへもの原糸數量を稼得して絹綿交織を高度化せしめるべきであらう。

次に屑鐵からの製鋼に代はるべき手段としては、鐵鋼一貫作業を原則とし、平爐を高爐化し、高周波化すべきであらう。原動力たる大量電力の十分の確保のためには、いまや日發を中心としての全水力國家管理を實現せし

めるべき段階に來てゐるのである。また、米國石油禁輸の結末は、偏に、蘭印産油の六割方をば求償的に確保して善後せねばならぬこと自明であらう。

ただ工作機械の増産に至つては、近時大財閥企業の進出によつて、國內的にも有望化せるがやうである。

x

x

x

やや樂觀的に、代り資源をば假に斯やうに想定してみても、所詮、重要産業への資材不足に伴ふところの影響は甚大である。しかも其れが東亞新秩序の理想達成のためには必ずや超えねばならぬ關門であり試練である限り、此の必要資材の所與量を十分に活用し、生産上の最適限の質的向上を實現することこそは、銑後一億に課せられた義務であり名譽でさへもある。

それへの手段は、公益優先の心構へで運営される企業統合であり、産業の重點化と合理化である。更には又、消費規正に服し、物資節用を實踐することである。

ただ右の手段の實踐に伴ふ勞働力の移動や調整は、一時的混亂を免かれぬであらう。之が對策としては、勞働時間を適正化し交替制を強制して人的資源を涵養すると共に、女性工場勞働力を能ふかぎり農村と家庭とに還元して母性的資源を長養することにあると思ふ。

五 もう一つの高商の必要性

新體制下の經濟再編成方向の一つが全國を通じて六世帯毎に一軒の商店といふが如き業種態の配分の排除にも存する折柄、ともすれば、配給に聯想され勝ちの高等商業教育機關の増設を望むといふことときは、現實遊離とも一見されるであらうが、實は決してさうではなくて、極めてリアルなる提案であるのである。

いつたい經營學・會計學・經濟學等の習得鍊成が如何なる體制下にてでも必要であり、その學習者への需要増が廣域經濟の實現につれて確實に展望され、又斯かる機關の地域的配分の適正の必要なることが承認される限り、名古屋こそは、正に最う一つの高商を、又進みて毎年何十名かの名古屋の子弟が東西の高商に再進入する一點のみから考へては商大さへをも、持つべきであると思はれるのである。

春ともなれば年毎に繰返される憂愁が、吾々には二つある。その一は、たつた一つの高商への窄い門に殺到するところの定員に七倍する志願者の群れを見ること、その二は、高商の卒業者の二割強が定員に三倍するところの東京・神戸商大に強行する姿をみることである。春の此の憂鬱は獨り教師と個々の學生父兄との頷つ所のみではなくて、一段と掘下げれば名古屋市民の殆どに迫り行く關心事なのである。人口百四十萬といふ此の都會構成が規定する所のやうに、之らの入學進學の希望者の大半は、まことは名古屋人だからである。尤も一般論としては、それ自體としての教育過程を卒へた商業出身者なり高商出身者が此の進學の進路を取るといふことは、斯かる人々を急需する時局下には望ましくない所であらう。資力に餘裕があれば各自能力を測らず徒らに上級校に進

まんとする事象は、人的重點主義の衡りに掛けて事前に防止すべきところでもあらう。しかし如何に精選し得たにもしろ、凡そ七倍する志願者總數を例へば半減せしめることは望み得ないだらうし、又人材的適所といふ新體制の心構へがナチス流に個々人に徹底するまでは殆ど絶望的であらう。

ところで教育對策が徹底して志願總數を相當程度調整するを得た曉においてすら、例へば高商級の學校卒業者數を増すことの必然性及び此の必然的に増加する適格學生を名古屋自からの教育施設で育成することの必要性にいたりては、左の三つの理由のみからでも明白であるだらう。

その一は、高商の教科目と内容と精神を新體制に即應整理統合せしめることの必要は勿論であるが、その上は凡ゆる産業態別を、各卒業者の職域となし得るが如くに施設してあり、随つて卒業者過剩の憂ひがなく否その逆であらうといふことである。最近數年の就職先としては製造會社・工業會社が激増してゐるのだが、いま代表的工業會社採用人員の學校別的構成を見ると、技術二名に對して事務五名の比率を呈してゐるといふ。この情況の下に、一兩年來の高工數校の新設と定員増加及び高校理科定員の大擴充の傍らにおいて、高商の校數及びその定員は殆ど舊態のままなのであるから、現状のまま推移する限り、早晚必ずや高商出身者の供給がその需要を充たし得なくなることは火を見るよりも明かである。

その二は、將來經濟統制が一段と軌道に乗り進みたる段階においても、高商卒業者はその學習せる統制技術

や經理統制や重要産業別團體職務等に應ふることによつて、その内面的需要が増すだらうことである。又例へば配給業保險業等からの需要が減するにしろ、在來から要求されてゐた一層廣汎な全産業界及び廣域經濟圏内の新事業界からの需要は、増加するのみの一方であらう。

その三は、高商への志望者の七割餘さへもが愛知・岐阜・三重・静岡の子弟であり、又その過半が名古屋市民であるといふ事實から由來するものである。かかる情勢の下にその門の窄きの故に相當頭腦の青年さへもが落選して東京行を強ひられた後日物語りを想像するならば、吾々の心は深く傷まざるを得ないものがある。兩親の温かい懐から離れて、冷たい下宿住ひのみが待つてゐる「東京遊學」なるものは、少青年の心身發達に望ましくなくもの一切の環境ではなからうか。

上來だけにも、名古屋の財界人が單獨にて又は協同して、もう一つの高商を名古屋に開設するの理由は十分であると思ふ。顧みるに、吾々が名高商の開設に参加してから二十年。この間、市民数は約七十萬から二倍大し、又その經濟力・生産力・生産高に至つては實に數倍大してゐる。さて、之と同様の進運に立つてゐる大阪は三、京都は二、神戸は二、横濱は二の高商を各々その官立校の以外に擁有してゐる。そして名古屋にだけは之が無い。茲に添加すべき最後の理由としては、かかる學府學園を有するによつて、所在都市の知的文化的水準の昂揚されるといふ事實がある。更に又、父兄の許で高商校を學習し卒へた人々は郷里の誇りを擔うて概ねは産業界の中

堅として中京にて働き、地方の經濟文化に深く寄與するに至るといふ事實がある。ズウダアマンの「故郷」の心は、その人柄を深め、その心情を豊かにし、その郷里の風格を昂めるものである。

尤も吾々は名古屋の一コンツェルンの將帥たる或る人が、兩三年來眞面目に、一高商案を鍊成されつつあるとも仄聞はしてゐる。ただ未だにその實現されないことを遺憾に思ふ。その障碍が奈邊にあるかを知らないものではあるが、若し其れが市民の熱意と聲援の低きことにあるならば、今や人々は専門的學園の運営の有する深い意味と重要さに覺めるべき時ではなからうか。

又思ふに大産業人は何びとにあれ、その主職分として、主宰する數百數千の従業者に向つての現實の教育者であり指導者である。いま、この職分・その識見・その時間・資力の一部を割き、模範的なる一學園を經營するならば、その主職分たる私教育者は、茲に、公教育家たる社會的職能を兼攝することとなる筈である。

重ねていふ。いまや優れたる經營技術の公開が高唱され、又公益優先が強調されるのとき、斯かる人々が、私的教育家たる域から公的教育家へと自からの人格を擴充することは、新體制の一具現とも考へられるのである。いかなる形式にまれ、吾々は非營利的なる、もう一つの學府實現の日を待望してやまないものである。

六 我が南方政策の王道

— 附、米英蘭印の我國資産凍結 —

我が世界政策の軌道は昨秋の樞軸同盟の締結をとほして確く施設され遙かなる西地平線のかたに連絡されてゐる。之により、支那事變處理は不可分の歐羅巴戦争の歸結に連繫し、東亞新秩序への展望は高度に歐洲新秩序のそれに連繫したのである。その結果わが國製造工業海外資材中の約七割さへを占めてゐた英米の資源はこの十五年十月央ば以來、軍國日本の物動計畫から脱落したのであり、勢ひ我國の想定勢力圏からの供給力へと切替へられねばならなくなつてゐる。之が、東亞共榮圏の實現を至上命令となすに至つた所以である。

斯かる情勢は思ふに、恰もドイツがその食料原料三割方の源泉たりし南米の脱落分をばバルカン農礦資源で代用培養せしめねばならぬのに酷似してゐる。かくて我國は、ドイツ中心の廣域經濟圏の結成政策の業績から、貴重の教訓を得て來ねばならぬものと思はれる。

つたゞドイツ指導者は長期戦の必至化以後、先づ第一に大ドイツ生活圏を、第二に作戰圏を、第三に培養圏を確保せずしては、歐洲制覇を成就し得ない所以を體得しその實現に精進した。即ち廣域經濟圏を序列的の三階層に別ち、第一の生活圏に中歐を、第二の對英作戰圏に北西歐を、第三の兵站培養圏にバルカンをと確く企畫したのだ。そして之が實現手段としては、第一圏第二圏には電撃戦を用ひたに對し、第三圏の獲得には機械・船車・

武器等の輸出先投資先なるを利用して無血外交工作に依頼し凡そは成功したのである。第三圏からの培養能力を維持すると共に二面作戰に伴ふ消耗を回避するがために。

ただ周知の通り、ユウゴオ及び希臘への征戰で、この企畫は齟齬した次第である。——地中海制壓を對英本格戦に優先せしめると云ふ事に、全作戰の基本方策を轉換したのでなくては、この征戰とその成果とが、ドイツにとつて資産を加へたのか、其れとも負擔を増したのかは、偏に後世史家のみの判定するところであらう。——とまれ、バルカンの崩壊が第一に英國指導者を喪心せしめたことは疑ひないところである。しかし其れと同時に、外交報國を念願せるドイツ政治家もまた事の志と違つたことを遺憾としてゐるのではなからうか。

總じて事の本質の把握には、銀幕上の萬華鏡的光景に酔ふに先立ち、須らく舞臺裏の大局的企畫を透視することを要すると思ふ。

ところでドイツ廣域經濟政策に應へたかのやうに十五年夏以來の我が國策は確然と東亞共榮圏の建設へと歸嚮した。そして我が廣域中の培養線こそは既に開發されたる南方三地域を措いては他にはありえない。ただ、それと同時に、二千何百哩を距ててゐるところの培養圏の編入策の性格としては、殊にも無血なる完遂を上乗とすること勿論である。この意味で私は、蘭印は東亞のルウマニアたらしむべきであり、そして決してユウゴオたらしめてはならぬ事を思ふこと切なるものがある。モスクワで比重を添加された日本外交迫力をば武器とし、合理的に執拗に蘭印と交渉し、外交工作で志を貫徹する事を望むこと、洵に切實である。之こそが我が南方政策の王

道である。

この場合、わが經濟力の負荷する任務は、作戰力と同様に重大である。けだし此の外交迫力の推進力こそは主に、我國重工業・造機業の所産を輸出し投資する事による經濟的進攻の裡にこそ伏在するものであるからだ。南方諸邦への此の粘り強き熱意と國內生産力の擴充發達とがよく持續されることなくしては、大共榮圖案は結局、夢物語と化するであらう。

(附) ここに「モスクワで比重を添加された日本外交迫力」とは勿論、十六年四月十三日、松岡(前)外相の訪獨歸途上、調印した日ソ中立條約を指す。これは六月十一日、日ソ通商貿易協定の成立で裏打ちされたのであり、斯くて間接的ながら日獨ソ間は政治的にも連繫されたかに見えたのである。

しかるに僅か十日の後にして、六月二十二日ドイツの對ソヴェト宣戰、引續き對ソ進撃の勃發によりて、我國の對歐洲戰爭地位もまた重大化し複雑化せること廣知の通り。もつとも緊密の同盟國たるドイツは茲に、在來の五戰線——フアイヴ・フロンツの外に大ロシア戰線を展開することとなり、之と同時に、その對英作戰はアメリカの事實上の向英參戰の故に長期戰が決定化せるかに觀望されるのである。これに伴うて、我國の南方地域培養圏の大業もまた、再吟味せられ新聞光のもとに進捗せしめられるかに考へられる。

屢々觸れたがやうに、佛印は敗殘の佛蘭西の培養圏であり、ついで泰國は英國の壓倒的投資下に半開發され、そして英領ビルマとマレイに接壤するの地域である。しかして蘭印に至つては、經濟關係上完全に英國の勢力下にあるのみでなく、和蘭本國とともに英國との軍事同盟にあるを公宣し實踐するの國である。かやうにして、我國の南方政策遂行の途もまた、

佛印泰と蘭印とは自から異ならざるをえず、又現に異ならしめ來つたのである。凡そ斯かる懸崖と奔濤との中間を進航せねばならぬ我が南方政策なるの故に、私は、日本的自主性平和性によつて特に蘭印に臨むことの王道たる所以を説明し來れるのであつた。

ところが、七月二十六日わが國と佛印との共同防衛の意見一致の聲明されるや、南太平洋英米權益を傷ふものと看たる英米は、二十五日・二十六日、我國の在米資産凍結・在英資産凍結・日英通商航海條約廢棄をもつて對抗し來り、大いで蘭印も二十八日、我國資産を凍結し十五年十一月締約の日蘭爲替協定を解約し來つたのである。かやうにして何後の我が南方政策、隨つて對英米政策上の轉變は、一面、我國の出口にかかるとともに、他面、先方の對日經濟的壓迫の措置の如何にかかることとなつたのであり、最はや在來の私見の底流れの一たりし經濟的解明のみで、南方政策の將來を推測しえざるに至つたことを思ふこと頗りである。さはれ、大いなる動向の關するかぎり、茲に展開せる南方政策は依然と、一の王道たるものと信ぜられるのである。